

大阪商業大学 自己点検評価報告書

第 13 号

目 次

はしがき

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1 使命・目的等	8
基準 2 学生	17
基準 3 教育課程	60
基準 4 教員・職員	85
基準 5 経営・管理と財務	99
基準 6 内部質保証	117
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	121
基準 A 社会貢献と連携	121
V. エビデンス集一覧	130
エビデンス集（データ編）一覧	130
エビデンス集（資料編）一覧	130

は し が き

「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」として知識基盤社会が定義されています。この知識・情報・技術をめぐる変化は加速しており、今後は AI 等をはじめとする技術革新やグローバル化の一層の進展による産業構造や雇用環境の変化、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の急減、女性・高齢者等の活躍の進展が予想されています。

このような状況のなか、国からは第 3 期教育振興基本計画が示され、大学には、新たな知識・技能を修得するだけでなく、修得した知識・技能を実践・応用する力、さらには自ら問題の発見・解決に取り組む力を育成することで、主体的に多様な人々と協働しながら、新たな価値を創造し、より豊かな社会を形成することのできる人材を育成することが求められています。これまで本学は、建学の理念である「世に役立つ人物の養成」に基づき、学生が成長する場面づくりに注力してまいりましたが、更なる充実に向けて引き続き尽力いたします。

本書は、平成 29(2017)年度の教育研究活動を振り返り、『自己点検評価報告書』第 13 号として刊行し、建学の理念である「世に役立つ人物の養成」の具現化と実学教育の実践、そして教育の質向上と充実のための指針とします。本学は平成 31(2019)年に開学 70 周年を迎えますが、今後も教職員協働で自己点検評価活動を継続し、本学のたゆまぬ改善努力の集積ともいえる報告書を通じて学生や保護者・関係者への説明責任を果たしていきたいと考えております。

本書の作成にあたられた関係者の方々に厚くお礼を申し上げます。

平成 30 年 10 月
大阪商業大学 自己点検評価委員会
委員長 谷 岡 一 郎

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

大阪商業大学（以下「本学」）は、昭和 3(1928)年に設立された大阪城東商業学校を母体として、学校法人谷岡学園（以下「本学園」）創設者である谷岡登初代理事長によって昭和 24(1949)年に開学した。谷岡登理事長・学長が「本学に学ぶ者は須く役立つ人物たらしむことを期すべし」と説いたことを受け、「世に役立つ人物の養成」を建学の理念に掲げている。この理念は、本学学則第 1 条において「教育基本法及び学校教育法の規定に則り、建学の理念である、世に役立つ人物の養成を旨とし、広く知識を授けるとともに、専門の諸科学を深く教授研究し、広い視野と的確な判断力をもった人材を育成し、社会の発展、学術と文化の向上に貢献することを目的とする」として定めている。

1. 建学の理念とそれに基づく大学の使命・目的

本学は、開学以来「世に役立つ人物の養成」を建学の理念とし、「実学教育」に向けた教育課程の体系化とその実践に努めてきた。本学が目指す「実学教育」とは、修得した学問を経済活動にかかわる領域で実際かつ柔軟に活用できる人間を教育することであり、本学では「実学」を以下のように「広義の実学」と「狭義の実学」に区分している。即ち、「広義の実学」とは、既成の観念や価値観にとらわれることなく自由な視点で事実を直視し、現実即ち新しい発想に基づいて思考する能力を育成する学問であり、「狭義の実学」とは、「広義の実学」における学問形成に必要な外国語能力や情報処理能力のような、高度に実践的な技術・技能・知識の修得にかかわる資質を養成する学問である。本学の基本理念は、「広義の実学」と「狭義の実学」を有機的に結合させた教育を通して、建学の理念を実現することにある。

建学の理念は、本学園が存続する限り変わることはありえないものの、その具体的な解釈については、各時代の社会状況に応じて示される必要がある。国際化が進み、大学卒業後の活動領域が世界に広がることが予見される時代に備えておくべき人間の資質、能力を簡潔に表わす言葉を、「建学の理念を支える 4 つの柱」として、平成 9(1997)年 10 月に谷岡太郎第 2 代理事長によって

『国際社会に通用する「思いやりと礼節」をわきまえた責任感の強い立派な人間』

『学習活動に真面目に取り組み「基礎的実学」を修得した人間』

『いかなる状況の変化にも対応できる「柔軟な思考力」を保持する人間』

『困難な状況下でもつねにプラス思考で取り組み「楽しい生き方」のできる人間』

と示された。これは、大学の使命・目的を端的に表現した言葉であると認識し、アドミッション、カリキュラム、ディプロマの 3 ポリシーに反映し、学生のみならず教職員が大学生活で基本とすべき活動指針として自校教育に取り組んでいる。

2. 教育の基本方針と教育組織の整備・展開

「広義の実学」と「狭義の実学」を教育課程と学部学科編成に活かす取組みを経年的に行っている。教育の大綱化をうけて、本学は、平成 6(1994)年に教育課程を見直し、学科の専門的知識を体系的に学ぶ主専攻科目、4 年間をとおして教養を感得する副専攻科目の 2 体系に整備した。副専攻科目には外国語能力、情報処理能力の向上を目指すコースも設定し、学生の学習意欲に応える工夫を行った。これは、広義と狭義の実学を 4

年間、学生が実感をもって学ぶ仕組みである。

さらに、平成 9(1997)年、大学院地域政策学研究科地域経済政策専攻（修士課程）を開設した。急速に進む地域間格差、アジアを視野に入れたグローバル化に対応する高度専門職業人の養成が求められていることから、その社会的要請に積極的に応える本学の使命感に基づく対応である。その後、平成 11(1999)年には、同大学院に博士課程（後期）を開設、高度専門職業人のみならず研究者の養成に応える体制を整備した。

大学開設以来、適宜改定を重ねた学部組織、商経学部経済学科・経営学科・商学科・貿易学科を平成 12(2000)年、経済学部経済学科、総合経営学部経営学科・流通学科の 2 学部 3 学科編成に改編した。これは、学問の進化、経済社会の変化など開学当時に比べて大学を取り巻く環境が変化し、より高い専門的知識と社会環境に柔軟に対応できる能力を有する人材が求められることに伴う改編である。平成 14(2002)年には「起業教育」に特化した学部の特別コースである「大阪商業大学ビジネス・パイオニアコース（OBP コース）」を設置した。これらの取組みは、「本学学生への起業教育」を軸に、地域や高校と連携した「起業教育・起業家育成」を企図したものであり、平成 16(2004)年度に文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム（特色 GP）」に採択されている。平成 17(2005)年には、経営学を基盤に公共的諸施設及びサービスをマネジメントする能力を有し、地域貢献を行う人材を育成するため、総合経営学部に公共経営学科を新設した。さらに、平成 30(2018)年に公共経営学科を母体として、公共学部公共学科を新設した。これは、少子高齢化やグローバル化の進展によって不透明感が増す地域社会を、新しい地縁社会として自立させるために必要な人材を育成するためには、従来の公共経営学的思考では限界があり、公共経営学的発想に政治学や心理学、経済学、経営学、倫理学などの関係諸科学が必要であることから、設置を企図した。

大学院は平成 20(2008)年に、前述の「起業教育」との連動を視野に入れ、起業家やビジネスリーダーの養成を目指して「経営革新専攻」（修士課程）を新設した。

平成 27(2015)年度より、新産業の創生や国際交流に必要な能力と資質を有する人材を育成することを目的として、大学院地域政策学研究科経営革新専攻に「特別教育研究コース（IR マネジメント）」、学部にグローバル・アントレプレナー・トレーニングコース（GET コース）を設置した。グローバル化が進行するなかで、上記の教育プログラムに加え、大学全体の留学支援制度の構築を行った。

本学が建学の理念に基づき各種取組みで育成を図る人材は、専門的知識に長じているだけでなく、総合的判断能力に秀でた人物、換言すれば時代の変化に柔軟に対応できる人材である。前述の「4 つの柱」に照らし、本学の使命は、社会で必要とされる能力・資格等の取得に限らず、自らの自立を促す活動（スポーツ活動・文化活動・ボランティア活動等）にも取り組み、高い倫理観を持った意欲的な人材を育成することであると考え。本学における課外活動の意義と役割をスポーツ憲章の制定（平成 26(2014)年）によって内外に示した。また、学生自身が成長を実感できる学生生活となるよう学生の満足度を向上させるために、本学の自己点検評価及び外部評価を通じ、不断の努力を行うことによって、「面倒見の良い大学」、「就職に強い大学」そして「結果を出せる大学」と評され、併せて地域、社会にとっても存在感のある大学を目指している。

3. 教育研究活動の推進 ～地域社会との連携～

学生が、自らの学修と成果がどのような社会活動に結びつくのかを具体的にイメージすることができ、能動的に学修する取組を行う。この取組は、3ポリシーにリンクして、個々の学生がそれぞれの能力と個性を伸ばせる教育システムを構築・推進することであり、教員のみならず職員も参画した全人的教育を実施する教育課程内外にわたる全学的なアクティブ・ラーニング活動である。この活動を通じて、学生が自己発見と自立を図るとともに、大学教育の質の向上を目指す。

今後の教育や学生支援の構想としては、下記の事項が挙げられるが、これらの教育サービスを迅速に実施し、既存の教育施設・設備を最大限に活用することによって、教育における学生の満足度をアップさせる。

- ①各種入試制度によって入学する学生の資質・意欲は、多様化している。これに応じて、教育課程の柔軟な運用を図ることで、学生一人ひとりが「結果を出せる」教育活動を行う。
- ②就業力育成支援事業は、学生の「気づき」を促し、社会的及び職業的な自立を図れる能力を養う事業である。入学前の基礎学力向上から教育課程内外にわたり、教員と職員が連携して支援する長期プログラムであるため、PDCA サイクルを回し、改善・充実を図っていく。その過程で、導入教育から卒業後支援まで学生支援体制を構築・推進することで、「離学者が少ない」、「入学させたい」大学となることを目指していく。
- ③本学が経年注力してきた教育プログラムを量的に拡充するとともに、質の向上を図る。更に全学的なアクティブ・ラーニング活動に基づいた教育プログラムを開発、実践することで企業をはじめ社会に評価される教育サービスを提供する。具体的には、下記の取組について、平成 28(2016)年に竣工した新校舎「ユニバーシティ・コモンズ リアクト（以下、リアクト）」を積極的に有効活用しつつ展開していく。
 - 1.フィールドワークをはじめアクティブ・ラーニングを用いた演習の開発、充実に積極的に取り組む。
 - 2.「新しい教養」、チャレンジする心の育成を目指す教養と位置付けた副専攻科目の充実を図る。
 - 3.海外留学を基軸とした GET コースを有効に実践展開するとともに、大学全体の留学支援策を推進実施する。
 - 4.本学の特色である起業教育の推進、キャリア教育の強化等を継続推進する。
 - 5.本学の特色ある研究と連携した教育プログラムの開発を目指す。
 - 6.課外活動の解釈を広げその活発化を図るとともに、スポーツ競技力の強化、教育との融合化及び指導に取り組む。

本学が組織的に展開している研究は、大学院、比較地域研究所（JGSS 研究センター含む）、アミューズメント産業研究所、商業史博物館、総合交流センター（起業教育・特色教育・地域交流・国際交流）、共同参画研究所（平成 30(2018)年開設）の各機関で行っている。これらは、地域の活性化、まちづくり、更にそれらへ貢献できる人材の育成に資する教育研究であるが、今後は各機関の有機的な連携による研究を進め、学生、地域社会に成果の還元を目指していく。具体的な構想は、以下のとおりである。

- ①地域活性化に資するスポーツ、アミューズメント事業の具体化を促進する研究
- ②アジア地域の大学をはじめとする研究機関との学生・研究員の交流を進め共同研究を通じて、国際連携による地域貢献を促す研究
- ③起業家育成、起業教育に役立つ教育研究

また、大学院においては、地域政策学（地域経済政策、経営革新）を中心として産業界、官界、学界等の広範な領域に貢献する研究成果の発信と人材（高度専門職業人など）の育成を行う。

本学は東大阪市や地元企業と連携を図り、地域社会における中核機関として地域の教育、文化や産業の充実発展に寄与してきた。

具体的な取組みは、下記のとおりである。

- ①大商大アントレ・ラボ、大商大リエゾン・オフィス設置による起業及び第二創業等の支援
- ②研究講座の開設を通じた社会人教育
- ③高等学校と連携した起業教育の推進
- ④地域との繋がりを深化させるための地域住民を対象とした各種公開講座等の学術貢献や文化・地域スポーツ振興事業
- ⑤商業史博物館の展示、アミューズメント産業研究所の展示と地域への図書館開放等による、教育・文化普及活動
- ⑥大学院公開講座や研究講座を通じた教育研究成果の発信
- ⑦地域連携教育活動による東大阪市内小中学校への貢献

これらの取組みは大学の知名度を高める重要な施策であり、今後とも推進する。

更に図書館が果たす大学内外での役割の多様化に鑑み、開館時間の延長等を恒常的に行うことで、大学が有するハード及び知的資産の活用を図る。

Ⅱ．沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 3 年(1928)	初代学長・谷岡登が「世に役立つ人物の養成」を建学の精神として、大阪商業大学の前身である大阪城東商業学校を開学。
昭和 24 年(1949)	学校制度改革を機に大阪城東大学を開学、経済学部経済学科を設置。
昭和 27 年(1952)	学校名を「大阪商業大学」と改称。経済学部経済学科を商経学部商経学科に変更し、商学専攻を増設。
昭和 37 年(1962)	商経学科を経済学科、商学科、経営学科に分科。
昭和 40 年(1965)	貿易学科を増設
昭和 58 年(1983)	本学の創立者である谷岡登の遺徳をしのび、谷岡記念館(昭和 10 年建築の旧本館を移転、改築復元)を開館
平成 9 年(1997)	大阪商業大学大学院(地域政策学研究科 地域経済政策専攻 修士課程)設置、産業経営研究所、商業史研究所を改組し、比較地域研究所を設置
平成 11 年(1999)	大学院博士(後期)課程を開設 商業史博物館開館
平成 12 年(2000)	商経学部(経済学科・商学科・経営学科・貿易学科)を、経済学部(経済学科)、総合経営学部(経営学科・流通学科)の 2 学部 3 学科に改組。アミューズメント産業研究所開設 谷岡記念館が国の登録有形文化財に指定される
平成 14 年(2002)	“知的交流”“知の実践”の場となることを願い、U-メディアセンター「GATEWAY」、ユニバーシティホール「蒼天」オープン(10 月) 「大阪商業大学ビジネス・パイオニアコース」(OBP コース)を設置
平成 15 年(2003)	旧図書館を学生の憩いの場 Re/Ra/Ku として改修、コンビニや旅行サービスカウンターを設置
平成 16 年(2004)	キャンパス・イノベーションセンター(大阪地区)に大阪商業大学サテライトキャンパスを設置 クリエイション・コア東大阪に大商大リエゾン・オフィスを設置
平成 17 年(2005)	総合経営学部公共経営学科を増設。総合経営学部流通学科を商学科と改称
平成 18 年(2006)	新校舎(4 号館)第一期竣工
平成 19 年(2007)	新校舎(4 号館)第二期竣工 学生食堂「S-terrace」オープン
平成 20 年(2008)	大学院 地域政策学研究科 経営革新専攻(修士課程)を設置 大学院 地域政策学研究科 地域経済政策専攻 特別教育研究コース(犯罪学)を設置 学修支援センター、スポーツセンターを設置 エクステンションセンターをリエゾンセンターに改組 平成 20 年度大学機関別認証評価受審
平成 21 年(2009)	JGSS 研究センターを開設
平成 22 年(2010)	大阪商業大学商経専攻科 商業専攻・経済専攻 募集停止
平成 23 年(2011)	学生寮(みくりや寮)をリニューアルし、S-dorm(エス・ドーム)と改名 新研究棟竣工
平成 24 年(2012)	6 号館 1 階を学修支援センターとしてリニューアル
平成 25 年(2013)	第一グラウンドを人工芝化 旧体育館を多目的屋内競技場としてリニューアル
平成 26 年(2014)	大阪商業大学梅田サテライトオフィス「CURIO-CITY」開設 平成 26 年度大学機関別認証評価受審
平成 27 年(2015)	大学院 地域政策学研究科 経営革新専攻に特別教育研究コース(IR マネジメント)を設置 「グローバル・アントレプレナー・トレーニングコース」(GET コース)を設置
平成 29 年(2017)	ユニバーシティ・コモンズ リアクト竣工 リエゾンセンター、学修支援センター、スポーツセンターを改組し、総合交流センターを設置
平成 30 年(2018)	総合経営学部公共経営学科を改組し、公共学部公共学科を開設 共同参画研究所を開設

2. 本学の現況

- ・大学名 大阪商業大学
- ・所在地 大阪府東大阪市御厨栄町4丁目1番10号
- ・大学の構成

<学部>

学部名	学科名
経済学部	経済学科
総合経営学部	経営学科 商学科
公共学部	公共学科

<大学院>

研究科名	専攻名
地域政策学研究科	地域経済政策専攻 経営革新専攻

- ・学生数（平成30年5月1日現在）

<学部>

(人)

学部	学科	入学定員	上段：在籍学生数 下段：(収容定員)				
			1年次	2年次	3年次	4年次	計
経済	経済	300	353 (300)	347 (300)	377 (380)	446 (380)	1,523 (1,360)
経済学部 計		300	353 (300)	347 (300)	377 (380)	446 (380)	1,523 (1,360)
総合経営	経営	400	466 (400)	320 (400)	347 (320)	333 (320)	1,466 (1,440)
	商	150	172 (150)	144 (150)	138 (150)	190 (150)	644 (600)
	公共経営	—	1 (—)	157 (150)	167 (150)	198 (150)	523 (450)
総合経営学部 計		550	639 (550)	621 (700)	652 (620)	721 (620)	2,633 (2,490)
公共	公共	250	253 (250)	— (—)	— (—)	— (—)	253 (250)
公共学部 計		250	253 (250)	— (—)	— (—)	— (—)	253 (250)
合計		1,100	1,245 (1,100)	968 (1,000)	1,029 (1,000)	1,222 (1,000)	4,464 (4,100)

<大学院>

(人)

研究科	専攻	入学定員		収容定員		在籍学生数	
		修士課程	博士課程	修士課程	博士課程	修士課程	博士課程
地域政策学	地域経済政策	10	3	20	9	6	5
	経営革新	10	—	20	—	7	—
地域政策学研究科 計		20	3	40	9	13	5
合計		20	3	40	9	13	5

・教員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）（人）

学部	専任教員数	非常勤教員数
経済	29	39
総合経営	49	70
公共	26	27
計	104	136

・職員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）（人）

正職員	嘱託	パート(アルバイトも含む)	派遣	計
78	34	28	52	192

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

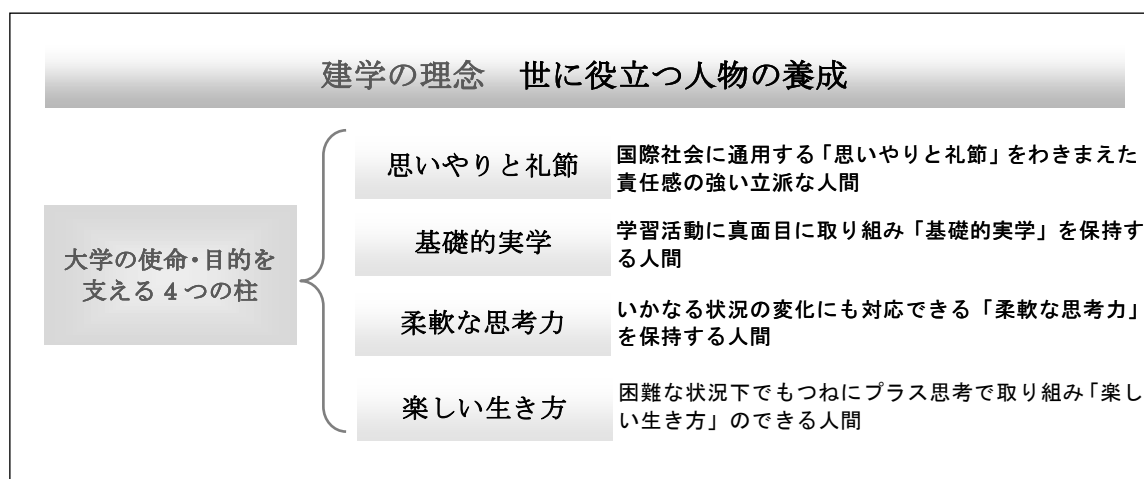
(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学校教育法第 83 条に則り「大阪商業大学学則」（以下「学則」という）第 1 条に「教育基本法及び学校教育法の規定に則り、建学の理念である、世に役立つ人物の養成を旨とし、広く知識を授けるとともに、専門の諸科学を深く教授研究し、広い視野と的確な判断力をもった人材を育成し、社会の発展、学術と文化の向上に貢献することを目的とする」と定めている。

昭和 24(1949)年の開学以来、本学は「世に役立つ人物の養成」を建学の理念とし、「実学教育」に向けた教育課程の体系化とその実践に努めてきた。本学が目指す「実学教育」とは、修得した学問を経済活動にかかわる領域で実際かつ柔軟に活用できる人間を教育することであり、本学では「実学」を以下のように「広義の実学」と「狭義の実学」に区分している。即ち、「広義の実学」とは、既成の観念や価値観にとらわれることなく自由な視点で事実を直視し、現実在即した新しい発想に基づいて思考する能力を育成する学問であり、「狭義の実学」とは、「広義の実学」における学問形成に必要な外国語能力や情報処理能力のような、高度に実践的な技術・技能・知識の修得にかかわる資質を養成する学問である。本学の基本理念は、「広義の実学」と「狭義の実学」を有機的に結合させた教育を通して、建学の理念を実現することにある。経済を中心とするグローバル化や少子高齢化、情報化といった急激に社会が変化する時代において、専門的知識に長じているだけでなく、総合的判断能力に秀でた人物の育成が必要とされている。また、従来の学力偏重型ではなく、時代の変化に柔軟に対応できる人材が求められている。こうしたなか、本学の使命は、社会で必要とされる能力・資格等の取得に限らず、自らの自立を促す活動（スポーツ活動・文化活動・ボランティア活動等）にも取り組み、高い倫理観を持った意欲的な人材を育成することであると考えている。

なお、建学の理念は、平成 9(1997)年 10 月に、大学の使命・目的を支える 4 つの柱「思いやりと礼節」「基礎的実学」「柔軟な思考力」「楽しい生き方」として明文化している（図 1-1-1 参照）。

図 1-1-1 建学の理念と理念を支える 4 つの柱



また、「大阪商業大学大学院学則」（以下「院学則」という）第1条に「地域に関する総合的、学際的な教授研究を行い、地域をめぐる諸問題の解決と政策の企画・立案に指導的役割を果たす人物を養成するとともに、精深な地域政策学の確立を目指すことを目的とする。」と定めている。

これに基づく本学の教育目的については次のとおりである。

【教育目的（学部）】

経済学部

国内外の地域社会を持続可能な発展へと導くためには、経済社会の動向を正確に分析し、柔軟な発想と幅広い視野で物事を考え、社会の一員として経済の発展のために責任ある行動をとることが求められる。これらの資質・能力を修得するために、経済学を基軸に広範囲な理論・知識について教育研究を行うことを目的とする。

経済学科

市場を基盤とした経済学の理論・歴史及び政策などについて教育研究することを目的とする。即ち、経済学における広範囲な理論・知識を修得し、国内外の地域社会が抱える諸問題に応用可能な解決能力を備えた人材を育成する。

総合経営学部

営利組織及び非営利組織のマネジメント能力並びに組織間の関係性、組織と市場の関係性、公共サービスのマネジメント能力を有する人材が求められる。組織が持つ経営資源を効率的・効果的に活用して、環境変化に対応するマネジメントについて教育研究を行うことを目的とする。

経営学科

経営資源及び経営情報の効率的活用について教育研究することを目的とする。即ち、経営学、会計学、情報科学等の能力を基盤に、広角的な視野を持ち、マネジメントに関する総合的判断力を有する人材を育成する。

商学科

市場の歴史及び現状並びに市場の創造について教育研究することを目的とする。即ち、流通科学及びマーケティングを基盤に、市場を分析し創造する企画力及び実践力を持つ人材を育成する。

公共学部

地域社会を創造するためには、公共空間を創成し運営することが求められる。公共空間が十全に機能するためには人々の協働活動が必須である。このような協働の場を創成し運営するために必要な人材が修得すべき能力は、「他者の立場や価値観の違いを享受できる能力」、いわゆる公共マインドを持った経営的発想と能力である。これら能力の修得に必要な公共空間の創成と運営に関する教育研究を行うことを目的とする。

公共学科

地域社会の創造に関わる公共空間の創成と運営について教育研究することを目的とする。即ち、公共空間の創成と運営に際し、公共マインドを持って意思決定ができる資質・能力に加えて、経営的発想に基づく企画力、実行力を有する人材を育成する。

【教育目的（大学院）】

地域政策学研究科（再掲）

地域に関する総合的、学際的な教授研究を行い、地域をめぐる諸問題の解決と政策の企画・立案に指導的役割を果たす人物を養成するとともに、精深な地域政策学の確立を目指すことを目的とする。

地域経済政策専攻

経済学、公共政策学や公共経営学、中小企業研究、地域研究としての歴史学や文化論等を有機的に連関させ、理論と実践を融合した地域政策学の研究教育を行う。その過程を通じて、地域政策学を基盤に地域がかかえる諸課題にグローバルな知見から問題を発見し、解決策を企画・立案し、その解決策を運用するシステムを管理運営する高い能力を持った高度専門職業人および研究者を育成する。

経営革新専攻

経営学を基盤としながら、商学、会計学、法学、経営情報学、公共経営学等の分野の知識の修得と実践教育および研究を行う。その過程を通じて、企業経営に関する高度な専門的知識とグローバル・マインドさらには崇高な倫理観をもち、地域経済の活性化に資する経営革新の担い手としての起業家やビジネスリーダーを育成する。

本学の教育目的は、大学設置基準第 2 条に基づき、「学則」第 4 条に定めている。また、大学院においても大学院設置基準第 1 条の 2 に基づき、専攻ごとの教育目的を「院学則」第 2 条の 2 において簡潔に明文化している。

本学の教育目的は、実学教育を通して建学の理念を実現することである。平成 10(1998)年以降「起業教育」に注力してきた。起業の意義や社会的役割を伝える起業教育では、地域の経営者・起業家を講師に招聘する授業科目「地域社会と中小企業」と「地域産業振興論」を開設し、若者のチャレンジ精神を育み、就業意欲を高める工夫を行っている。平成 14(2002)年度には「大阪商業大学ビジネス・パイオニアコース（OBP コース）」を設置した。このコースでは、将来ビジネスリーダーを目指す人材の育成を目的にしており、情報処理能力、外国語能力、会計能力の修得にも努めている。起業家を育成する「起業家育成」は、起業家精神の涵養からインキュベーション施設の設置や出資制度による創業支援にいたるまでのトータルな取り組みである。起業家育成セミナーの実施、インキュベーション施設の開設、産学交流ネットワークの構築、大商大ベンチャー投資制度の創設、大商大ビジネス・アイデアコンテストの開催等、地域に開かれた大学として、様々な施策を展開してきた。これらの取り組みは、「本学学生への起業教育」を

軸に、地域や高校と連携した「起業教育・起業家育成」を企図したものであり、平成 16(2004)年度文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム（特色 GP）」に採択された。

講義によって得られる教養及び専門知識を、フィールド（実社会の現場）において実際に活用する実践教育を通じて「社会的問題解決能力」を効果的に養成することを目的とした「フィールドワークゼミナール」を、2・3・4 年生を対象とする演習科目として実施している。この教育活動（「実践教育による社会的問題解決能力の養成－フィールドワークを活用したプロジェクト型演習の導入－」）は、平成 20(2008)年度に文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム（教育 GP）」に採択された。

就職支援活動においては、進路未決定者への電話連絡による活動状況の聞き取り及び 3 年生全員を対象とした 1 人あたり約 50 分間の個別相談等の取組みが、「個別面談体制と社会人力向上策の展開による就職率の維持・向上」をテーマとして、平成 21(2009)年度「大学教育・学生支援推進事業」に選定されている。この取組みは、平成 24(2012)年度には、独立行政法人日本学生支援機構「学生支援推進プログラム評価委員会」から最高評価である S 評価を得ており、平成 26(2014)年度の大学機関別認証評価においても公益財団法人日本高等教育評価機構から優れた点として評された。

グローバル化の時代に必要な人材を育成するために、平成 27(2015)年 4 月に「グローバル・アントレプレナー・トレーニングコース（GET コース）」を設置し、1 年間の海外大学学部留学を含む 4 年間の新たな教育課程を開始した。

大学院では、起業家やビジネスリーダーの養成を目指し、平成 20(2008)年 4 月に「起業教育」との連動を視野に入れた「経営革新専攻」（修士課程）を設置した。さらに、「経営革新専攻」に、IR（カジノを含む統合型リゾート）マネジメント能力を有する高度専門職業人を育成するため、平成 27(2015)年 4 月から特別教育研究コース「IR マネジメント」を開設した。

経済を中心とするグローバル化や少子高齢化、情報化といった急激に社会が変化する時代において大学に求められているのは、あらゆる事態に対応して活動できる人材、惹起する課題の解決に意欲的に取り組む人材の育成である。このことは、本学の建学の理念の実践に他ならない。これまで、学修のみならず健全な生活習慣の体得を目指す過程で、いくつかの特色ある教育プロジェクト及び学生支援活動が社会的評価をうけている。

資料

- 1-1-1 大阪商業大学学則
 - 1-1-2 大阪商業大学大学院学則
 - 1-1-3 大阪商業大学大学案内 2019
 - 1-1-4 大阪商業大学大学院案内 2018
-

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的等は常に社会の変化に柔軟に対応し、絶えず使命・目的及び教育目的を検証し必要に応じて見直しを図り、具体性と明確性、さらには簡潔な文章化を継続・維持していく。見直しにあたっては、建学の理念はもちろんのこと、3 ポリシーとの関

連性をもたせ、本学の使命・目的等が達成できるように実施していく。

現代社会は経済を中心とするグローバル化や少子高齢化、情報化といった急激な変化の渦中にあり、労働市場や産業・就業構造の流動化等によって将来を予測することが困難である。このような時代において大学に対する社会の期待は、変化に対応し、未来への活路を見出す原動力となる有為な人材育成にあり、このことは、本学の建学の理念である「世に役立つ人物の養成」の実践に他ならない。今後も建学の理念を常に意識しながら、変化に対応し社会の期待に応えていけるよう大学の使命・目的及び教育目的の見直し等を実施していく。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の教育研究組織は建学の理念及び教育目的を達成するため、学部・学科、研究科、附属機関等を設置している（図 1-2-1 参照）。

■教育組織（公共学部の設置）

本学は、文部科学省に対し平成 29(2017)年 3 月下旬に収容定員増の認可申請を行い、4 月下旬に公共学部の設置届出を行った。学部・学科の設置にあたっては、入学定員を公共経営学科の入学定員 150 名から 100 名増の 250 名、収容定員を 1,000 名とする計画であることから、定員増は認可事項として手続きを進めた。これらの申請は、6 月下旬に収容定員増及び公共学部設置として認められた（表 1-2-1 参照）。なお、公共学部設置に伴う教職課程申請についても文部科学省に手続きを進め、12 月初旬に認可を得た。

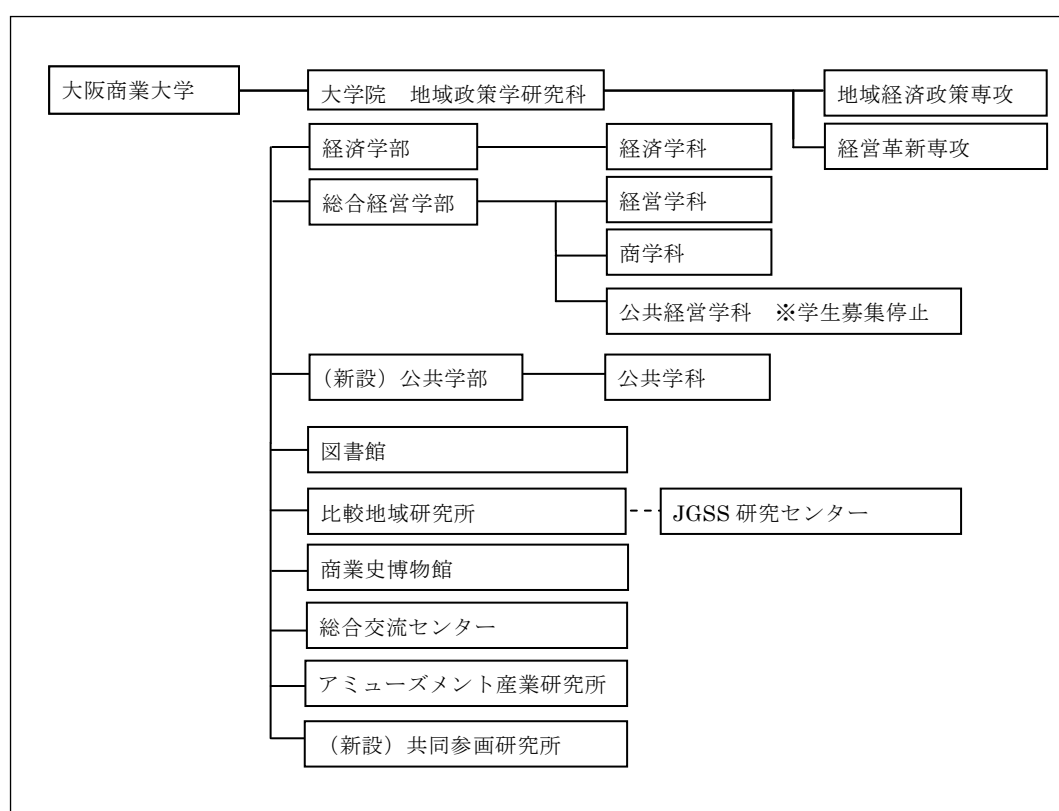
表 1-2-1 大阪商業大学学則変更と公共学部の設置（平成 30 年度）

平成 30(2018)年度			
学部	学科	入学定員	収容定員
経済	経済	300 名	1,200 名
総合経営	経営	400 名	1,600 名
	商	150 名	600 名
公共	公共	250 名	1,000 名
合計		1,100 名	4,400 名

■研究組織（共同参画研究所の設置）

平成 30(2018)年 4 月に公共学部開設と同時に「共同参画研究所」を開設した。「共同参画研究所は、地域創造の担い手である中間組織（町会・自治会、NPO、企業、大学などの教育機関など）に関わる人々が、男女・社会的弱者と呼ばれる人々等あらゆる住民とともに新しい地域社会を創るという社会的包摂の認識を深めるため、社会的包摂に関する研究、具体的な課題解決に向けての取組み、そして人材の育成などの取組みを行うために設立した。その研究成果によって、新たな学問領域の可能性を探り、教育に活かす工夫や地域貢献活動を推進していく。

図 1-2-1 教育研究組織の再編



■大学運営

本学では、大学の使命・目的を達成するため、「事業計画書」（基本領域・経営領域・教育領域・研究領域・運営領域・周辺領域）を策定している。「事業計画書」は、3つのポリシーとの整合性を維持しつつ、学長が議長となり、副学長、学部長、学科主任、研究科長、図書館長、センター長、附置研究所長、事務局長等で構成する「大学運営協議会」で協議のうえ策定されている。「事業計画書」については策定後、「理事会」において審議・承認され決定、役員の理解を得ている。また、使命・目的及び教育目的を反映した本学の3つのポリシーは、平成 21(2009)年度に各学科における教育目的を踏まえて、「大学教授会」において決定し、平成 22(2010)年度に明確化し、策定・公表に至っている。また、大学院においても、平成 24(2012)年度に各専攻における教育目的を踏まえて、

「大学院教授会」において決定し、平成 25(2013)年度より明確化し、策定・公表に至っている。

「事業計画書」の教員に対する周知は「大学教授会」で行い、事務職員に対しては「事務局会議」等で行っている。また、新任の教職員に対しては、オリエンテーション（導入研修）において、本学の使命・目的を周知している。

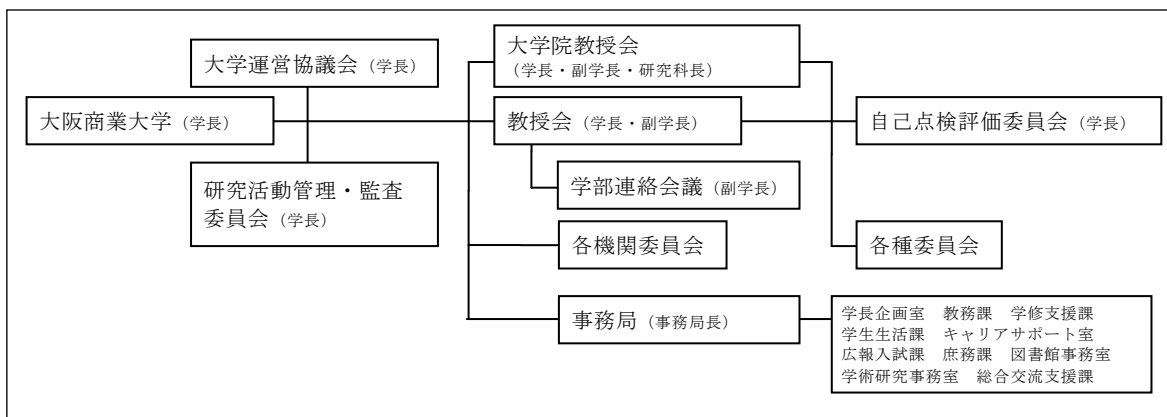
また、本学の使命・目的及び教育目的については、大学ホームページにより学外に対しても適切に発信・周知を行っている。

本学の「大学教授会」は全学部合同で開催している。そのため、審議及び報告事項については、副学長、学部長、学科主任等がメンバーとなる「学部連絡会議」にて協議・調整を行い、学長への事前報告を経て、「大学教授会」に上程している。

大学院は 1 研究科であることから、「大学院教授会」で全てを審議している。大学院の審議及び報告事項は、大学院担当教員のなかから選出している教務事項の担当教員や「FD 委員会」の大学院担当教員等が研究科長と協議し、大学院教授会事項として上程している。また、「学部連絡会議」の構成員には大学院担当を兼務している教員が含まれることから、副学長が研究科長と協議し、大学教授会事項として上程する場合もある。

全学の各種委員会としては、法令に基づき「自己点検評価委員会」、「研究活動管理・監査委員会」、「個人情報保護委員会」、「障がい学生支援委員会」、「衛生委員会」を設置している。大学・組織運営は、「人事委員会」、「教務委員会」、「FD 委員会」、「入学委員会」、「広報委員会」、「入試制度委員会」、「情報教育委員会」、「学生生活委員会」、「人権問題委員会」、「ハラスメント防止委員会」、「キャリアサポート委員会」、「就業力育成支援委員会」、「スポーツ振興審議会」、「校友顕彰審議会」、「教育・研究奨励選考委員会」、「商経学会評議員会」、「図書館委員会」、「比較地域研究所運営委員会」、「商業史博物館運営委員会」、「アミューズメント産業研究所運営委員会」、「共同参画研究所運営委員会（平成 30 年度より）」、「総合交流センター運営委員会」、「将来構想・企画委員会」を設置している。なお、これらの各種委員会は、公共学部の開設、共同参画研究所の設立、文部科学省が求める高大接続改革への対応など、新たな教育研究組織の改編に基づき整備したものである。

図 1-2-2 大学運営（平成 30 年 5 月 1 日現在）



(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の教育研究に関わる全ての組織が連携をとりつつ、社会状況の変化に柔軟かつ迅速に対応することが求められており、建学の理念及び大学の使命・目的に立脚した教育の一層の充実を図る。

平成 30(2018)年度より再編した教育研究組織は、運用上の課題を検証しつつ、事業計画に基づく活動を開始する。活動にあたっては、各種委員会のもと、教職協働によって様々な課題に対応していく。

公共学部開設に伴い、文部科学省に対し設置履行状況報告が求められることになる。また、公共学部を含む全学部の教職課程再課程認定申請も並行して進めることから、いずれもその手続きを遺漏なく進めていく。

共同参画研究所は、具体的な取組みのひとつとして、平成 29(2017)年度末をもって閉学した大阪女子短期大学が長年にわたり担ってきた「子育て支援」(地域子育て支援研究所)を継承し、それを発展されることで地域社会の創造に関わる貢献活動を行っていく。さらに、研究者の育成を図るとともに、その研究成果を教育に活かす教育方法の開発並びに地域貢献活動を推進していく。

【基準 1 の自己評価】

本学の建学の精神・基本理念に関しては、本学園の「寄附行為」の前文に「教育基本法に則り校史に輝く創設者の教育理想、世に役立つ人物の養成を実現せんとするものである」と掲げ、学校教育法に基づき「学則」でも、第 1 条に建学の理念を謳っている。また、平成 9(1997)年に設置校の全教職員に対して「建学の理念を支える 4 つの柱」を示し（前掲図 1-1-1 参照）、新任教職員に対しては、オリエンテーション（導入研修）において解説を行っている。

本学の使命、目的を果たすため、大学及び大学院設置基準に基づき、学部・学科並びに研究科・専攻ごとに人材の養成と教育上の目的を簡潔かつ明確に「学則」・「院学則」に定めている。本学の建学の理念及び教育目的、教育目的を反映した大学・大学院における 3 つの方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）は、本学で作成している印刷物や大学・大学院ホームページに明記し、学内外へ周知している。

経済を中心とするグローバル化や少子高齢化、情報化といった急激に社会が変化する時代において、本学は変化に柔軟に対応し、未来への活路を見出さうる意欲・能力を有する人材育成に努めている。学長のリーダーシップの下に建学の理念を常に意識しながら、本学の教育研究に関わる全ての組織が、必要に応じて多様な変化に応え、使命・目的及び教育目的を達成している。

本学が設置している学部（経済学部・総合経営学部・公共学部）、学科（経済学科・経営学科・商学科・公共学科）、研究科（地域政策学研究科）、専攻（地域経済政策専攻・経営革新専攻）、附属機関（図書館・比較地域研究所・商業史博物館・総合交流センター・アミューズメント産業研究所・共同参画研究所）は、本学の使命・目的を達成するための組織として適切な規模で構成され、相互に十分な関連性を保っている。また、設置している各種委員会が学部・学科を横断し、組織間の連携を取りながら本学の諸問題の解

決に注力している。

以上のことから、基準 1 の評価の視点を満たしている。

基準 2. 学生

2-1 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■入学者受入れの方針の明確化と周知

<学部>

本学における入学者受入れの方針(アドミSSION・ポリシー)は、建学の理念に基づく教育目的に応じて、学部・学科別に明文化されている(表 2-1-1 参照)。アドミSSION・ポリシーの周知については、学部教育の 3 つのポリシー(アドミSSION・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを詳述)、大学案内、入試ガイド、入学試験要項、大学ホームページ等に明記している。また、オープンキャンパスや進学相談会、高校内ガイダンス、高校教員対象入試説明会等で資料を配付し、入学者受入れの方針(アドミSSION・ポリシー)について説明している。

表 2-1-1 各学科のアドミSSION・ポリシー

経済学部 経済学科	
学科が求める学生像	●世の中の経済の動きについて理解を深めたい。 ●貧困の克服や格差の是正について学びたい。 ●特色あるものづくりに関心がある。 ●中小企業の課題について学びたい。 ●環境問題について学びたい。 ●安心して安全な食や住まいに関心がある。 ●金融や証券の仕組みに関心がある。 ●不動産資産の有効活用に関心がある。 ●国や地方自治体の財政に関心がある。 ●地域経済について学びたい。
育成方針	市場の適切な活用によって、人々の暮らしを向上させ、社会を豊かにさせることを目指す学問が「経済学」であり、この学修を通して、消費者や企業、国が直面するさまざまな経済問題を解決できる人物を育成します。

総合経営学部 経営学科	
学科が求める学生像	【企業経営分野】 ●企業の仕組みや組織・運営に関心がある。 ●企業の海外進出や輸出入など国際的に活動する仕事に関心がある。 ●社会において企業が果たすべき責任について関心がある。 ●産業や企業経営の歴史を学びたい。 ●企業経営に必要な法律を学びたい。 ●自ら事業を起こして、経営者になりたい。 【簿記・会計および情報処理分野】 ●簿記・会計に興味・関心がある。 ●企業における売上や利益の管理・分析に関心がある。 ●簿記・会計の知識や技能をさらに伸ばしたい。 ●情報産業やコンピュータに興味・関心がある。 ●情報処理の知識や技術を生かせる仕事につきたい。
育成方針	企業において、人材、資金、設備、情報など経営資源の効率的・効果的な活用や管理のできる人物を育成します。さらに企業経営に必要な簿記・会計や情報処理などに関する知識をもち、国際感覚を身につけ、変化する企業環境の中で広い視野に立って総合的に判断できる人物を育成します。
総合経営学部 商学科	
学科が求める学生像	【流通分野】 ●小売業や卸売業の歴史、現在の状況、将来の姿について学びたい。 ●商品が生産されてから、卸売業や小売業を経て消費者が購入し、廃棄されるまでに関心がある。 ●商品の輸入や輸出に関心がある。 ●生産者から消費者に商品が届くまでに必要とされる情報や情報処理技術について学びたい。 ●商品の仕入れや販売などビジネスに必要な法律について学びたい。 ●商業について教える教員や、小売業や卸売業の経営についてアドバイスする仕事につきたい。 【マーケティング分野】 ●ヒット商品が生まれるまでに、どのような工夫がなされたのかに興味がある。 ●消費者の買物行動や消費者心理について学びたい。 ●商品の製造原価、仕入れ価格や販売価格などに興味がある。 ●新しい商品の開発や仕入れの仕事につきたい。 ●販売や営業など人と接する仕事につきたい。 ●小売業、外食産業、サービス業など自分の店を持ちたい。
育成方針	流通分野では卸売・小売、物流、金融、情報に精通し、グローバル化や情報化などの環境変化に対応して企業間の取引関係を見直し、また新たな取引関係を構築できる人物を育成します。マーケティング分野では、市場のニーズをとらえ、新規事業開発、新商品・新サービス開発などの企画および実践を担う人物を育成します。
総合経営学部 公共経営学科	
学科が求める学生像	【地域政策コース】 ●公務員などの仕事につきたい。 ●企業などの仕事を通して地域社会に貢献したい。 ●地域の観光に関わる仕事につきたい。 ●NPO やボランティアなどによる社会貢献活動や地域の活性化に関心がある。 ●環境や福祉・文化に関する問題やその取組みに関心がある。 【スポーツ・レジャーコース】 ●スポーツに関わる仕事につきたい。 ●観光やレジャーに関わる仕事につきたい。 ●芸術・芸能などの文化活動に関心がある。 ●NPO やボランティアなどによる社会貢献活動や地域の活性化に関心がある。 ●アミューズメント(娯楽)や余暇活動の運営に関心がある。
育成方針	国や地方自治体、および非営利団体や企業などの民間組織の仕組みや運営方法を理解し、地域社会や地域間交流に貢献できる人物を育成します。

平成 30(2018)年度開設の公共学部公共学科の教育目的と養成する人材像を踏まえて新たなアドミッション・ポリシーを策定した（表 2-1-2）。また、アドミッション・ポリシーに基づく選抜方法について、入試制度との整合性に留意し（表 2-1-3）、明確化してそれに沿って学生募集活動を行った。

表 2-1-2 公共学部公共学科のアドミッション・ポリシー

公共学部 公共学科	
学科が求める学生像	【スポーツと社会参加コース】 ●スポーツに関わる仕事につきたい。 ●公務員などの仕事につきたい。 ●企業などの仕事を通して地域社会に貢献したい。 ●NPO やボランティアなどによる社会貢献活動や地域の活性化に関心がある。 【地域と社会参加コース】 ●公務員などの仕事につきたい。 ●企業などの仕事を通して地域社会に貢献したい。 ●地域の観光に関わる仕事につきたい。 ●NPO やボランティアなどによる社会貢献活動や地域の活性化に関心がある。 【公共とビジネスコース】 ●企業などの仕事を通して地域社会に貢献したい。 ●NPO やボランティアなどによる社会貢献活動や地域の活性化に関心がある。 ●公務員などの仕事につきたい。 ●環境や福祉・文化に関心をもち、その事業化や運営に携わりたい。
育成方針	国や地方自治体、および非営利団体や企業などの民間組織の仕組みや運営方法を理解し、地域社会や地域間交流に貢献できる人物を育成します。

表 2-1-3 アドミッション・ポリシーに基づく選抜方法

選抜方法（全学部学科共通）
一般入学試験、推薦入学試験及びアドミッションズオフィス入学試験に加え、その他多様な入学者選抜方式を採用する。これにより入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的に評価し、多様な人材を受け入れることを目指す。 <1>一般入学試験 (1)一般入学試験 本学で学ぶうえで必要な学力を評価するために、2科目または1科目（国語、英語、日本史、世界史、現代社会、数学）の学力試験を課し、可否を判定する。 (2)大学入試センター試験利用による入学試験 ・センター利用方式 本学で学ぶうえで必要な学力を評価するために、大学入試センター試験で受験した高得点 2 科目で可否を判定する。なお、本学独自の学力試験は課さない。 ・センタープラス 本学で学ぶうえで必要な学力を評価するために、大学入試センター試験で受験した高得点 1 科目に加え、本学が行う学力試験 [2 科目または 1 科目（国語、英語、日本史、世界史、現代社会、数学）] を課し、可否を判定する。 (3)海外留学一般入学試験 本学における海外留学を必修とする教育課程で学ぶうえで必要な能力を評価するため、一般入学試験等に面接試験を組み合わせる。面接試験においては、目的意識や適性等の確認及び多面的評価（表現力、論理性、理解力、積極性等）を行い、可否を判定する。 <2>推薦入学試験 (1)公募推薦入学試験 本学で学ぶうえで必要な高等学校での学習の達成度を確認するための基礎素養調査（国語と選択科目〔英語、日本史、数学、簿記・会計〕と調査書（全体の評定平均値を点数化）により可否を判定する。なお、志願者が出願時に基礎素養調査のみで判定を行うのか、基礎素養調査と調査書で判定を行うのかを選択する。 (2)海外留学公募推薦入学試験 本学における海外留学を必修とする教育課程で学ぶうえで必要な能力を評価するため、公募推薦入学試験に面接試験を組み合わせる。面接試験においては、目的意識や適性等の確認及び多面的評価（表現力、論理性、理解力、積極性等）を行い、可否を判定する。 (3)指定校推薦入学試験及び系列校推薦入学試験

指定校推薦入学試験及び系列高等学校推薦入学試験では、それぞれ出願基準を設定し、面接試験及び書類審査により合否を判定する。面接試験においては、目的意識や適性等の確認及び多面的評価（表現力、論理性、理解力、積極性等）を行い、書類審査においては、調査書から高等学校での学習の達成度、自己申告書から目的意識等を確認する。

<3>アドミッションズオフィス入学試験

本学で学びたいという強い意欲及び目的意識や適性等を確認するために事前面談を行い、出願を許可する。出願時に提出される課題及び調査書により、合否を判定する。

<4>その他の入学試験

(1)資格公募推薦入学試験

本学で学ぶうえで必要な高等学校での学習の達成度を確認するための基礎素養調査（国語と選択科目〔英語、日本史、数学、簿記・会計〕と調査書（全体の評定平均値を点数化）に加え、取得した資格（資格を点数化）により合否を判定する。

(2)社会人入学試験

社会人を対象に、面接試験において目的意識や適性等の確認及び多面的評価（表現力、論理性、理解力、積極性等）を行う。書類審査においては、調査書から高等学校での学習の達成度、自己申告書から目的意識等を確認し、合否を判定する。

(3)外国人留学生入学試験

外国籍を有する者を対象に、日本語の筆記試験において本学で学ぶうえで必要な日本語能力を確認し、面接試験において目的意識や適性等の確認及び多面的評価（日本語力、向学心、熱意等）を行い、合否を判定する。

(4)編入学・転入学試験

3年次入学の編入学試験及び2年次入学の転入学試験では、面接試験において目的意識や適性等の確認及び多面的評価（表現力、論理性、理解力、積極性等）を行い、合否を判定する。

(5)その他

資格特別入学試験、全国商業高等学校協会特別推薦入学試験、スポーツ推薦入学試験、頭脳スポーツ推薦入学試験では、それぞれ出願基準を設定し、面接試験及び書類審査により合否を判定する。面接試験においては、目的意識や適性等の確認及び多面的評価（表現力、論理性、理解力、積極性等）を行い、書類審査においては、調査書から高等学校での学習の達成度、自己申告書から目的意識等を確認する。

<大学院>

大学院は、教育目的を達成するために、大学院各専攻が求める学生像並びに育成方針、即ちアドミッション・ポリシーを下記（表 2-1-4）のとおり明確に定め、大学院ホームページに明記している。

表 2-1-4 大学院のアドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシー	地域経済政策専攻	経営革新専攻
専攻が求める学生像	博士前期課程では、経済学部、経営学部、商学部、政策学部等の卒業生およびこれらと同等の学力を有し、以下の資質と能力を持つ者を求めます。 博士後期課程では、経済学研究科、経営学研究科、商学研究科、政策学研究科等の修士の課程を修了した者およびこれらと同等の専門知識・能力を有し、以下の資質と能力を持ちさらに高度な研究を目指す者を求めます。 1. 地域の諸課題の解決に必要な専門知識とグローバルな知見を吸収し、高度専門職業人や研究者としての高い能力を身につけて適切に発揮しようとする者。 2. 地域の諸課題を解決し、地域の発展に資する政策の創造と運用に積極的に貢献する意欲と志に溢れた者。 3. 地域問題・都市問題、アジアを中心とする中小企業等の経済活動を、学際的、総合的に考察し探究しようとする強い熱意を持つ者。	修士課程では、経済学部、経営学部、商学部等の卒業生およびこれらと同等の学力を有し、以下の資質と能力を持つ者を求めます。 1. 企業経営に対する専門的な知識とグローバルなマインドを吸収し、起業家やビジネスリーダーとしての能力を適切に発揮しようとする者。 2. 地域経済を活性化する経営革新の担い手となる志に溢れた者。 3. 経営学・会計学・商学が対象とする経営現象について、その原理を探究しようとする強い熱意を持つ者。 4. 地域観光振興事業に携わっている者、あるいは観光振興に興味を持ち、IR マネジメントに興味・関心を持つ者。
育成方針	地域政策学を基盤に地域がかかえる諸課題にグローバルな知見から問題を発見し、その解決策を運用するシステムを管理運営する高い能力を持った高度専門職業人および研究者を育成します。	企業経営に関する高度な専門的知識とグローバル・マインドさらには崇高な倫理観を持ち、地域経済の活性化に資する経営革新の担い手としての起業家やビジネスリーダーを育成します。

■入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

<学部>

入学者受入れの方針は、アドミッション・ポリシーとして全ての『入学試験要項』に記載し周知を図っている。本学は大学設置基準第2条の2に基づき、入学者の選抜を公正かつ適切に行っている。

入試制度については、入学者受入れの方針や教育目的等をもとに表2-1-5のとおり定め、当該年度の入試結果を踏まえ、「入試制度委員会」にて次年度案を作成し、「大学教授会」の議を経て、「理事会」に上申している。入学試験の実施にあたり、特に面接を課す入学試験では、建学の理念及び各学科のアドミッション・ポリシーの理解を自己申告書や志望理由書等に記載することを求めるとともに、面接における質問で確認をしている。また、学力試験を課す入学試験においては、アドミッション・ポリシーに基づいた学力の確認を基本としている。また、文部科学省が推進する高大接続改革を踏まえた入試制度の一部導入や3科目受験・判定方法の導入など、継続的に検討を行っている。

入学試験の実施運営については、専任教員と事務職員で構成する「入学委員会」において、「大阪商業大学入学委員会規程」に則り、入試問題作成から当日の入試業務、採点処理チェック、可否通知発送等の役割分担を明確化している。また、各入試制度は、「入学委員会」が厳格に実施している。なお、試験当日は入試統括本部を設け、全ての情報・状況を一元的に集約・管理し、円滑な運営を図るとともに、不測の事態発生時の速やかな対応のための体制を構築している。さらに、実際に監督等を担当する教職員には、「入学委員会」が入試制度ごとに定めた監督要領、面接要領、書類審査要領、実施要領等を配付し、公正に運用している。

表 2-1-5 入試制度一覧（平成 31(2019)年度入試）

入試区分	入試概要
公募推薦入学試験 A 日程・B 日程	高等学校等の現役生および既卒生（卒業後 1 年以内）を対象として実施。 ※基礎学力を調査する基礎素養調査で選考 ●評定プラス型：基礎素養調査 2 科目＋調査書 ●基礎素養型：基礎素養調査 2 科目 （基礎素養調査＝国語、英語、日本史、数学、現代社会）
資格特別推薦入学試験	高等学校等の調査書の評定平均値が本学指定以上で、本学指定の各資格評価指標（情報、英語、簿記、珠算・電卓、ビジネス、時事、数学、漢字、日本語の検定分野）を満たし、学校長から推薦された者を対象として実施。 ※書類審査及び面接による総合選考
資格公募推薦入学試験 A 日程・B 日程	高等学校等の現役生および既卒生（卒業後 1 年以内）を対象として実施。 ※基礎学力を調査する基礎素養調査＋資格点＋調査書による総合選考 （基礎素養調査＝国語、英語、日本史、現代社会、数学、簿記・会計） （資格点は情報、英語、簿記、珠算・電卓、ビジネス、時事、数学、漢字、日本語の検定分野の等級による加点）
前期・後期 スポーツ推薦入学試験	本学が指定するスポーツ分野において、高等学校等での輝かしい活躍・成績等を評価し、入学後に学業とクラブ活動の両立に積極的な意志を持ち、本学指定のスポーツ評価指標を満たし、学校長から推薦された者を対象として実施。 ※書類審査及び面接による総合選考
頭脳スポーツ （囲碁・将棋）推薦入学試験	頭脳スポーツ分野（囲碁・将棋）において、高等学校等での輝かしい活躍・成績等を評価し、入学後に学業と対象頭脳スポーツ活動の両立に積極的な意志を持ち、本学指定の評価指標を満たし、学校長から推薦された者を対象として実施。 ※書類審査及び面接による総合選考
指定校推薦入学試験	過去の入学実績（志願実績等）から本学が指定校として選定した高等学校等のうち、調査書の評定平均値が本学指定以上で、学校長から推薦された者を対象として実施。 ※書類審査及び面接による総合選考

全国商業高等学校協会 特別推薦入学試験	全国商業高等学校協会に加盟する高等学校等の現役生で同協会から推薦され、調査書の評定平均値が本学指定以上並びに同協会の簿記実務検定 1 級または情報処理検定 1 級に合格し、かつ他の同協会検定試験 3 級以上を 1 種目以上合格している者を対象として実施。 ※書類審査及び面接による総合選考
一般入学試験 A・B 日程	●3 科目受験型：学力試験（3 科目）の総得点及び高得点 2 科目の総得点を偏差値化し、どちらか高い偏差値で選考。 ●2 科目受験型：学力試験「国語」または「英語」を含む 2 科目の総得点を偏差値化して選考。 （学力試験＝国語、英語、日本史、世界史、現代社会・政治経済、数学）
一般入学試験 C 日程	●2 科目受験型：学力試験（2 科目）の総得点及び高得点 1 科目の得点を偏差値化し、どちらか高い偏差値で選考。 ●1 科目受験型：学力試験「国語」または「英語」の得点で選考。 （学力試験＝国語、英語）
センター利用方式 A・B・C 日程	●3 科目判定型：大学入試センター試験教科科目のうち、国語または外国語を含む高得点の 2 科目で選考 ●2 科目判定型：大学入試センター試験教科科目のうち、国語または外国語を含む高得点の 2 科目で選考
社会人入学試験 1 年次入学制・編入学制	満 22 歳以上の者で学習する意欲が旺盛な者、新しいライフスタイルを創造するシニア世代を対象として実施。 ※書類審査及び面接による総合選考
外国人留学生入学試験	外国籍を有し、外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者で向学心の高い留学生を対象として実施。 ※日本語（筆記試験）及び面接による総合選考
AO 入学試験 1 次・2 次	高等学校での学業成績や過去の実績にとらわれず、本学入学後の目標や将来の夢を、口頭で面接者に伝えるコミュニケーション能力を重視した入試。高等学校等の現役生および既卒生を対象として実施。 ※書類審査により選考（事前面談を実施）
編入学・転入学試験	短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程を卒業した者及び卒業見込みの者で入学後、高い向学心に加え、専門分野の理解をさらに高め、各分野において活躍できる人材になりうる学生を対象として実施。 ※書類審査及び面接による総合選考
海外留学公募推薦入学試験 ＜GET コース選抜＞ 資格型、F・A・B 日程	本学指定の英語分野資格評価指標を満たす者を対象として実施。 ※書類審査及び面接による総合選考
海外留学公募推薦入学試験 ＜GET コース選抜＞ 基礎素養型、A・B 日程	学力試験（必須＝英語、選択＝国語、日本史、現代社会、数学）2 科目の総得点と書類審査および面接による総合選考
海外留学一般入学試験 ＜GET コース選抜＞ 学力型、A・B 日程	学力試験 2 科目の総得点と書類審査および面接による総合選考 （学力試験＝英語、国語）
海外留学一般入学試験 ＜GET コース選抜＞ センター型、A・B・C 日程	大学入試センター試験教科科目のうち、英語＋高得点 1 科目の総得点と書類審査および面接による総合選考

なお、入学予定者のうち GET コースを希望する者を対象に、「GET 選抜試験」を実施し、学力試験（一般入試 C 日程の英語科目を受験）と面接試験によって選考を行っている。

＜大学院＞

大学院の選抜試験は、2 専攻において、一般入学試験の他、留学生入学試験、社会人入学試験、特別推薦（学内進学）入学試験を、また、平成 27(2015)年度から開設された経営革新専攻特別教育研究コース（IR マネジメント）では、社会人入学試験を行っている。博士前期課程と修士課程は、9 月と 2 月の年 2 回選考を行い、博士後期課程は年 1 回 2 月に選考を実施している。

【博士前期課程・修士課程】

一般入学試験・・・・・・・・・・小論文、外国語（英語）、面接、書類審査による総合判定

社会人入学試験・・・・・・・・・・小論文、面接、書類審査による総合判定

留学生入学試験・・・・・・・・・・作文（日本語）、面接、書類審査による総合判定

特別推薦（学内進学）入学試験・・・・・・・・・・面接、書類審査による総合判定

【経営革新専攻 特別教育研究コース（IRマネジメント）】

社会人入学試験・・・・・・・・・・小論文、面接、書類審査による総合判定

※面接試験において自己紹介および受験理由、修了後の進路等を英語で確認。

【博士後期課程】

一般入学試験・・・・・・・・・・小論文、外国語（英語）、面接、書類審査による総合判定

社会人入学試験・・・・・・・・・・面接、書類審査による総合判定

留学生入学試験・・・・・・・・・・日本語小論文、面接、書類審査による総合判定

特別推薦（学内進学）入学試験・・・・・・・・・・面接、書類審査による総合判定

大学院の選抜試験は、実施要領に基づき、専攻ごとの教員による試験監督、面接担当者を配置して行っている。このことにより、育成する人材の選抜については適切に運営され、大学院にふさわしい学生を専攻ごとに受け入れていると評価できる。

■その他の学生の受入れ

＜科目等履修生、研究生＞

本学は、大学設置基準第 31 条に基づき、科目等履修生を受け入れる体制を整備している。「科目等履修生に関する規程」に、その趣旨、出願資格・手続、選考及び許可、授業料等、履修科目・期間、試験及び単位等について明確に定め運営している。

科目等履修生の募集は、大学ホームページに『科目等履修生ガイドブック』や科目等履修生願書、当該年度提供科目一覧（学部・大学院）を掲載し周知を図り、希望者にはこれらの情報を資料として配付している。科目等履修生の受入れについては、当該授業科目担当教員の意見を踏まえ、必要な場合は面接を行ったうえ、学部の一般科目については「教務委員会」にて受入れの審議を行い、教職課程科目については、「教職課程委員会」並びに「教務委員会」にて審議を行った後、「大学教授会」の議を経て、学長が許可をしている。また、大学院科目については、「大学院教授会」の議を経て、学長が許可をしている。

研究生は大学院のみで取り扱い、「大阪商業大学大学院研究生規程」において、その趣旨、入学資格、出願期間・手続、選考方法、学費等、研究期間、研究指導、研究費用、修了の認定等について明確に定め運営している。研究生の募集は、『大阪商業大学大学院研究生出願要項』に基づき実施し、出願要項を希望者に配付している。研究生の受入れについては、研究計画に基づく事前面談を行った後、当該研究領域の教員を含めた複数の大学院担当教員による面接試験を行ったうえで、「大学院教授会」の議を経て、学長が許可をしている。

科目等履修生及び研究生の受入れは、規程に従い適切に運営していると評価できる。

また、平成 30(2018)年度から、社会人の多様なニーズに対応した学習機会を提供するための「履修証明プログラム」の実施に向け、学部連絡会議にて本学の特徴的な科目を軸に据えて 2 コース（教養コース及び専門コース）での運用案を策定し、3 月の大学教授会で審議、承認され、募集活動を行った。

■入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学は大学設置基準第 18 条に基づき、「学則」第 3 条に入学定員に対する学生受入れ数を明確に定めている。入学定員に対する学生受入れ数の推移は表 2-1-6 のとおりであり、文部科学省による入学定員管理厳格化に留意しつつ、大学全体の入学者数を適正な範囲で維持している。収容定員に対する在籍者数の比率は、表 2-1-7 のとおりであり、教育環境確保の観点からも概ね適正に維持している。

表 2-1-6 入学定員に対する学生受入れ数の推移

学部	学科	平成 27(2015)年度			平成 28(2016)年度			平成 29(2017)年度			平成 30(2018)年度		
		入学定員	入学者数	比率	入学定員	入学者数	比率	入学定員	入学者数	比率	入学定員	入学者数	比率
経済	経済	380	448	1.18	380	413	1.09	300	361	1.20	300	351	1.17
総合経営	経営	320	399	1.25	320	378	1.18	400	335	0.84	400	462	1.16
	商	150	181	1.21	150	156	1.04	150	149	0.99	150	172	1.15
	公共経営	150	191	1.27	150	181	1.21	150	164	1.09	---	---	---
公共	公共	---	---	---	---	---	---	---	---	---	250	253	1.01
大学合計		1,000	1,219	1.22	1,000	1,128	1.13	1,000	1,009	1.01	1,100	1,238	1.13

表 2-1-7 収容定員に対する在籍者数の比率 平成 30 年 5 月 1 日現在

学部	学科	収容定員	在籍者数	比率
経済	経済	1,360	1,523	1.12
総合経営	経営	1,440	1,521	1.06
	商	600	644	1.07
	公共経営	450	523	1.16
	公共	250	253	1.12
大学合計		4,100	4,464	1.09

大学院では、大学院設置基準第 10 条に基づき、以下のとおり収容定員・入学定員を定め、学生数の管理を行っている。

表 2-1-8 入学定員・収容定員と在籍者数 平成 30 年 5 月 1 日現在

専 攻 (課程)	入学 定員	入学 者数	入学定員 充足率	収容 定員	在籍 者数	収容定員 充足率
地域経済政策専攻 (博士前期課程)	10 人	3 人	0.30	20 人	6 人	0.30
地域経済政策専攻 (博士後期課程)	3 人	3 人	1.00	9 人	5 人	0.56
経営革新専攻 (修士課程)	10 人	5 人	0.50	20 人	7 人	0.35

博士後期課程は入学定員を満たすことができた。また、博士前期課程及び修士課程については、近年は入学定員を下回っているが、大学院の教育の指針及び研究指導領域に適合した学生を受け入れるべく、人材の選抜について適切に運営していることは評価できる。

資料

- 2-1-1 学部教育の 3 つのポリシー
 - 2-1-2 大阪商業大学大学案内 2019
 - 2-1-3 入試ガイド&問題集 2019
 - 2-1-4 大商大大紹介
 - 2-1-5 2019 年度入学試験要項
 - 2-1-6 大学院ホームページ「地域経済政策専攻の 3 つのポリシーについて」「経営革新専攻の 3 つのポリシーについて」
 - 2-1-7 大学院募集要項 2018
 - 2-1-8 平成 29 年度科目等履修生ガイドブック
 - 2-1-9 大阪商業大学科目等履修生に関する規程
 - 2-1-10 平成 30 年度大阪商業大学大学院研究生出願要項
 - 2-1-11 大阪商業大学大学院研究生規程
 - 2-1-12 平成 30 年度大阪商業大学履修証明プログラム出願要項
 - 2-1-13 大阪商業大学学則
 - 2-1-14 大阪商業大学大学院学則
-

(3) 2-1 の改善・向上方策 (将来計画)

学部においては、今後も受験生・保護者等に対し、各種広報物による発信及び直接説明する機会を増やし、志願者の確保を目指す。なお、アドミッション・ポリシーのさらなる周知・理解に加え、各学科に設置した各コースの広報に努めつつ、高等学校への出張講義やオープンキャンパスでの模擬授業の充実を図り、各学科カリキュラムの理解を促す。また、アドミッション・ポリシーの周知並びに各学部・学科における教育内容の公表について、刊行冊子や大学ホームページ、オープンキャンパス、各種相談会等を通して丁寧に情報発信を行う。さらに、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の利用によって大学と入学希望者との相互理解を図り、建学の理念に共感する学生の受入れをすすめていく。このことにより、受験生一人ひとりに対する細やかな広報活動を継続しながら、インターネットに代表される範囲を広げた広報活動と、高校訪問や進学

相談会において高等学校教員・受験生との対面説明を展開し、大学の認知度の向上を図る。なお、①入試制度ごとの募集定員の検証、②「経済・経営」をキーワードとした広報展開の推進、③学科コース制による「学びの内容」と「将来への繋がり」の説明、④GET コースの広報の強化、⑤新たな副専攻科目（教養科目）および新校舎の広報活動等を継続して行う。また、安定した入学者数の確保と入学者の適切な教育環境の両立を図りつつ、文部科学省が推進する高大接続改革の進捗を注視し、更なる入試制度改革に着手していく。

大学院においては、アドミッション・ポリシーに基づく教育課程の編成方針と教育実施方針であるカリキュラム・ポリシーを明確に示すとともに、大学ホームページや大学院案内を通して学内外に公表する。近年、在籍する大学院生の大半がアジア諸国出身の留学生である。日本の大学を卒業後、本学へ入学しているという現状を踏まえ、過年度入学生の出身大学への資料送付及び在学生と連携し、留学生間のネットワークを利用した資料配付等を通じて本学への志願者増を促す。また、学内進学志願者増に関しては、学内進学について組織的に周知を図るとともに、入試制度やその運用の見直しも含めて内部進学者の確保策を検討する。特別研究コースの入学者確保に関しては、国の施策（IR 法案）の動向を見据えながら、自治体、企業等関係者に対し、効果的な接触方法を検討する。

科目等履修生及び研究生については、現在の手続き方法、選考方法で問題ないものと判断しており、現制度のまま引き続き運営していくこととする。なお、大学院を対象とした研究生制度に関しては、研究生終了後の進路として本学の大学院に進学する傾向が見受けられることから、平成 30(2018)年度募集から、大学院案内に研究生制度の詳細を掲載し、制度の周知を図っている。

また、「履修証明プログラム」は、平成 30(2018)年度の開設に向け、履修証明プログラム出願要項を作成し、大学ホームページに掲載した。なお、周知が短期間だったこともあり、プログラムの履修を希望する者がいなかったが、平成 31(2019)年度に向けて学内外に周知すべく、広報計画を策定、実施する。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■学修支援の充実

本学は、学生一人ひとりが学修と学生生活に関する課題に気づき、教職員の支援を受けて自立と成長を図る学修支援を行っている。その体制は、就業力育成支援委員会が中心となり、所管課である学修支援課が日常的に学生の相談窓口となっている。

具体的な取組みとして、学生の基礎学力の向上を図る「サポート学習」（表 2-2-1）

及び学修意欲の促進を図る「楽習アワー」（表 2-2-2）を開設し、本学専任教員が担当している。

表 2-2-1 サポート学習（基礎学力の向上）

タイトル	講座内容	開設時期	年間延開講 授業数 ※下段は前年度	年間延参加 学生数 ※下段は前年度
簿記講座	簿記に関する様々な質問に対応。日商簿記検定 3 級及び 2 級の取得を目指して指導する講座。	H20 年度前期	90 コマ ※90 コマ	32 人 ※16 人
英語講座	英語力を問わず、楽しみながら英語を学ぶためのノウハウを指導する講座。	H20 年度前期	183 コマ ※148 コマ	486 人 ※234 人
数学よろず相談	数学に係わる質問を自由に受け付け、マンツーマン形式で受講者の理解度に合わせて、全般的に指導する講座。	H23 年度後期	48 コマ ※45 コマ	105 人 ※76 人
パソコン講座	レポート作成に必要な知識やオフィスソフトの活用法を指導する講座。	H24 年度前期	90 コマ ※90 コマ	69 人 ※48 人

表 2-2-2 楽習アワー（学修意欲の促進）

タイトル	講座内容	開設時期	年間延開講 コマ数 ※下段は前年度	年間延参加 学生数 ※下段は前年度
ライティング講座	レポート・小論文の書き方や日本語の文章表現力を高める講座。	H23 年度前期	447 コマ ※447 コマ	410 人 ※410 人
学習よろず相談	学習に関する相談全般。	H23 年度後期	30 コマ	

就業力育成支援委員会が中心となり、演習科目担当教員と学生を支援する事務職員（学修支援課、教務課、学生生活課、キャリアサポート室、総合交流支援課、図書館事務室等）が有機的な連携を図り、学修面のみならず学生生活から就職に至るまで総合的に支援していく「就業力育成プログラム」に取り組んでいる。

学生の出席管理は、携帯電話を利用した出席確認システムにより行っている。出席確認システムは、授業における教員・学生相互の利便性が高く、全学生の出席状況を把握・分析することができ、学生の学修指導や保護者との情報共有及び相談の基礎資料として有効活用している。離学の抑制のため、1 年生から 4 年生のそれぞれについて、一定の単位を修得できていない学生（留学生を含む）を対象として、事務職員が学修状況全般について個別指導や履修相談を行っている。この指導は、3 月中旬の履修相談会に始まり、対象学生と定期的に連絡を取る等の方法により、学修状況の改善に向けたフォローを行っている。また、当該学生の保護者を対象として、学生の学修状況等の情報を共有し、保護者と大学が協力しながら学生を支援することを目的とした保護者個別懇談会を 4 月に開催している。

さらに、平成 29(2017)年度から、前期に一定の単位を修得できなかった 1～3 年生や卒業が困難な 4 年生の保護者に対し、10 月に家庭での支援をお願いする文書を郵送し、

11月に保護者同伴による相談会を開催した。なお、早期の離学を防ぐため、1年生に対し、9月に「成績通知表の見方講座」並びに個別相談を実施し、参加学生の不安や疑問に対しアドバイスを行っている。

教務課では4年生に対して、前期及び後期当初の履修登録時に仮の卒業判定を実施し、卒業要件を満たしているか否かをチェックし、履修指導を行っている。また、年度当初に年間の履修登録が確認できていない学生については、履修登録修正期間終了後の4月下旬を目途に学生及び保証人宛に文書を郵送し、学業継続に関する確認も含め、履修登録を行うよう指導している。必要に応じて学生生活課及び学修支援課等と連携を図り、適切な修学支援ができるような体制を整えている。

なお、「スポーツ振興審議会」と学生生活課（課外活動支援室）及び教務課が連携し、主に体育会系クラブに所属する学生に対し、これまで学生自身の自助努力を期待するにとどまっていた彼らの学業面におけるサポート体制を構築すべく検討を重ねた。特に1～2年次での単位修得が順調に進めば、課外活動を終えてからの学生生活や卒業、就職といったその後の進路選択にも支障をきたすことが少なくなるのではないかとの考え方から、学業とクラブ活動の両立の一助となるよう、各学科の必修科目を可能な限り3時限目までに配置する時間割編成を試みた。この取組みについて、体育会系クラブ指導者（教員）及びスポーツ推薦入学者に対する説明会を年度当初に開催し、周知している。

また、学生がアポイントメントなしで教員と面談できるオフィス・アワーを設け、質問や多様な相談に応じている。各教員のオフィス・アワーは、学生が常に確認できるよう、ポータルサイト **S-Navi!** で公開している。オフィス・アワーは全学的に実施しており、適切に運営している。

大学院においては、入学時に研究指導担当教員を決定するための事前面談を実施し、学生の研究内容に適した教員を指導教員としている。また、大学院生の研究活動に必要な文献の購入や学会での研究発表に際する参加費・旅費等の補助を目的とした「研究指導費制度」を設けている。

学部における施設面での学修支援としては、「学習サポートフロア」を6号館1階に設置している。「学習サポートフロア」には、学生が日々の自習やレポート作成等を自由に行うことができる「自学自習室」（貸出用ノートパソコンあり）、複数でのグループワークやディスカッションに利用できる「グループワーク室（情報学習教室）」、サポート学習や楽習アワーを行う「サポート学習室」を設置している。また、6号館4階と5階の、パソコンを配置した「オープンルーム」・「情報処理実習室（授業使用外）」を開放し、学生の自主的な学修環境を整備している。

平成29(2017)年度開設のリアクトには、自学自習スペースとして「ラーニング・コモンズ」を設けている。1階には少人数で活動できるグループスタディ・エリア、100人規模のプレゼンテーションエリア、国際交流エリア、2階には個人学習ゾーン、ワークショップエリア、英会話練習ブース、3階にはセミナールーム、プロジェクトルーム、ミーティングルーム、4階には多目的室、アリーナを整備している。教職課程を履修している学生には「教職課程指導室」（Re/Ra/Ku 2階）を設け、教職課程担当教員との勉強会の実施、担当教員及び学生相互のコミュニケーションの場や自習スペースとして活用できるよう整備している。図書館は、図書及びその他の資料等の収集・管理等、いわ

ゆる通常の図書館の運営業務を通した学生支援に加え、視聴覚資料・教材やパソコン機器の利用ができるメディアセンターとしての機能を有している。

大学院は 9 号館 3 階を 24 時間利用可能な大学院関係施設として配置している。このフロアには大学院生研究室（自学自習可能なブースを大学院生一人ひとりに配置し、ノートパソコンを貸与）、コモンルーム（大学院での研究に必要とされる統計書・辞書・辞典や専門雑誌、視聴覚資料等を配架した閲覧室や談話スペース）、講義室、OA ルームを設け、研究環境の整備にも注力している。大学院生が指導を受けつつ研究を行い、学位論文を作成するための機能に対応する大学院生専有施設となっている。また、グランフロント大阪タワーA16 階の大阪商業大学梅田サテライトオフィス「CURIO-CITY」では、特に大学院地域政策学研究科経営革新専攻特別教育研究コース（IR マネジメント）の大学院生を対象とし、平日夜間、土・日を中心とした授業を行っている。

■授業支援の充実

演習・実習又は実技を伴う授業は、教員 1 人で十分な指導が行えるよう人数制限科目として運用している。また、情報処理実習室で行う情報処理系科目及びコンピュータを利用した英語・会計科目の一部については、授業担当教員の補助や学生からの質問対応等、教育活動の支援を行う TA(Teaching Assistant) 及び SA(Student Assistant)を配置している。TA・SA 配置の開講科目は、18 科目（50 コマ）である。TA・SA は 1 コマにつき原則 1 人を配置している（表 2-2-3 参照）。

表 2-2-3 TA・SA 配置科目

（平成 30 年 5 月 1 日現在）

授業科目名	配当 学年	開講 時期	コマ数	授業科目名	配当 学年	開講 時期	コマ数
プログラミング I	2・3・4	前期	1 コマ	経営科学 II	2・3・4	後期	1 コマ
プログラミング II	2・3・4	後期	1 コマ	コラボレーションコンピューティング	3・4	前期	1 コマ
経営情報処理論 II	3・4	通年	1 コマ	ビジネス・プログラミング	2・3・4	通年	1 コマ
※情報リテラシー A	1・2・3・4	前期	5 コマ	マルチメディア情報表現 I	2・3・4	前期	3 コマ
※情報活用 A	1・2・3・4	後期	9 コマ	マルチメディア情報表現 II	2・3・4	後期	3 コマ
情報リテラシー B	1・2・3・4	前期	9 コマ	WEB 情報デザイン I	2・3・4	前期	3 コマ
情報活用 B	1・2・3・4	後期	5 コマ	WEB 情報デザイン II	2・3・4	後期	3 コマ
ビジネス情報システム II	2・3・4	通年	1 コマ	※コンピュータ会計処理論	2・3・4	前期	1 コマ
経営科学 I	2・3・4	前期	1 コマ	※コンピュータ会計処理論	2・3・4	後期	1 コマ

※SA 配置科目

大学院では、研究領域の多様化に伴い、大学院担当教員だけでフォローできない専門領域に対応する必要がある場合には、研究指導担当教員が指名した学部教員が共同の研究指導担当者となる「GA 制度」を導入している。この GA 制度は「大阪商業大学大学院グラデュエイト・アソシエイト取扱基準」に基づき運営している。

大学院については、カリキュラム、授業運営体制、指導教員による指導、研究環境や設備面の支援体制が適切に運営され機能していると評価できる。

資料

- 2-2-1 キャンパスガイド 2018
 - 2-2-2 平成 29 年度授業アンケート全学生集計表
 - 2-2-3 履修登録手続きについて（ご連絡）
 - 2-2-4 体育会系クラブ所属学生への支援について
 - 2-2-5 S-Navi!（オフィスアワー画面）
 - 2-2-6 manaba course 2 マニュアル（教員用・学生用）
 - 2-2-7 平成 29 年度情報処理実習関係時間割表（TA/SA 配置）
 - 2-2-8 大阪商業大学大学院グラデュエイト・アソシエイト取扱基準
-

（3）2-2 の改善・向上方策（将来計画）

学修支援体制は、就業力育成支援委員会と所管課である学修支援課が連携を図り、成績不振学生に対するフォローの在り方を見直す。具体的には、学生の単位修得状況、履修状況及び「学生成長サポート調査（S-Check）」（後述 p.33 参照）を詳細に分析し、学業支援対象者を明確に絞り込み、より適切な指導に努める。また、留年生については、キャリアサポート室との連携を図り卒業支援及び就職支援へと繋げる。サポート学習の取り組みでは、引き続き「自立につながるサポート」を目標に、学生の自立とサポートの両立を図る。

授業運営状況や教育効果を考慮し、授業担当教員との調整のもと、人数制限科目の設定や TA・SA の採用等、教育活動の充実に努める。それにより、演習・実習又は実技を伴う授業科目の指導体制を、現行以上に実効性のあるものとする。現在運用している e-learning システムの機能を包含しつつ、より授業に効果的な LMS（Learning Management System:授業支援システム）の運用を推進していく。

また、体育会系クラブ所属学生への支援については、引き続き、今般の時間割編成の取り組みに対する結果の検証及びそれに基づく対応策の検討のほか、基幹科目や専門科目に関しても、必修科目に準ずる編成の可否について検討する。また、上級年次の学生への対策として、必修科目の再履修者に占める体育会系クラブ所属学生数の実態を把握し、再履修科目に関する時間割編成のあり方について検討を加えるなど、新たな支援策を構築し、学業と課外活動の両立を促す取り組みを行う。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

（1）2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

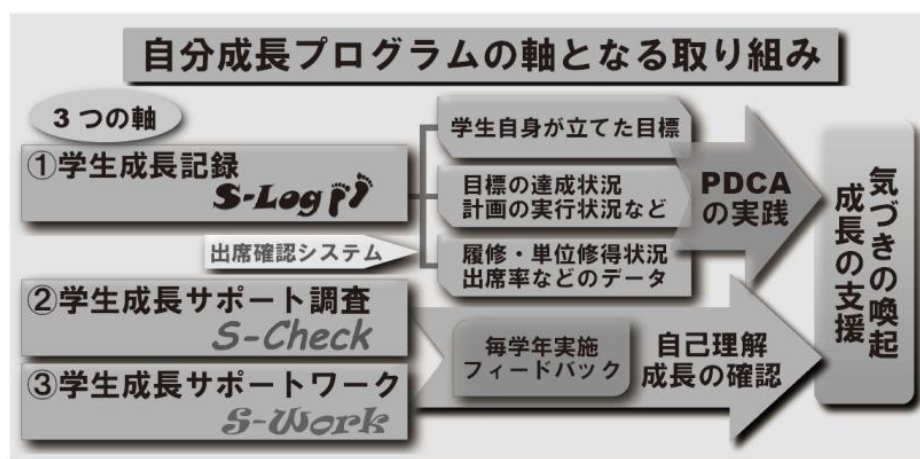
（2）2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は大学設置基準第 42 条の 2 に定められた「社会的・職業的自立に向けた指導」を「就業力育成支援」とし、平成 23(2011)年度 4 月から学生が自らすすんで自己の成長に努め、社会参画の意欲を育て必要な能力を高める「就業力育成支援プロジェクト」を

開始した。平成 27(2015)年 4 月からは「就業力育成支援プロジェクト」の愛称を「自分成長プログラム」とすることとした。この「自分成長プログラム」は、教職員が一体となって教職協働で学生の成長を支援する取組みである。そのため、取組みに必要な支援方針を定め、プログラムの運営体制を構築するための委員会を設けている。統括的な委員会は「就業力育成支援委員会」であり、副学長、学部長、学科主任、教務委員会委員長、学生生活委員会委員長、キャリアサポート委員会委員長、就業力測定委員会委員長、初年次教育委員会委員長、学習サポート委員会委員長、事務局長、教務課長、キャリアサポート室長、学生生活課長、総合交流支援課長、学修支援課長で構成している。「就業力育成支援」は教育課程内外での活動であるため、目的に応じた支援体制とその仕組みの開発が必要である。本学は「就業力育成支援委員会」のもとに教員と職員で構成された「就業力測定委員会」「初年次教育委員会」「学習サポート委員会」の 3 つの実施委員会を設け、入学前、在学中、卒業後における支援体制の構築と仕組みの開発を目指して活動している。

本学の「就業力育成プログラム（自分成長プログラム）」の取組みは、入学前教育から始まり、入学から卒業に至る在学期間を通して、①生活習慣や学習習慣を形成し、②建学の理念を基盤とした就業観、職業観を磨き、③キャリアアンカー（働くうえで最も大切にしたいもの、自らのキャリアを選択する際に最も大切な、どうしても犠牲にしない価値観や欲求のこと）や明確な人生目標をもつこと、④自分の個性を発見し、その個性を活かす職業選択ができること、⑤就職してから自らの足りない能力に気づき、その能力開発のための取組みを自らの意志で実行できる「自己開発能力」を身につけることを目標とするプログラムである。単なる「就職」のための取組みではなく、学生の「自己の理解」と「気づき」を支援し、自らすすんで自己の成長に努め、社会に出ていく意欲や必要な能力を、無理なく高めていけるよう支援する取組みである（図 2-3-1 参照）。

図 2-3-1 自分成長プログラムの軸となる取組み



「就業力育成プログラム」は、平成 27(2015)年 3 月に 1 期生を送り出したことを機に、平成 27(2015)年 10 月に『就業力育成支援プロジェクト報告書』を刊行し、4 年間の総

括と検証を行った。また、平成 29(2017)年 3 月に『就業力育成プログラム報告書【データ分析編】ーデータから見る学生の姿と取り組みの成果ー』を就業力測定委員会が刊行し、5 年間の調査結果をもとに平成 29(2017)年 4 月と 5 月に学内報告会を開催し、教職員 77 名の参加があった。

【具体的取組みとそれを支える仕組み】

■入学前教育

本学の入学前教育は、大学入学までの期間を有効活用できるよう、大学生になるための準備として下記の取組みを実施している。

- ①「添削課題」への取組み…本学で学ぶために最低限必要な学力の確認あるいは修得を目的として、国語、英語、数学の課題を実施。
- ②「チャレンジプログラムシート」の作成…「学習面」、「生活面」、「その他の面」に分けて、「これまでの高校生活を振り返って」、「入学するまでにやっておきたいこと」、「本学在学中にがんばりたいこと」を記入するシートを作成し、入学後の「ゼミナール IA」で活用。
- ③「読書のすすめ」への取組み…入学後の「ゼミナール IA、IB」の中で、お気に入りの一冊をテーマにした授業を行い、各自のおすすめの一冊を紹介。
- ④「パソコン講習会」の開催…希望者を対象に発表資料やレポートの作成、プレゼンテーション用資料の作成のため、Word、Excel、PowerPoint 及び学生用ポータルシステム S-Navi!講習、「入学前課題相談」、「なんでも相談コーナー」開設による質疑対応。

■新入生オリエンテーション

新入生がスムーズに大学生活に移行できるよう、クラス別オリエンテーション、自己紹介プログラム、学外（宿泊）研修プログラム、各種ガイダンスなどを実施している。これらの活動を通して友人作りやコミュニケーションの大切さを学ぶとともに、大学生活への不安解消の一助としている。

■学生成長記録（S-Log）

「学生成長記録（S-Log）（以下、S-Log）」は、学生自身が自らに足りない能力に気づき、その能力開発のための取組みを自らの意志で実行できる「自己開発能力」を身につけることを目標に、PDCA サイクルを実践した足跡を Web 上に残すためのポートフォリオシステムである。

また、「S-Log」は、科目の履修状況、単位取得状況、あるいは出席状況等の教務情報にとどまらず、就職指導にかかわる情報、さらに学生自身が立てた目標、その目標を達成するための PDCA サイクル、学生に対する担当教員のアドバイス等の情報を個人別に蓄積する。

学生自身が自らの成長の過程を振り返り、次の目標を立てる資料とするとともに、教職員は有効に活用し、それぞれの学生の個性にあったきめ細かな支援に役立てている。

平成 29(2017)年度における各学年の取組み状況は表 2-3-1 のとおりである。

表 2-3-1 学生成長記録 (S-Log) 取組み率

科目名称	1 年前期 (ゼミナール IA)		1 年後期 (ゼミナール IB)		2 年 (ゼミナールⅡ・ フィールドワー クゼミナールⅡ 等)		3 年 (ゼミナールⅢ・フ ィールドワーク ゼミナールⅢ等)		4 年 (ゼミナールⅣ・フ ィールドワークゼ ミナールⅣ等)	
	P	D・C・A	P	D・C・A	P	D・C・A	P	D・C・A	P	D・C・A
取組み率	96.3%	94.3%	92.3%	89.3%	88.6%	74.4%	88.4%	80.2%	52.0%	35.4%

■学生成長サポート調査 (S-Check) と学生成長サポートワーク (S-Work)

本学版就業力評価指標であり、社会人基礎力、社会性・倫理観、建学の理念、建学の理念を支える 4 つの柱、キャリアレディネス（就業に向けての心の準備）等にかかわる独自指標を開発し、全学年対象に実施。学生にフィードバックし、その結果を用いてワークに取り組むことで、学生が自らの個性、強み・弱みに気づき、また自らの成長過程を振り返る機会を提供することなど、単なる調査に終わることなく学生の成長を支援する仕組みとしている。

なお、平成 29(2017)年度における各学年の取組み状況は表 2-3-2 のとおりである。

表 2-3-2 学生成長サポート調査 (S-Check) 取組み率

科目名称	1 年前期 (ゼミナール IA)	2 年 (ゼミナールⅡ・フィールドワークゼミナールⅡ等)	3 年 (ゼミナールⅢ・フィールドワークゼミナールⅢ等)	4 年 (ゼミナールⅣ・フィールドワークゼミナールⅣ等)
取組み率	98.8%	80.6%	80.3%	71.7% ※1

※1 卒業時アンケートとして実施した時の回答率である。

■サポート学習（前述）

学生の基礎学力向上のための講座として、「簿記講座」、「英語講座」、「数学よろず相談」、「パソコン講座」を開講している。

■楽習アワー（前述）

学生の学修意欲促進のために、レポート・小論文作成時に役立つ「ライティング講座」を開講し、加えて学生の学びに関する疑問や不安を解消するための「学習よろず相談」を実施している。

■就職力向上の支援

主にキャリアサポート室により、「S-Log」や「S-Check」結果等をもとに、学生一人ひとりに対して就職に向けたアドバイスや就職活動に役立つ講座などを実施している。

【就業力育成の核となる授業】

■ゼミナール IA

ゼミナール IA は、1 年生前期の必修科目であり、「目的をもって大学生活 4 年間で過ごす力を身につける」ことを目標とし、「学ぶこと」を通じて体得される「人間的成長」に重点をおいた授業である。大学で学ぶことの意義を知るとともに、就業力の基礎（コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、文章作成能力）を身につけること及び生活習慣や学習習慣を身につけることの大切さを知るためのプログラムで構成されている。ゼミナール IA は、「S-Log」及び「S-Check」の意義を理解させ、積極的に取り組むよう動機づけることも重要な課題である。

また、ゼミナール IA は、就業力育成プログラムの基盤となる科目でもあることから、必要に応じて、学修支援課職員が欠席した学生に対して欠席理由の確認、課題の受取り及び次回出席を促すために連絡を実施している。

■ゼミナール IB

ゼミナール IB は、1 年後期の必修科目であり「大学での学修を円滑にすすめ、社会人として必要な能力である「文章作成力」、「文章読解力」を育成すること」を目標としている。具体的には、「発表すること」、「レポートを執筆すること」、またそれを通して「就業力の基礎を身につけること」、「将来の進路を見据えた学修の必要性に気づくこと」を目標としている。

また、「S-Log」への取組みを継続的にすすめるとともに、「3 ポリシーの理解とこれに対応した目標設定」、「2 年生以降の履修計画の策定」等に取り組んでいる。

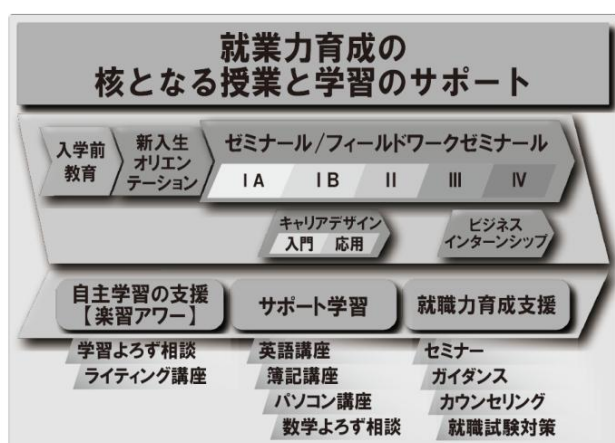
■ゼミナールⅡ／Ⅲ／Ⅳ

2 年生以降の演習科目であるゼミナールでは、自ら学修する方法、研究手法を身につける。1 年生の演習で培った就業力の基礎、即ちレポートを作成し発表する能力をさらに深化、発展させることを目標としている。

担当教員は、設定する演習テーマと社会との接点を演習プロフィールに明記するとともに、演習での学修が社会においてどのように活用されているかを学生に意識させながら授業を進めている。

また、本学の特色教育の一つとして、演習科目のうち、9 ゼミ（平成 29(2017)年度）をフィールドワークゼミナールとしている。これは、地域の行政、NPO、中小企業などの様々な機関と協力して取り組む演習科目であり、教育に学外での活動を積極的に取り入れ、大学で学ぶ「知識」とフィールドでの様々な課題への取組みという「実践」を有機的に組み合わせ、問題発見、問題解決の方法を学び、創造性、判断力、行動力、コミュニケーション能力、協調性といった「社会的問題解決能力」を身につけさせることを目標に展開している。

図 2-3-2 就業力育成の核となる授業と学習のサポート



■キャリアデザイン入門／キャリアデザイン応用

担当教員、授業実施担当課及びキャリア支援担当課が連携を図り、企業の人事担当者及び本学卒業生等による講演・座談会等を実施。実際に企業で働く方の講演から学生自らの気づきを促し、「勤労観・職業観」の形成に寄与するとともに学生自らのキャリアアンカーを見出すことを目的としている。

■ビジネス・インターンシップ

本学は、経済・経営やビジネスマナーに関わる実践的知識を身につけるとともに、企業等での就業体験（実習）を通して各自の社会人としての能力のチェックと職業意識の養成を図ることを目的とし、3年生を対象に「ビジネス・インターンシップ」を開講している。授業内容は、「事前研修」、「（企業等での）実習」、「事後研修」で構成している。本科目では、本学専任教員7人を担当教員として配置し、事前研修・事後研修にも注力している（一部実習については外部講師が担当）。1回でも正当な理由なく事前・事後研修を欠席した場合や、研修に臨む態度が思わしくない学生は実習に参加させないという条件を設定している。参加学生は事前研修で実習企業の企業研究並びに業界研究を行うとともに、様々な実務研修を通じて社会人としてのスキルを習得する。また実習後には受入企業を対象とした報告会を実施し、各代表者による実習企業での活動状況報告を行っている。なお、実習先企業については平成25(2013)年度以降、学生自らが実習先企業を選定し、受入れ許可を得た企業での実習を認めている。教職員が連携を図り、事前告知の徹底及び受入れ企業の拡大に注力している。平成29(2017)年度は238名の学生が実務研修に参加した。

表 2-3-3 「ビジネス・インターンシップ」の授業内容

事前研修	・オリエンテーション（受講に際しての心構えや諸注意） ・グループディスカッション研修 ・実習先企業に関する研究発表 ・ビジネスマナー研修（2回） ・パワーポイント講座 ・実習直前オリエンテーション（実習に際しての心構えや諸注意）
実務研修	・1～2週間程度（夏期休業期間中）
事後研修	・実習報告及び意見交換 ・実習先企業に対する成果報告会及び懇親会

【学生の就職支援体制】

本学は、「キャリアサポート委員会」を教授会傘下の専門部会として配置するとともに、学生の就職・進学支援等の機能としてキャリアサポート室を設置している。

■キャリアサポート委員会

学生の就職を円滑にすすめることを目的としている。具体的な審議事項は、①学生の就職指導に関する事項、②学生の就職先紹介に関する事項、③学生の就職先の調査・研究及び開拓に関する事項、④その他委員会が目的達成のため必要と認める事項である。

本学では、1年生から進路・就職に関わる資料や情報を提供し、個別相談にも応じ、「自分を見つめなおし、学生生活を充実させる」、2年生は「1年生の振り返りと職業観を意識づける」、3年生は「就職活動対策として具体的な実践対策と有益な情報提供を行う」、4年生には「就職活動のフォローと、企業と学生の出会いの機会をつくる」といった学年ごとの支援目標を掲げ、事業を展開している。

■キャリアサポート室

キャリアサポート室は、学生が「将来豊かな人生をおくるための進路を選択する能力、そして社会の一員として自立できる能力を養成する」ことを基本方針として、学生の就職・進学に対する相談・助言等を行っている。具体的な業務は、①求人会社の開拓及び就職紹介の実施、②学生に対する就職ガイダンスの実施及びカウンセリング、③求人票等求人情報の収集及び整理、④学生の求職票受付及び就職状況の調査、⑤学生の就職に係る官公庁への届出及び報告、⑥大学院への進学指導、⑦資格講座、⑧その他学生のキャリア育成等を担当している。これらの業務は事務組織としてのキャリアサポート室が「キャリアサポート委員会」と有機的な連携を図り、遂行している。

本学は、全学年を対象に、目上の方と話す際の話し方・立ち居振る舞いを学ぶとともに、職業観・就業観を育てることを目的として、社会人との座談会「大人と話そう会」を開催している。平成29(2017)年度は6回開催し、延べ85人の学生が参加した。

2年生に対しては、これからの大学生活の充実や将来に対する不安解消のため、5月中旬から6月中旬にかけて一人40分の集中個別面談を実施している。平成29(2017)年度は757人の学生と面談した。3年生からの就職活動への動機づけや今後実施される各種ガイダンス・講座にスムーズに対応できるように「就活準備ガイダンス」を実施している。

「就活準備ガイダンス」では、「ビジネス・インターンシップ（配当年次3年）」の履修促進を図った。

就職活動が本格化する3年生では、就業意欲の向上を図り、社会人として求められる知識・スキル等の習得を目的としてガイダンス及び就職試験対策講座を並行して実施している。各ガイダンス及び就職試験対策講座において、挨拶や身だしなみ等の第一印象の重要性を繰り返し説明するとともに、筆記試験の頻出問題を解説する時間を設けて、より充実した試験対策に取り組んだ。学生には9月末までに個別指導の基礎資料となる

「S-Log」内の進路登録への入力指導を行っている。そして、学生個々が入力した進路登録内容をもとに、10月から11月にかけて3年生を対象に一人50分の集中個別面談を実施している。平成29(2017)年度には807人の学生と面談した。この他、多数の企業を招

き「学内合同企業セミナー」を3月に実施した。

4年生に対しては、各地方の就職支援企業・自治体のU・I・Jターン就職支援担当者等を招き「Uターン就職セミナー」を7月・12月・1月に実施した。なお、同セミナーでは就職支援に関する協定を締結している愛媛県、香川県、高知県、岡山県、鳥取県及び和歌山県と連携し、各県に所在する企業の参加も得ることができた。

さらに4年生には、上述した「学内合同企業セミナー」を4月から翌年1月にかけて開催している。また、学内で企業の説明会と選考を実施する単独企業セミナーを開催している。平成29(2017)年度には学生との接点を増やすためのべ45日間、学内企業セミナーを実施した。個別指導として6月から7月にかけて就職活動中の4年生全員を対象に集中個別面談を実施（220人面談）し、各学生の活動状況の確認及び就職活動に対する不安の解消等に努めた。さらに、郵送や電話連絡を定期的に行い、就職活動状況の把握に努め、内定が取れない学生や積極的な就職活動ができない学生に対しては、履歴書添削及び面接等の個別指導とともに企業の採用試験の受験及び各セミナーへの参加を促した。

個別相談は、キャリアサポート室で随時対応している。加えて、キャリアカウンセラー2人、内定を得た4年生9人を相談コーナーに交替制で配置し、相談しやすい環境づくりに努めている。その結果、平成29(2017)年度は延べ9,925人が相談に訪れた。

同時に、キャリアサポート室では、学生が自由に利用できるパソコンを16台配置し、インターネットによるエントリーや情報収集に活用できる体制を整えている。なお、キャリアカウンセラーは個別相談以外に採用試験を控えた学生を対象とした模擬面接も担当し、模擬面接の際にも学生一人ひとりにきめ細かな指導を行い、学生自らが積極的に活動できるよう、就職意欲の向上を図っている（平成29(2017)年度実績1,170人）。

また、例年、ガイダンス・講座の欠席者及び自身の実力に不安を感じる学生を対象とした少人数制講座「キャリサボ塾」を開設し、補習を行っている。平成29(2017)年度は前期には4年生を対象に採用試験突破のためのより実践的な第一印象対策、モチベーションアップ講座及びグループディスカッション講座等のプログラムを行った。また後期においても活動中の4年生を対象とした履歴書作成及び面接対策を中心とした対策プログラムを実施した。なお、3年生を対象としたエントリーシート作成等の対策プログラムは11月に実施した。

平成29(2017)年度における主な就職支援プログラムは、表2-3-4のとおりである。

表 2-3-4 平成 29(2017)年度就職支援プログラム

項 目	ガイダンス	就職試験対策講座	その他プログラム
1 年生 目標 ①自分を見つめる ②学生生活の充実	夏休みの過ごし方 Uターン就職セミナー 求人 NAVI 登録会		大人と話そう会 キャリアサボ塾
2 年生 目標 ①学生生活の充実 →1 年生の振り返り ②職業観を意識づける	夏休みの過ごし方 Uターン就職セミナー 就活準備ガイダンス 集中個別面談		大人と話そう会 キャリアサボ塾 社会人基礎力テスト 社会人基礎講座
3 年生 目標 ①就職対策→就職活動実践部分の対策を行う ②就職活動に有益な情報提供を行う	スタートガイダンス 就活の進め方 Uターン就職セミナー 集中個別面談	自己分析講座 履歴書作成講座 ビジネスマナー講座 筆記試験対策講座 面接対策講座 グループディスカッション講座	就職適性診断テスト 模試（履歴書作成） 模試（SPI） 模試（一般常識） 特訓講座 学内合同企業セミナー 単独企業セミナー 業界企業研究セミナー 大人と話そう会
4 年生 目標 ①就職活動のフォロー ②企業と学生の出会いの機会を作る	集中個別面談 未内定者対象緊急ガイダンス 内定者ガイダンス		キャリアサボ塾 学内合同企業セミナー 単独企業セミナー

その他、多様な学生の要望に応えるため、3年生対象の「特訓講座」や、2・3年生対象の「社会人基礎講座」を開講した。「特訓講座」の平成29(2017)年度の参加者は12人、11月～3月の土曜日を中心に計12回開講した。「社会人基礎講座」の参加者は6人、10月～2月の土曜日を中心に計10回開講した。

平成 29(2017)年度資格講座は、公務員受験対策講座をはじめとする全 48 講座を開講した。一般受講生対象に、従前からの申込方法の電話・FAX に加え、Web を利用した申込みを導入している。資格講座説明会の中で各資格の実社会での有用性等の周知に努めた結果、本学学生及び一般の方を合わせて延べ 1,103 人（前年度 1,028 人）の受講申込みがあった。

資料

- 2-3-1 履修の手引き 2017 (pp.99-106)
- 2-3-2 2018 年度入学前教育プログラム（課題冊子、英語・数学・国語解答用紙、解答・解説冊子）
- 2-3-3 チャレンジプログラムシート作成の手引き（提出用シート、練習用シートを含む）
- 2-3-4 読書のすすめ
- 2-3-5 平成 30 年度新入生オリエンテーションガイドブック（各学科教職員用及び学生用）
- 2-3-6 学生成長記録<S-Log>（個人画面・操作ガイド）
- 2-3-7 学生成長サポート調査<S-Check>（操作ガイド、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ質問紙）
- 2-3-8 サポート学習／楽習アワー案内

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

「就業力育成プログラム報告書」が示す取組みの軌跡と結果を教職員一人ひとりが自らの教育・支援活動に活かしていく。また、就業力育成プログラムをより質の高いプログラムとして発展させていくには、社会からのニーズを敏感にとらえながらプログラム目標を設定し、このプログラムの成果を定期的に評価し、一連の PDCA サイクルを繰り返すことにより改善していくことが必要である。具体的には、初年次教育（ゼミナール IA・IB）において、欠席者支援のあり方を工夫するとともに、「S-Log」、「S-Check」及び「S-Work」についても毎年度その内容を精査し、常に当該プログラムの質の向上を目指すことが重要である。

各学年における演習やキャリア教育の授業科目（「ビジネス・インターンシップ」「キャリアデザイン入門」「キャリアデザイン応用」）は、教育課程内における就業力向上の核を成すものである。

本学は、ディプロマ・ポリシーに基づき、学生の資質と能力そして就学意欲の向上に努め、就職先との円滑なマッチングに注力することが重要と考えている。

勤労観・職業観を養う実習である「ビジネス・インターンシップ」は、さらに参加学生を増やすために、受入れ企業数だけでなく業界の拡大に一層注力していく。これまで同様、1・2 年生を対象とする就職ガイダンス等においては、キャリア教育の重要性を指導することで、「キャリアデザイン入門」及び「キャリアデザイン応用」を通じて、学生の就業意識の向上を図っていく。

学生サポートを担うキャリアカウンセラーは、その専門性に基づく役割が高まっていることから、一人ひとりの学生へきめ細かな面談を実施していく。

就職試験対策は、学生自身が企業に与える第一印象の向上や筆記試験対策を中心にアドバイスを行い、求人先別のきめ細かな情報提供に努め、より効率的かつ的確なサポートに努める。

企業との交流会の開催は、本学の認知度が向上すると同時に、企業と良好な関係性を構築することができる。これらの企業と関係性を保ちつつ、企業と学生との接点を増やしていく。具体的には、各地方の就職支援企業・団体を招いての「U ターン就職セミナー」等をより多く企画・実施し、学生の希望に沿った企業とのマッチングを図っていく。

平成 29(2017)年度までに就職に関する協定を締結した愛媛県・香川県・高知県・岡山県・和歌山県・鳥取県の各自治体に加え、平成 30(2018)年度以降は広島県、福井県と協定締結を目指し、自治体との連携を拡大していく。

資格取得のサポートについては、学生に「資格を持つこと」の意義や実社会での資格の有用性を正しく認識させていく。運用面においては、見直しを図った奨励金制度及び再受講制度など、学生のモチベーション向上につながる仕組みを提供しているが、さらに、合格率向上につながる仕組みを構築していく。

今後も「キャリアサポート委員会」とキャリアサポート室が適切に連携し、更なる学生の就職支援に努める。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■学生生活と学生支援

本学では、大学設置基準第 42 条に基づき、学生サービス、厚生補導、学生生活支援のための組織として学生生活課を設置し、当該課が事務所管する「学生生活委員会」を教授会傘下の専門部会として配置している。「学生生活委員会」は学生の厚生補導及び学生生活全般の支援・充実を図ることを目的とし、厚生補導、賞罰、学生相談、健康管理、課外活動、奨学金、学友会活動、保護者との懇談会、留学生等についての審議、検討を行っている。

また、「学生生活委員会」内の部会である「思いやりと礼節委員会」は、本学の建学の理念である「世に役立つ人物の養成」の 4 つの柱の一つである「思いやりと礼節」の現代的な解釈及び具現化を目指し、学生の倫理観、道德観の向上を図る活動を行っている（図 2-4-1 参照）。

図 2-4-1 挨拶キャンペーン



「挨拶は、人と人とのつながりの第一歩」のコンセプトの下、明るい挨拶の輪が広がるようにと、午前中の授業に登校してくる学生に向かって、正門やリアクト正門付近で「おはようございます」の声掛けを行っています。キャンペーンの時期は、春・秋の 2 回（前期・後期の各学期初めの 1 週間）で、毎回、学友会本部をはじめ、本キャンペーンの趣旨に賛同した多くの学生有志と教職員が参加しています。

学生生活課は、学生生活の支援並びに厚生補導業務を行う部署として、①学生生活の相談、指導及び助言、②学生情報（賞罰を含む）の把握・管理、③学生生活全般における情報管理、④教育懇談会の実施、⑤学生の健康管理及び保健室の管理運営、⑥学生証及び通学証明書等の諸証明書の発行、⑦学生の事故、災害への対応及び連絡、⑧学生相談室（障がい学生支援相談窓口を含む。）の管理運営、⑨各種奨学金の斡旋並びに学費の減免、⑩学生の福利厚生並びに福利厚生施設の運営及び利用、⑪校友会（本学卒業生の会）との連携及び支援、⑫学友会執行委員との連携及び学友会活動への支援、⑬課外活動団体との連携及び支援、⑭体育施設、グラウンド、機材、備品の管理及び運営、⑮そ

の他学生の学生生活及び課外活動支援等の業務を担当している。さらに、平成 30(2018)年 1 月から国民年金保険料の「学生納付特例申請」の代行事務を開始している。これらの業務は学生生活課が「学生生活委員会」、「人権問題委員会」、「ハラスメント防止委員会」、「スポーツ振興審議会」、「校友顕彰審議会」と有機的な連携を図り、遂行している。なお、平成 28(2016)年 4 月に施行された障害者差別解消法に対応する組織として、平成 28(2016)年 4 月から障がい学生支援相談窓口及び「障がい学生支援委員会」を設置、運営している。

以上のとおり、学生生活支援、厚生補導の目的のために学生生活課及び「学生生活委員会」（その部会の）「思いやりと礼節委員会」は適切に組織化され、機能していると言える。

経済的支援については、日本学生支援機構の奨学金に加え、本学独自の給付型奨学金として、経済的困窮者のための大阪商業大学給付奨学金、成績優秀者への新入生奨学金、成績優秀奨学金、スポーツ活動優秀者に対するスポーツ奨学金、私費留学生に対する授業料減免等、必要に応じて支援策を講じている。また、学資クレジットを利用する学生に対し、その利子を奨学金として給付する教育ローン利子補給奨学金制度を、平成 29(2017)年 4 月から導入している。

学生生活課が事務所管する「学生総合互助部会」において、学生の正課・課外活動中の事故、その他あらゆる不測の事故、及び傷病による通院・入院・死亡等に際して医療給付、見舞、弔意等を行うとともに、突発的経済困窮者に対する学費半額貸与制度を設ける等、経済的支援を行っている。

また、2 社の学資クレジットを導入することで、就学支援体制を充実させている。その他、アルバイト希望学生には、アルバイト紹介システムを導入し、安全で良質な求人情報を提供している。福利厚生の実施の観点からは、旅行費用補助制度を導入し、学生の負担軽減、心身のリフレッシュを支援している。

上記のとおり経済的支援については、必要に応じた支援策を講じている。なお、平成 29(2017)年度における在学生 4,345 人（内大学院生 20 人）のうち、日本学生支援機構の奨学金受給者は 2,065 人（内大学院生 0 人）である。本学独自の給付奨学金受給者は、大阪商業大学給付奨学金 2 人、新入生奨学金 73 人、成績優秀奨学金 60 人、スポーツ奨学金 91 人で、教育ローン利子補給奨学金 3 人である。その他、他団体給付型奨学金 22 人、他団体貸与型奨学金 11 人である。留学生では授業料減免 25 人、文部科学省外国人留学生学習奨励費 2 人、他団体給付型奨学金 3 人である。一方、学資クレジットの利用者は延べ 127 人となっている。

その他、正課・課外活動中の不慮の事故に対する補償として、「学校教育研究災害傷害保険」に加入している。保険の内容は、新入生オリエンテーションや「キャンパスガイド」を通して学生に周知させている。

■保健室と健康管理

学校保健安全法第 7 条に基づき、学生の健康管理を行う保健室を設けている。保健室では学校保健安全法に則り、学部生・大学院生・研究生に対し毎年健康診断を実施している。新入生は身体測定・視力測定・尿検査・胸部 X 線撮影・内科診察を実施している。

また、結核の多発地域であるという観点より、新入生だけでなく、2・3年生の学生にも胸部 X 線撮影と尿検査を実施している。卒業年度生（4 年生）は就職活動に必要とされる健康診断証明書の発行のため、新入生と同じ検査項目を実施している。また、実施期間に学内で受診できなかった学生に対して未受診の通知を送り、一定期間内に契約医療機関 2 ヶ所で無料受診できる体制を設け、学生が受診しやすい環境を整えている。新入生に対しては、入学手続き時に健康調査票の提出を求め、事前に学生の健康に関する情報（身体障害等）の把握に努めるとともに、適宜保護者や学生と面談を行う等、個々の状況に応じた支援策を講じている。

学生の健康管理の取組みの一つとして、世界禁煙デーに始まる一週間を「禁煙週間」とし、5 月末に禁煙キャンペーンを開催している。また、平成 27(2015)年度からは、11 月下旬にも「秋の禁煙キャンペーン」を開催し、東大阪市西保健センター共催のもと、スモーカーライザーで呼気中の CO 濃度を測定し、その数値から喫煙及び受動喫煙の影響を認識させる等、学生自らが禁煙と健康問題を考える啓発活動に取り組んでいる。

■学生相談室と健康相談

学校保健安全法第 8 条に基づき、健康相談に対応できる学生相談室を設けている。主として学生相談室では、心に悩みを抱える学生、または発達障害の疑いがある学生等への支援を行っている。毎年 4 月に行う新入生オリエンテーション時に UPI メンタルヘルステストを行い、ケアが必要な学生の早期発見に努めるとともに、危険因子項目に記入している学生に対して、電話や面談を実施している。また、年間を通じて前述の学生に対して、精神科医 1 人、カウンセラー 5 人、インテーカー 1 人、事務職員 2 人を中心とした体制で支援を行っている。平成 29(2017)年度のカウンセラーの面談延べ数は 974 人（本人 887 人、保護者 65 人、教職員 22 人）で、保護者や教職員へコンサルテーションを実施するなど、学内連携を図り保護者支援にも努めている。学生相談室では相談活動業務以外に、グループ活動やピアサポーター育成のための研修会など、近年の学生ニーズに合わせたイベントを実施している。平成 29(2017)年度は、仲間作りやソーシャルスキルトレーニングを目的とした様々なグループアプローチに取り組み、年間 18 回のグループワークを実施した。また、平成 28(2016)年 4 月障害者差別解消法施行に伴い、学生相談室内に設置された「障がい学生支援相談窓口」では、障がいを持つ学生やその養育者及び関係者からの問い合わせや支援相談に応じている。要望のあった配慮については、「障がい学生支援委員会」において審議・検討を行うなど、法に対応した合理的配慮が適切に提供できる体制作りに努めている。さらに、障がい学生支援充実のため、3 月に学内全課室の障がい学生支援担当者を対象として勉強会「高等教育機関における障害者差別法の『基本的知識』を理解する」を開催した。

■保護者への学生生活情報の提供

教育懇談会は、毎年 9 月に保護者を対象として、①保護者が大学を知る、②相談する、③交流することができる、をコンセプトとし、本学の現状、学生の修学、学生生活、就職状況等に関する説明を行うとともに、懇談を通じて教職員と保護者相互の理解を図ることを目的として実施している。教育懇談会の参加を通して多くの保護者が、大学と連

携して学生を支援し、学生自身が学生生活をより有意義なものにすることがねらいである。例年、本学会場と地方会場において開催しているが、平成 29(2017)年度は台風の影響により本学会場を中止し、地方 7 会場（福井、名古屋、岡山、広島、高松、松山、高知）で開催し、参加者は 71 名であった。また、本学会場中止の代替措置として、10 月に個別面談会を実施し、参加者は 95 名であった。なお、次年度の企画について、新校舎リアクトでの実施を検討している。

学生生活課が発行する『Pitari (ピタリ)』は、保護者の大学に対するニーズを把握し、保護者と学生と大学が情報を共有することを目的とした情報誌である。年 2 回（7 月・1 月）保護者に送付し、三者が触れ合えるコミュニケーションツールとしての役割を果たしている。同封物には、「保健室便り」や「奨学金だより」等もあり、幅広く情報提供を行っている。

以上の教育懇談会、『Pitari (ピタリ)』はともに、事後のアンケート調査を実施しており、大学に対する意見、要望の把握に努め、改善等を行っている。

■学生間コミュニティの形成支援

本学での学生生活をより豊かなものにするために、学生間のつながりのきっかけづくりとして、学生間コミュニティ形成支援プログラムを実施している。これまで様々なプログラムを企画しており、平成 29(2017)年度は「お手軽で簡単なお菓子教室」、「お茶（ハーブティ）講座」、「漢（おとこ）たちのフットサル」を開催した。お菓子教室は、大学職員が講師となり、レシピを考え、学生とともに作った（参加者 21 名）。また、ハーブティ講座は、過去のアンケートにおいて学生の要望の高かった「女子限定講座」として外部講師を招いて開催した（参加者 11 名）。フットサルは学生からの継続要望がもっとも高いイベントで、平成 29(2017)年度で 4 回目である（参加者 48 名）。いずれのイベントも学生からの評価は高く、同じ時間や空間を共有することで学生間交流が生まれている。

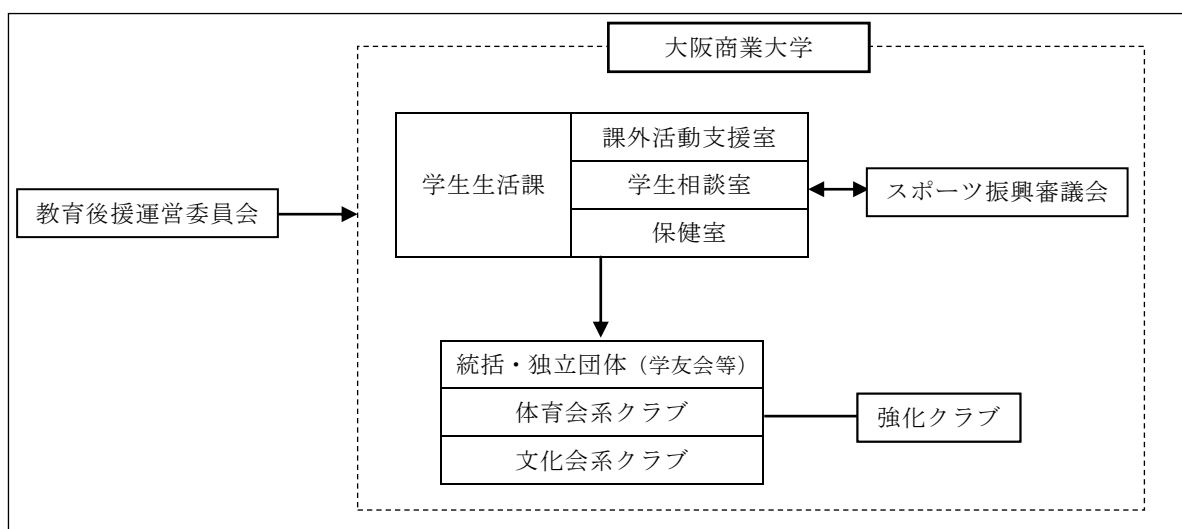
■課外活動の支援

本学は学生の課外活動の支援を行うための組織として、課外活動支援室を設置している。課外活動支援室は学生生活課の所管部署として位置付けており、課外活動支援を適切に行うために、「スポーツ振興審議会」を設置している。「スポーツ振興審議会」では、本学が指定する強化クラブに対するスポーツ推薦入試制度や経済的な支援制度等、スポーツ強化施策に関する審議・検討を行っている（図 2-4-1 参照）。

課外活動支援室では、全クラブを対象に「クラブ指導者懇談会」を実施しており、教職員・監督等クラブ指導者と協働した多種多様な支援を行い、クラブに所属する学生が安心して課外活動を行えるよう努めている。

強化クラブに所属する新入生には、入学式の際に保護者も含めた懇談会を開催し、「スポーツ活動支援と課外活動との両立のための学業支援」について説明するとともに、監督等指導者からもクラブ別に方針や目標を保護者・クラブ生の双方に説明している。

図 2-4-2 課外活動支援体制



課外活動団体は、統括・独立団体 5、体育会系クラブ 29（同好会含む）、文化会系クラブ 15（同好会含む）で組織されている。本学では、商大スポーツ新聞やクラブガイドの発行、独自ホームページの運用、メールマガジンの配信、大商大スポーツ応援デーの実施等、課外活動参加率の向上を目的として積極的な広報展開を行っている。

課外活動における経済的支援として、指定する強化クラブを対象に、スポーツ奨学生への学費減免制度、大会や合宿、選手勧誘時に必要となる指導者への旅費の拠出、強化支援プログラム（トレーニング及びコンディショニング講習会等）の開催費用の支援、公式戦移動に伴う交通費の負担軽減（マイクロバスのチャーター等）、用具購入費の補助を行っている。また、本学の学生自治組織（学友会）が全ての課外活動団体に対し、活動予算を毎年配分している。本学の教育後援会組織は、全体育会系クラブに対し西日本または全国大会に出場する際の交通費や宿泊費の援助を行っている。

課外活動団体が各活動を安定して行えるように、物的、人的な支援も行っている。物的には、部室や練習場等の施設設備を提供している。人的には、本学教職員が部長・監督・コーチ等（指導責任者）を務めている。また、安全管理の面より、学生が安心して課外活動に専念できるよう、体育会系・文化会系及び統括・独立団体の学生を対象に

「AED 講習会」及び、「熱中症対策講習会」を毎年保健室と協働で実施している。平成 29(2017)年度は「AED 講習会」は東大阪市消防局、「熱中症対策講習会」は大塚製薬株式会社よりそれぞれ協力を得た。体育会系クラブにおける競技力の向上については、専属トレーナー 2 人による各公式戦への帯同やコンディショニングの維持管理等、学生の身体的ケアを実施している。さらに、クラブ学生は就職活動をする時間が限られることから、キャリアサポート室と連携を図り、クラブ活動のスケジュールに合わせた就職活動に関する情報の提供など、きめ細やかな指導を行っている。

■卒業生と校友会

校友会は本学卒業生が相互の連携・親睦を図ることを目的とする組織である。本学は、卒業生が組織する校友会本部、地方支部に対して、支部設立に係る支援や、本部、支部の総会等に教職員が参加し、本学の現状や就職状況等についての説明及び情報交換並び

に卒業生との交流を行っている。また、年 1 回の校友会誌の編集に学生生活課職員が参画し、大学からの情報提供、紙面づくりを行っている。さらに校友会と協力して、卒業後、経済、社会活動等において輝かしい業績を残した卒業生を表彰する「校友顕彰式典」を開催し、在学生の社会への参画意欲を高めている。なお、卒業生の表彰者の選定は、教職員と校友会関係者で構成する「校友顕彰審議会」が行っている。新たに平成 28(2016)年度から設立(3 カ年限定)された校友会学生支援基金の有効活用を校友会と協議し、運用している。平成 29(2017)年度は、前年度に引き続き学生の食育支援を目的として、学生食堂における校友会限定メニューの提供を行った。

留学生に対する支援は、私費外国人留学生授業料減免(授業料の 30%)、各種奨学金申請サポート(文部科学省外国人留学生学習奨励費、加藤朝雄国際奨学財団奨学金、大遊協国際交流援助研究協会奨学金、ロータリー米山記念奨学会奨学金、平和中島財団奨学金、国費外国人留学生、朝鮮奨学会)の経済的支援に加え、新入生へのチューター制度、日本文化の見学会、日本人学生との交流イベント、防災・防犯教室、就職説明会等、各種サポート(在留資格、資格外活動、住居、健康管理と医療・保険等)を実施している。留学生については、個人ファイルを作成し、奨学金、在留資格、資格外活動の有無、成績状況、行事への参加状況等を把握し、各個人に応じたサポートを行っている他、定例ミーティングや年間の行事を通して、留学生の意見要望の把握に努めている。

在学生の海外留学に関する要望に応えるため、学内での海外留学説明会「留学アワー」を適宜開催するなど、随時相談に応じる体制を整えている。

資料

- 2-4-1 キャンパスガイド 2017 (p.19, pp.23-29, pp.33-35, p.37, pp. 38-39, pp.47-50, p.52)
 - 2-4-2 平成 29 年度教育懇談会案内
 - 2-4-3 Pitari vol.17, 18
 - 2-4-4 学生相談室りらくさんのしおり
 - 2-4-5 大学生生活ガイドブック 2017 年度版
 - 2-4-6 CLUB GUIDE 2017
 - 2-4-7 商大スポーツ新聞第 19 号、20 号
 - 2-4-8 留学生のためのハンドブック 2017
 - 2-4-9 留学アワー告知らし
-

(3) 2-4 の改善・向上方策(将来計画)

学生サービス、厚生補導、学生生活支援のための組織として、学生生活課及び「学生生活委員会」、「思いやりと礼節委員会」が中心となり、多様な学生のニーズ(学生のマナーの向上も含んで)に対応するための事業を企画し、実践していく。施設環境及びサービスにおいて、平成 29(2017)年 4 月開設のリアクトのカフェ及びショップを含めたキャンパス全体における福利厚生施設のサービス内容を見直し、委託業者や学生と連携を図りながら、利用学生の満足度向上に努めるとともに、平成 30(2018)年 4 月から学生食堂「S-terrace」及び喫茶室の委託業者を変更し、更なるサービス向上を推進する。

経済的支援については、本学独自の奨学金等の各制度の見直しと、事務手続きの簡素化等サービス面の向上を目指す。学外他団体の奨学金は、情報収集に努め、学生への迅速な情報提供を行うとともに、学内選考が必要な場合の推薦基準を確立し、明確化を進める。

教育懇談会や『Pitari（ピタリ）』は、保護者の意見要望に応える内容に改善するとともに、双方のコミュニケーションを促進するためのイベント、ツールとして活用する。

校友会には、今後も積極的に大学情報を発信していくとともに、卒業生の活動状況の把握に努め、「校友顕彰式典」を継続的に開催する予定である。また、校友会本部・支部とは人的交流を通じた校友会活動の支援を行い、友好な関係を構築していく。更に校友会学生支援基金についても、学生に還元できる有効策を、校友会と調整しつつ立案、実施していくこととし、平成 30(2018)年度も学生の食育支援を中心に運用していく。

発達障害のある学生への支援の充実のため、情報共有による教職員のさらなる連携強化を行うことが重要である。なお、平成 28(2016)年 4 月に施行された障害者差別解消法に基づき、平成 28(2016)年度から学生相談室内に設置した障がい学生支援相談窓口及び「障がい学生支援委員会」を適切に運営し、障がい学生の支援に努める。また、健康診断の実施会場や実施体制についても、より学生が受診しやすい環境となるよう、改善を進める。

課外活動の支援については、スポーツ奨学生に対して、年度初めの集団面談で文武両道に対する心構え等を説き、就学意欲の向上を図り、最低修業年限での卒業者増加を目指す。安全管理の面からは、クラブ生がより安心して課外活動に専念できるよう、前述の「AED 講習会」や「熱中症対策講習会」を継続的に実施し、自主救護能力の取得・向上を目指す。就職活動への支援策としては、学生生活課とキャリアサポート室が連携を図り、クラブ生の就業意欲を高める工夫を検討する。また、学内外への広報活動の展開を通じて課外活動の活性化を図ることで、クラブ学生・一般学生の大学への帰属意識の向上を目指す。

留学生支援については、防災・防犯教室、就職説明会に加え、時勢に応じた支援策並びに日本人学生との交流機会の拡充に努める。また、平成 27(2015)年度から「留学アワー」を新たに実施しているように、学生の海外留学への要望に応えるために、海外留学相談、説明会を充実させる。

2-5 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は大阪の中心に近い都市型キャンパスとして、JR・私鉄相互にアクセスができ、最寄り駅より徒歩 5 分に立地しており、京都・大阪・兵庫・奈良から通学圏内である。

本学は、全学部・研究科の講義室、図書館、体育施設、事務室等、大学の主要施設のほとんどを一極型で備えており、全学生が同じ施設内で学び、交流できるという効果は大きいといえる。

施設については、本学の教育目的の達成および学生のニーズへの対応等、常に時代に即した施設を利用できるよう改修や新設を行い、最適な学修環境を整備している。

平成 29(2017)年度には、学生が共に刺激し合い共に成長する場所として、また地域社会の発展に係る取組みとして地域企業・住民との連携・交流活動の場所として活用されることを目的に「ユニバーシティ・コモンズ リアクト」を竣工した。

現在、講義室数は 75 室（収容人数 8,410 人）となっている。近年はプレゼンテーション設備の充実が必須事項であり、情報系設備とともに有効活用できる教室整備が重要な状況であることから、本学の 4 号館 5 階演習室は、全て無線 LAN のアクセスポイントを整備し、ノートパソコンの利用が可能である。また、施設の維持管理についてのサポート及び将来的な計画は、教務課と庶務課が調整を図り、策定している。

その他、「OBP コース」、「GET コース」在籍者に毎年一人一台ずつ（約 35 台）のノートパソコンを貸与、自宅や授業において常時パソコンを使用できる環境とし、学習効果を高めている。これらの端末は無線 LAN アクセスポイントや学内 LAN フリースポットを介し、インターネットへの接続が可能である。

本学の教育研究施設の概要は表 2-5-1 のとおりである。

表 2-5-1 施設概要

基準日：平成 30 年 4 月 1 日

建物名	面積	主要施設
谷岡記念館（1 号館）	2,536 m ²	学園資料室、比較地域研究所、商業史博物館、学術研究事務室、学術センター
Re/Ra/Ku（2 号館）	2,816 m ²	コンビニエンスストア、学生相談室、教職課程指導室
研究棟（3 号館）	5,308 m ²	教員研究室、ミーティングルーム
4 号館	10,266 m ²	講義室、演習室、学生食堂 S-terrace
5 号館	2,078 m ²	大講義室、ラビックホール
6 号館	7,387 m ²	講義室、情報処理実習室、LL 教室、オープンルーム、学修支援サポートフロア（学習サポート事務室、自学自習室、楽習アワーラーム、グループワーク室）
総合体育館（7 号館）	13,495 m ²	教員研究室、アリーナ、クラブ部室、トレーニングルーム、各武道場、卓球場、課外活動支援室
本館（8 号館）	9,658 m ²	保健室、庶務課、情報処理室、教務課、学生生活課、学修支援課、学長室、副学長室、事務局長室、会議室、応接室、学長企画室、JGSS 研究センター、総務課、人事課、財務課、監査室、大会議室、研修室、秘書室、理事室、理事長室
9 号館	3,845 m ²	講義室、大学院、教員研究室、広報入試課、キャリアサポート室、中央管理室、S-Café（喫茶室）
U-メディアセンター GATEWAY	7,271 m ²	図書館、ネットワークレクチャールーム、レクチャールーム、図書館事務室
ユニバーシティホール 蒼天	780 m ²	イベントホール（大講義室）、ホワイエ、事務室
多目的屋内競技場	2,052 m ²	テニスコート

ユニバーシティ・コモンズリアクト	7,206 m ²	総合交流支援課、ラーニングコモンズエリア、MARUZEN-大商大店、リアクト・カフェ、地域交流ルーム、ワークショップエリア、バルコニーカウンター、The I CALL、The SILL、アントレ・ラボ、共同参画研究所、セミナールーム、プロジェクトルーム、スタディホール、アリーナ、リフレッシュコーナー
学生会館	1,285 m ²	事務室、会議室、和室、洋室、浴室
S-dorm	1,005 m ²	学生寮
学術センターU-BOX	1,003 m ²	アミューズメント産業研究所事務室、研究員研究室、展示室

主な施設の特徴は次のとおりである。

■学習サポートフロア（6号館）

平成 29(2017)年度に、総合交流センターの設置に伴い学修支援センターが廃止されたことから、当該施設の名称を学習サポートフロアに変更した。学生が自由に利用できるスペースとして、グループワーク室、自学自習室、サポート学習室を設置し、無線 LAN の環境のもと貸出用ノートパソコンを 80 台配置している。

■情報処理実習室及び LL 教室（6号館）

情報処理実習室と LL 教室は 6 号館に集約されている。全 5 教室は定員 42～68 名で合計 286 台の学生用パソコンを配備している。5 教室のうち 3 教室は、演習をはじめ少人数授業に対応するため、パーティションで 2 分割することが可能となっている。また、全実習室で授業がある場合でも自学自習が出来るよう「オープンルーム」を 2 教室（最大 56 人利用可）設置し、午後 6 時 30 分までの利用を可能としている。これら教室のパソコンは、インターネットが利用可能な学内 LAN に接続している。

平成 24(2012)年 4 月より全教室のパソコンは Windows7 の環境となっている。また、平成 24(2012)～29(2017)年度に順次更新した情報処理実習室 2、情報処理実習室 3 及び情報処理実習室 1 は、プロジェクターや液晶モニターをハイビジョン解像度・ワイド画面对応とする等、時代に即した教育環境となっている。また平成 29(2017)年度に更新を行った情報処理実習室 4 では、SSD モデルのデスクトップパソコンに更新することで、起動時間の大幅な短縮を行い、スムーズな授業運営を可能としている。

なお、学内で学生が利用できるコンピュータは全て同じシステムで管理・運用されており、どのコンピュータを利用しても自分の環境で活用できるよう整備している。

■ユニバーシティ・コモンズ リアクト

平成 29(2017)年度 4 月より開設したユニバーシティ・コモンズ リアクトでは、学生の自学自習環境の充実を企図して貸出用ノートパソコン 80 台が配置されている。また、施設の屋内外で無線 LAN 環境を有している。

■体育施設

総合体育館（アリーナ、音楽練習室、ウェイトリフティング場、ボクシング場、写真スタジオ・暗室、部室、トレーニングルーム、卓球場、柔道場、剣道場、日本拳法道場、少林寺拳法道場、空手道場）・第一グラウンド（人工芝グラウンド）・第二グラウンド・多目的屋内競技場（テニスコート）・野球場（閑屋グラウンド：学外で所有しているグラ

ウンド)を有している。なお、平成29(2017)年度からは、リアクト4階のアリーナも体育施設として活用している。授業やクラブ活動での使用のほかに、一般開放時間を設け、広く学生に開放している。平成29(2017)年度は延べ1,463名の学生が利用した。

総合体育館は、授業期間中は午前9時から午後9時まで、休業期間中は午前9時から午後6時まで利用可能である。第一グラウンド(人工芝グラウンド)・第二グラウンドには夜間照明が設置されており、授業期間中は午前9時から午後8時まで、休業期間中は午前9時から午後6時まで利用可能である。また、多目的屋内競技場(テニスコート)は、授業期間中は午前9時から午後8時まで、休業期間中は午前9時から午後6時まで利用可能である。なお、利用の優先順位は、①授業、②大学行事、③課外活動、④サークルを含む一般学生となっているが、授業期間中の月曜日は一般学生に対してアリーナ・第一グラウンド(人工芝グラウンド)・多目的屋内競技場(テニスコート)でスポーツ体育施設開放日を設けており、多くの学生が利用できる体制を整えている。また、トレーニングルームは、「トレーニングルーム使用講習会」を受講した学生が総合体育館の開館時間内で利用可能である。これら体育施設の管理・運営は、学生生活課課外活動支援室が担当しており、日常的にメンテナンスを行うとともに、改修や改善の必要がある場合は庶務課・教務課と連携し、施設の維持管理に努め、利用者のサービス向上、安全面に配慮した適切な運営を行っている。

本学は教育目的の達成のため、附属施設として附置研究所等を整備し、図書館、比較地域研究所、商業史博物館、アミューズメント産業研究所、総合交流センター、共同参画研究所(平成30(2018)年度開設)を設置し、有効に機能している(図2-5-1参照)。

図2-5-1 本学の附置研究所等



■比較地域研究所（谷岡記念館）、JGSS研究センター（本館）

比較地域研究所は、学術研究事務室が事務所管として管理・運営を行っている。平成9(1997)年に大学院地域政策学研究科と連携して設置され、社会科学を基礎とした学際的な観点からの共同研究を実施し、研究成果を紀要・研究叢書・講演会によって市民や学生教育に還元している。比較地域研究所及び商業史博物館の設置場所である谷岡記念館は、国の有形文化財として登録されている。

平成27(2015)年度から、比較地域研究所内の機能としてJGSS研究センターを位置づけし、研究活動を行っている。JGSSは、Japanese General Social Surveys（日本版総合的社会調査）の略称であり、具体的な活動は、全国規模の総合的社会調査 Japanese General Social Surveys (JGSS) を2年に1回実施し、共同研究者による分析と研究成果の公表を支援するとともに、得られたデータを国内外のデータ・アーカイブに寄託して、世界中の研究者にデータ分析の機会を提供している。また、東アジアの比較調査 East Asian Social Survey (EASS) として、東アジア社会に特有な問題や関心に基づいて共通の設問を設定し、国際比較分析を行うプロジェクトにも取り組んでいる。このような活動を通して国内外の研究者との共同研究を促進し、日本社会の現状と変容をとらえ、東アジアにおける日本社会の位置づけを明らかにすることを目的としている。なお、平成20(2008)年度には文部科学大臣より「共同利用・共同研究拠点」に認定され、平成25(2013)年度に再認定（平成31(2019)年3月31日まで）を受けている。

■商業史博物館（谷岡記念館）

商業史博物館は、平成11(1999)年に博物館法第29条に基づき博物館相当施設に指定されている。商業史博物館は、学術研究事務室が所管し、博物館の施設設備の維持・運営を図るとともに、学芸員を3人配置し、資料の収集・整理・保管や展示等を行っている。商業史資料室では、「近世大阪の商業」をテーマに、商家文書や商業用具（貨幣・天秤・千両箱等）の実物資料を展示している。また、郷土史料室では、「河内の稲作と民具」、「河内木綿」をテーマに、農具や民具、木綿資料を展示している。これらの取組みは、本学における教育研究に寄与するとともに、地域社会の人々に教養を深める機会を提供している。

■総合交流センター（ユニバーシティ・コモンズリアクト）

総合交流センターは、総合交流支援課が事務所管として管理・運営を行っている。建学の精神を具現化するために、学生及び教職員の教育研究活動を通じ広く社会と交流することを目的として発足した。目的を達するための主な事業としては、起業教育、特色教育、国際交流、地域交流である。

■共同参画研究所（ユニバーシティ・コモンズリアクト）（前掲 p.13 参照）

■アミューズメント産業研究所（学術センター U-BOX）

アミューズメント産業研究所は、学術研究事務室が事務所管として管理・運営を行っている。平成12(2000)年に、大学レベルとして日本初の余暇産業を研究する専門的研究

機関として設置され、平成 13(2001)年に大阪商業大学アミューズメント産業研究所に改称した。現代生活における「遊び」や「趣味」、「楽しみ」といった余暇活動について、歴史、文化、経済、法律的な側面から包括的に分析し、将来のアミューズメント産業のあり方や方向性を追究している。

■図書館（U-メディアセンターGATEWAY）

本学は大学設置基準第 38 条に基づき図書館を設置し、教育研究上必要な図書、学術雑誌、資料等を備えている。図書館は正門の正面に位置し、地上 6 階建て、総床面積は旧図書館（現在は雑誌書庫として使用）も含め 8,489 m²、蔵書数は 514,817 冊（和書 389,383 冊、洋書 125,434 冊）、電子書籍 50 点（和書 49 点、洋書 1 点）、定期刊行物 2,598 種（和書 2,057 種、洋書 541 種）、視聴覚資料 6,752 種を数える（平成 29(2017)年度末現在）。また、EBSCO 等電子ジャーナル 3 種類を含む Japan Knowledge 等データベース 13 種類を導入し、新聞・雑誌記事・学術論文等の情報および電子書籍を学内だけでなく学外からも閲覧できる環境を整え、利用者の利便性向上を図っている。

学生の図書館利用を促進するため、第 4 弾写真展「シャッターチャンス～思わず撮ってしまった写真～」や第 3 回大商大ブチエッセイ大賞等のイベントを開催している。また、企画展示（「最高のパフォーマンスのためのメンタルトレーニング」等）を年間 6 回実施し、約 130 冊を貸出した。さらに、特設展示として、学生等が興味を持つようなテーマ（「一歩飛び出せっ ～暮らしのマナー」、「上半期ベストセラー」等）を定め、年間 7 回展示し 950 冊以上を貸出した。

運営については図書館長の下、図書館委員会が選書や除籍審査など、重要事項を審議・決定している。

平成 29(2017)年度「学術情報基盤実態調査（文部科学省）」の結果では、本学図書館は蔵書数、閲覧スペースともに、本学と同規模の私立大学（2～4 学部、266 大学）の図書館及び大学図書館全体（783 大学）における平均値を上回っており、適切な規模であると言える（表 2-5-2 参照）。

表 2-5-2 平成 29(2017)年度「学術情報基盤実態調査(文部科学省)」調査結果

	全所蔵数(冊)	閲覧スペース(m ²)
本学図書館	514,817	2,878
私立大学 C（2～4 学部）1 大学平均	239,683	1,344
総平均	420,140	1,926

選書は図書館委員会委員の中から各学科の担当委員が選定を行う他、学生スタッフによる選書ツアーも行っている。平成 26(2014)年 4 月 1 日付で制定した「大阪商業大学学術情報リポジトリ運用に関する規程」に基づき、平成 26(2014)年 10 月より NII（国立情報学研究所）が運営する機関リポジトリに登録し、平成 27(2015)年 1 月より順次一般公開を始めた。平成 29(2017)年度末現在の掲載コンテンツは『大阪商業大学論集』、『アミューズメント産業研究所紀要』、『博士学位論文』、『大阪商業大学商業史博物館紀要』と

なっており、閲覧件数は延べ 10,445 件、ダウンロード数は延べ 69,917 件となっている。

図書館による研究支援の充実については、国立国会図書館の「デジタル化資料送信サービス」を、平成 27(2015)年 10 月より導入・提供している。

開館時間については、学部・大学院の講義時間帯に対応するだけでなく、学修支援体制の充実、地域の情報コミュニティ拠点としての場並びに地域の生涯学習への貢献のため、平成 26(2014)年度より開館時間の延長を実施した（表 2-5-3 参照）。その結果、平成 25(2013)年度までの利用者数減少に歯止めがかかり、平成 29(2017)年度の入館者は、84,425 人と平成 25(2013)年度比 11.6%増となった。

表 2-5-3 図書館開館時間

開館日	開館時間
平日（休業期間）	8：00～22：00（9：00～18：00）
土曜日（試験期間）	9：00～18：00（8：00～22：00）
日曜・祝日（休業期間）	9：00～18：00（閉館）

学生には図書・雑誌・視聴覚資料及び館内用ノートパソコンの貸出を行い、図書館 2 階 A V コーナーのモニター 15 台と VHS ディスク 12 台を大型モニターとブルーレイディスクに更新し、授業時間以外で図書館を有効利用できる体制を整えている。

館内用ノートパソコンは教室と同様に学内外のネットワークに接続し、教育目的の達成に支障のない環境を提供している。

また、図書館 6 階多目的室にプロジェクター、暗幕、スクリーン及び CD プレーヤーを設置し、授業や研修会等館内の学習環境の整備に努め、平成 29(2017)年度には授業・研修等で計 34 回利用された。

平成 14(2002)年度後期から、東大阪市並びにその近隣に在住または勤務する高校生以上の学外者に対する「利用登録制度」を設け、所蔵資料の閲覧・館外貸出を行うサービスを実施している。平成 29(2017)年度の一般利用入館者数は 28,461 人（全入館者数の 33.7%）、貸出冊数は 9,409 冊（全貸出冊数の 49.2%）であった。

施設設備の安全性・利便性（バリアフリー等）に配慮するため、平成 23(2011)年度までに緊急放送設備工事、書架耐震工事を実施し、館内には AED を設置している。バリアフリー設備としては多目的トイレ、車椅子利用に配慮したスペース確保（入館ゲート・エレベーター・書架間隔）等が挙げられる。

■施設設備等の日常的管理・運営

電気・ガス・水道・空調設備の日常的管理・運営については、業務委託業者の専門技術者が保守管理にあたり、遠隔で一元的に監視・制御できる中央監視システムを導入している。受変電設備や非常用発電機の保守管理、電話交換機・エレベーター・エスカレーター等の保守・法定点検は、各専門業者と保守契約を締結し、実施している。

施設設備については、快適な施設環境の維持管理に努めており、老朽化の著しい施設設備に関しては、年次計画を立て、順次、改修工事を行っている。

施設の営繕・清掃については、それぞれ専門業者と業務委託契約を結び、キャンパス

内に常駐して業務にあたらせ、施設設備・環境の維持を図っている。

キャンパス内の庭園・樹木の管理に関しては、専門職員を配置し、手入れ・育成を行っている。また、平成 27(2015)年度より、構内庭園・樹木等の年間管理業務を業者委託し、構内美化の維持・推進に努めている。

本学の情報処理実習室及び自習環境における ICT 設備に関しては、「情報教育委員会」の基本方針である「新製品の社会での普及状況を考慮し、社会的要請に対応すること」に基づき、計画的にハードウェア及びソフトウェアの更新を行っている。

体育施設、情報処理実習室、学習サポートフロア、4 号館 5 階準備室、博物館の施設設備等は、個々に職員を配置し、関連事務組織の連携のもと適切に維持・運営している。

学生福利厚生施設として、学生食堂や喫茶室、カフェ、書店、コンビニエンスストア、フリースペース（休憩施設）2 箇所、旅行代理店等を設置している。

フリースペースは、広い空間に多数の椅子とテーブルを備えるとともに、女子学生向けのパウダールームを設ける等、学生生活を楽しく快適に過ごすための設備を整備し、多くの学生が有効に利用している。

その他、演習やクラブでの合宿、研修や会議で利用される学生会館（最大 152 人利用可）は、平成 29(2017)年度に延べ 1,263 人の利用があった。また平成 28(2016)年度から、管理運営業務を外部委託し、利用ルールの適正・厳格化、安全面の強化及び経費削減を図っている。

■施設設備等の補修・改善

授業や課外活動に支障が出ないように、早期に対応するように努めている。この対応においては『学生生活調査』等も活用しつつ、施設・設備に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みを適切に整備し、その改善に反映することとしている。

平成 29(2017)年度には、表 2-5-4 のように設備充実、改修等を行った。

表 2-5-4 平成 29(2017)年度施設設備改修工事一覧

Re/Ra/Ku（2 号館）	1 階ファミリーマート改修工事 2 階出入口扉ヒンジ交換修理 3 階警報関係工事（多目的トイレ・エレベーター） 屋上ハト小屋補修工事
4 号館	吸収式冷温水発生機真空部品取替 除外処理施設放流ポンプ・活性化槽送風機交換 AV 設備・操作卓更新工事 S-terrace 冷蔵庫修理 S-terrace 前ウッドデッキ塗装工事 トイレ（男女）1～5 階への温水洗浄便座（ウォシュレット）設置
5 号館	1 階南・西側扉ヒンジ交換修理 外灯自動点滅化及び照明器具の LED 化 AV 設備・操作卓更新工事

6号館	B1・2階壁面漏水対策工事 2・3・4・5階窓手摺り取付工事 5階情報処理室ⅠB及び情報処理準備室のエアコン分解洗浄作業
総合体育館（7号館）	非常階段照明器具（LED）化更新 汚水槽の清掃 B2階アリーナステージ上スポットライト修繕 B2階バスケットゴールの移動用キャスター操作ハンドルの修繕 B1階女子トイレ及び階段踊り場照明器具の修繕 2階トレーニングルーム照明器具の交換 2階事務室系統空調室外機の修繕 2階部室屋上の雨水漏水の修繕 3階男子トイレ配管の修繕 3階練習場コンセント回路の増設
本館（8号館）	B1階給水リニアポンプ（制御盤）部品交換工事 B1階No.1吸収式冷温水発生器熱源水三方弁及びパタ弁取替工事 B1階非常用発電機点検 1・2階誘導灯取替工事 2階エントランスホール照明器具更新（LED） 2階教務課後相談室水冷式パッケージエアコン更新工事 2階人工地盤の雨水配管改修工事 屋上冷却水用薬注ポンプ交換工事
9号館	1・2階誘導灯取替工事
U-メディアセンター GATEWAY	5階貴重品書庫パッケージエアコン修理 照明器具更新（LED化）
ユニバーシティホール 蒼天	ホワイエGHP空調機修理 冷温水発生器高温熱交換器修理
その他	学術センター受変電設備定期点検 学生会館ボイラー点検 谷岡記念館屋根部分の補修工事 多目的屋内競技場の消火器取替 関屋グラウンド合併浄化槽汚泥引抜作業 第一グラウンドベンチの補修工事 北門警備室エアコン更新工事 研究棟1階研究関係用掲示板の設置 研究棟5階ミーティングルームから公共学部長室への改修工事 喫茶棟1・2階ロールカーテン交換工事 リアクト内へのロールカーテン（北館1階プレゼンルーム・2階事務室・3階 控室・4階事務室・守衛室）の設置 昇降機（エレベーター・エスカレーター）設備整備及び部品交換

また、頻発する自然災害に備えるべく、平成 19(2007)年度より施設の耐震構造診断やアスベスト対策を実施し、耐震診断の結果を踏まえ、法人本部における実施計画に基づいて耐震補強工事を平成 23(2011)年度に完了した。

さらに、施設・設備の利便性向上（バリアフリー等）に配慮すべく、段階的に改修工事を実施しているところである。

■学生数の管理

授業を行う学生数は、教育効果を十分にあげられるよう、原則として 1 年生の「ゼミナールⅠA」、「ゼミナールⅠB」、2 年生から 4 年生の「ゼミナールⅡ」、「ゼミナールⅢ」、「ゼミナールⅣ」はそれぞれ 1 クラス 25 人を定員としてクラス編成している。また、1 年生の「英語」は、1 クラス 40 人程度を基準として習熟度別「発展 (Advanced)」、「標準 (Standard)」、「基礎 (Basic)」にクラス編成して授業を行い、いずれも適切に管理している。また、情報処理等のコンピュータを活用する実習等による授業においては、教育効果の観点から 35～50 人を定員として、人数制限科目として運営している。一般講義による授業に関しても、教室の許容人数を超えることがないよう、開講コマ数及び開講時間の調整を年度ごとに行い、時間割編成に反映できるよう取り組んでいる。

資料

- 2-5-1 施設利用総合案内
 - 2-5-2 CLUB GUIDE 2017 (総合体育館館内図 pp.6-7)
 - 2-5-3 キャンパスガイド 2017 (pp.42-44、p.46、pp.59-75、pp.87-92)
 - 2-5-4 比較地域研究所案内
 - 2-5-5 商業史博物館案内
 - 2-5-6 アミューズメント産業研究所案内
 - 2-5-7 図書館案内
 - 2-5-8 平成 29 年度履修者集計表
-

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学における教育目的を達成するために、常に教員、学生のニーズを把握し、授業形態の多様化に柔軟に対応できるように教育施設設備等を整備する。また研究拠点となる附置研究所等の施設・設備の充実を図り、教育活動、研究活動、課外活動に教員、学生が有効に活用できる体制を整え、運営する。

福利厚生施設については、委託業者や学生と連携を図り、平成 29(2017)年 4 月に開設したリアクト・カフェ及び書店を含めたキャンパス全体の福利厚生施設のサービス内容の向上を図る。なお、平成 30(2018)年 4 月から学生食堂「S-terrace」及び喫茶室の委託業者を変更することとし、更なるサービス向上に努める。また、学内飲食施設における昼食時の混雑緩和のため、学内のコンビニエンスストア、フリースペースの利用状況、リアクト・カフェの運営状況等を勘案し、対策を講じる。

学生会館については、昭和 52(1977)年 2 月の竣工以来 40 年が経過しているため、適宜老朽箇所等の修理等の対策を行う。また、外部委託業者と連携を図り、利用者の安全面

に配慮し、経費削減及びサービス向上に努める。

本学施設は総じて環境対策が必須であり、省エネ施策をさらに推進する。今後は老朽設備の入れ替え等で、さらなるエネルギーの節約、環境への配慮を図る。

総合体育館内の施設については、体育館内トイレ（特に女子トイレの増設、老朽化の改善）、部室への空調整備、また、雨漏れ対策等について実施する。

バリアフリー化については、既存の建物は建築上の制約等の問題があるが、スロープ設置等段階的に改修を行い対応する。

ICTの発達により、本学図書館においても「情報源のデータベース化・クラウド化に対応した電子資料の充実」、また情報リソースの共有によるグループ作業・討議やプレゼンテーション技術の研鑽等「アクティブ・ラーニング型学習に対応可能な環境」が求められつつある。これらのニーズに対応すべく、電子資料の収集及び「ラーニング・コモンズ」の概念に基づく施設の構築を行う。また学術情報発信のため、平成26(2014)年度に運用を開始した学術情報リポジトリは、更なる充実に向けて運用の改善を進める。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げるために、毎年度、全学生を対象とした学生生活全般を調査する『学生生活調査』を実施し、生活形態の把握や施設設備、福利厚生面等における意見要望の把握に努め、調査結果を学生・教職員に公開している。また、学生自治組織である学友会等の執行委員と、学生生活委員会、学生生活課をはじめとする教職員との意見要望交換会を年1回実施し、意見要望の把握、集約に努めている。さらに、毎月1回、学友会等の執行委員と学生生活課がミーティングを実施している。その他にも適宜アンケート等を実施し、意見要望の把握に努めている。その結果について、可能な限り対応することで、学生の満足度向上に寄与している。具体的には、長年の課題であった学生の喫煙マナー向上施策として、喫煙エリアの再整備工事を実施するとともに、平成27(2015)年度には罰則を含む「大阪商業大学学生の喫煙に関する規程」を制定、施行した。学外でのタバコのポイ捨てや歩行中の喫煙等についても、ポスター掲示、キャンペーン活動等を通じて啓蒙に取り組んでいる。

各クラブ団体が定期的開催する主将主務会計会議や部長会計会議には職員も出席し、学生の活動状況の把握や連携の強化に努めている。特に競技力強化支援プログラムの実施については、クラブ生から講習内容についてのアンケート調査を行い、意見や要望を反映したものを取り入れたプログラム(トレーニング及びコンディショニング講習会等)

を実施している。この他にも課外活動支援室での窓口対応時や、毎年開催される学生代表との意見要望交換会でも、学生の要望を把握し学生支援に役立てている。その一例としては、試験的に導入していた酸素カプセルに対して、学生から満足度の高い意見が多く寄せられ、平成 24(2012)年度から正式に貸借契約を締結し運用していることがあげられる。

就業力育成支援委員会では、「学生成長記録（S-Log）」（後述 参照）を活用した演習科目担当者による指導により学修支援に関する学生の意見・要望を把握・分析をしている。また、学修支援課においても、成績不振者を対象とした履修指導及び保護者との面談等で学修支援に関する学生及び保護者の意見・要望を把握し、分析をしている。その結果、就業力育成支援委員会及び学修支援課では、サポート学習講座・楽習アワー、保護者個別懇談会、履修相談会等の数多くの施策を実践しており、適切に行っていると十分に評価できる。また、授業運営の改善を目的とした『授業アンケート』においても、設問項目の最後に自由記述できる項目を設ける等、学生の意見を汲み上げている。さらに、不定期ではあるが、社会人入試で入学したシニア世代の学生と教職員との懇談会を実施しており、意見交換に努めている。大学院では、主として研究指導担当教員が学生の意見を汲み上げ、事務局と連携し対応している。

なお本学図書館では、隔年で利用者アンケートを実施し学生の意見を汲み上げている。実施後はアンケート結果に基づき改善策を検討し、改善できる事項については学生にフィードバックを行い対応している。

資料

2-6-1 2017 大阪商業大学 学生生活調査 調査結果報告書

2-6-2 平成 27 年度大阪商業大学クラブ生生活実態調査報告書

2-6-3 ハラスメント防止カード

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる体制として、学生生活委員会において、『学生生活調査』の調査結果に基づく検証を踏まえ、学生へのフィードバックを適切に行う。学生自治組織である学友会等の執行委員と教職員との意見要望交換会は今後も継続して実施するが、回数の増加、小規模での開催等を検討し、タイムリーな意見要望の把握、集約機会の拡充に努める。

各クラブ団体の主将主務会計会議や部長会計会議については、今後も継続して出席し、活動状況の把握や情報共有等、各クラブとの連携強化に努める。また競技力強化支援プログラムについても、引き続き競技力強化に向けて、競技技術の習得だけに留まらず、競技をする上で有効なトレーニング方法、けがの予防や早期回復のためのコンディショニング等の講習会を、学生の要望を取り入れながら継続する。

大学院生については、研究指導担当教員が学生の意見・要望の把握に努め、適切な支援が施せるように事務局との連絡を密に行い、対応していく。

学修支援に関する学生の意見・要望については、直接、就業力育成支援委員会及び学修支援課で把握したもの以外にも、学生生活課が実施する『学生生活調査』、教務課が実

施する『授業アンケート』等で提起された意見に対しても適宜対応する。なお、上記の調査及びアンケートを含めて、実施そのものが目的化しないよう、その結果を十分に分析し、組織的に活用する。

【基準2の自己評価】

本学が設置する学部・学科は、建学の理念に基づく教育目的に応じて明文化した入学受入れ方針（アドミッション・ポリシー）を策定・公表している。学生の受け入れにおいては、アドミッション・ポリシーを「入学試験要項」に記載するなど周知に努め、適正に入学選抜を行っている。大学院についても、人材育成の基本的方向性に合致した学生を受け入れている。

学部の入学選抜方法については、安定した入学人数の確保と入学の適切な教育環境の両立のために、アドミッション・ポリシーに沿って毎年度入試制度、入試内容の見直しを行っている。収容定員に対する在籍者数の比率の教育環境確保からも概ね適正である。

大学院においては、現在の手続き方法、選考方法で問題ないものと判断している。カリキュラム・ポリシーを明確に示し、本学への志願者増を促し、定員確保に努めている。科目等履修生及び研究生についても、現在の手続き方法、選考方法で問題ないものと判断している。

学生の成長を支援するために、教職協働の組織的な取り組みとして平成 23(2011)年度から就業力育成支援に注力している。同プログラムは、学生一人ひとりが自分自身を理解し、なりたい自分になるためには何をしなければならないかに気づき、その個性を活かした職業選択ができる力を育て、卒業後も努力を続けられる「自己開発能力」を身につける、つまり「就業力」を磨くことを目指している。

学生一人ひとりの学修の過程や成長の過程を個人別のデータベースとして蓄積する「S-Log」や就業力を測定する独自評価指標として「S-Check」を開発し、学生自身が自分の成長過程を認識できる仕組みを活用し、学生の「気づき」を促す取り組みとしてこのプログラムを実践している。平成 26(2014)年度には、プログラムの完成年度を迎えたことを受け、学生の就業力がどの程度身についているかも含め、その成果について確認を行った。この成果については、『就業力育成支援プロジェクト報告書』としてまとめ、教職員を対象に報告会を行った。今後、PDCA サイクルを展開し、プログラムの完成度を高めていく。議論を重ね、学生の成長とは何かを問い続けつつ、推進していく。そのためには何よりも教職協働体制の改善・工夫が重要である。今後も継続して就業力育成支援プログラムを実施し、社会的・職業的「自立」を促し、学生の就業力を育成しつつ成果を検証していく。また、4 年間のサイクルを検証する過程で、教育課程内におけるカリキュラム編成を改善しつつキャリア形成の仕組みを構築し、当該プログラムを「自律」した人間の形成に寄与するキャリア教育プログラムとしてさらに発展させていくことを目指す。

本学の学修環境は、校地、校舎、設備、実習施設、図書館等は教育研究活動並びに課外活動等における目的を達成できるように整備しており、災害対策面での安全性確保に対する取り組みも適切に行っている。また、施設設備の安全性・利便性（バリアフリー等）

に配慮すべく、平成 23(2011)年度までに緊急放送設備工事、書架耐震工事を実施し、館内には AED を設置するとともに、多目的トイレ、車椅子利用に配慮したスペース確保（入館ゲート・エレベーター・書架間隔）等を整備している。授業運営状況や教育効果を考慮し、人数制限科目の設定、少人数クラスの編成、教室の収容人数の管理など教育活動の充実化に繋げる運用を行っている。

本学は大学設置基準及び学校保健安全法に則り、学生サービス、厚生補導のための学生への経済的支援、課外活動への支援、健康相談・生活相談、心的支援等の体制を適切に整備している。具体的には、本学独自の奨学金制度の整備、課外活動を支援する課外活動支援室の設置、心身の健康管理についての窓口である保健室と学生相談室の充実等を図っている。海外留学を希望する学生に対しては、情報提供や各種手続きに係る支援を関係課室が連携して行っている。

学修支援課では、一定の成績基準に満たない学生を対象として、学修意欲を喚起するために面談指導や履修相談を行い、その取り組み方法等の見直しを図りながら早期離学者を逡減する対策を講じている。

キャリア支援は、キャリアサポート委員会とキャリアサポート室を設置し、学生の就職・進学支援として「就職支援プログラム」を実施し、とりわけ学生ひとりひとりの個別対応（指導、面談、相談）を重視している。また、「ビジネス・インターンシップ」、「キャリアデザイン入門」、「キャリアデザイン応用」の履修を促進し、学生の就業意識の向上を図っている。

学生の意見・要望を汲み上げるため『学生生活調査』等を実施し、その結果について適宜対応している。また、社会人学生、留学生等との懇談会等を実施することにより調査やアンケート等では得られない意見・要望を汲み上げ、学生支援業務の改善に役立てている。

以上のことから、基準 2 の評価の視点を満たしている。

基準 3. 教育課程

3-1 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■教育課程における基準等

<学部>

単位認定並びに卒業要件等は『履修の手引き』に明示している。大学設置基準第 25 条、第 25 条の 2、第 27 条、第 32 条に基づいた授業方法、成績評価基準、単位の認定、卒業の要件についても明確に定めている。

学部の卒業要件は、「学則」第 42 条に定めるとともに、学部・学科別の卒業に必要な単位の内訳については、「学則」第 36 条第 1 項及び別表第 2 に明記している。科目区分ごとにも取得単位要件を定め、体系的な学修を行うことにより卒業できる条件となる仕組みとしている（表 3-1-1 参照）。

表 3-1-1 学部における教育課程と卒業要件単位

（平成 28(2016)年度の入学生まで）

編成項目／科目区分			卒業要件単位				備考
			経済 学科	経営 学科	商 学科	公共経営 学科	
副専攻科目	総合科目	教養基礎	18 単位	18 単位	18 単位	18 単位	
		外国語基礎	8 単位	8 単位	8 単位	8 単位	
		情報基礎	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	
		健康・スポーツ	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	
	コース科目	情 報	12 単位	12 単位	12 単位	12 単位	1 つのコースから 12 単位以上修得
		外国語実践					
		国際文化					
		現代社会					
	地域探究（大阪学）						
演 習 科 目			12 単位	12 単位	12 単位	12 単位	表 2-2-5 参照
主専攻科目	基 礎		12 単位	12 単位	12 単位	12 単位	
	基 幹		20 単位	20 単位	20 単位	20 単位	
	専 門		26 単位	26 単位	26 単位	26 単位	公共経営学科のみ選択コースから 16 単位以上修得
自由選択科目			8 単位	8 単位	8 単位	8 単位	
合 計			124 単位	124 単位	124 単位	124 単位	

(平成 29(2017)年度の入学生から)

編成項目／科目区分			卒業要件単位				備考
			経済 学科	経営 学科	商 学科	公共経営 学科	
副 専 攻 科 目	ソ フ ト パ ワ ー 関 係 科 目	クールジャパ ン領域	6 単位	6 単位	6 単位	6 単位	
		人間関係性領 域	8 単位	8 単位	8 単位	8 単位	
		地域探究領域	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	
		教養基礎領域	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	
	科 語 目 学	基礎領域	8 単位	8 単位	8 単位	8 単位	ただし、英語ⅠA・ⅠB、 英語ⅡA・ⅡBは必修
		応用領域					
	科 情 目 報	情報基礎領域	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	
		情報応用領域					
	健康・スポーツ科目		4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	
	いずれかの領域・科目 の副専攻科目		12 単位	12 単位	12 単位	12 単位	
演 習 科 目			12 単位	12 単位	12 単位	12 単位	表 2-2-5 参照
主 専 攻 科 目	基 礎		12 単位	12 単位	12 単位	12 単位	
	基 幹		20 単位	20 単位	20 単位	20 単位	
	専 門		26 単位	26 単位	26 単位	26 単位	公共経営学科のみ選択コー スから 16 単位以上修得
	自由選択科目		8 単位	8 単位	8 単位	8 単位	
合 計			124 単位	124 単位	124 単位	124 単位	

また、本学では、進級要件は定めておらず、修業年限は「学則」第 14 条と第 15 条に定めている。ただし、卒業見込み者（卒業見込証明証発行対象者）として扱う条件として、3 年終了時の取得単位数を 90 単位以上と定めている。

卒業要件を満たした者については、「学則」第 42 条に基づき、「大学教授会」の議を経て、学長が卒業を認定し、第 43 条に基づき学士の学位を授与している。卒業認定・学位授与の方針であるディプロマ・ポリシーについては、アドミッション・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関連をもたせ、明確にしている。本学のディプロマ・ポリシーは、学士力に関わる能力の指針として①知識・理解、②汎用的技能、③態度・志向性、④総合的な学習経験及び創造的思考力と、建学の理念を支える 4 つの柱である①思いやりと礼節、②基礎的実学、③柔軟な思考力、④楽しい生き方との関連性を明確にしたうえで、各学科における教育成果として何を身につけ、何ができるようになったのかを確認できるものとして定めている（表 3-1-2 参照）。

表 3-1-2 ディプロマ・ポリシー

学部	学科	ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）		取得学位
		学士力に関わる能力の指針と 建学の理念	学科の「学習成果」に関する指針 何ができるようになったのか。何を身につけたのか。	
経済学部	経済学科	知識・理解 （基礎的実学）	経済に関する専門的知識をもち、社会において適切に活用することができる。	学士 （経済学）
		汎用的技能 （楽しい生き方）	幅広い教養と豊かな人間性を身につけ、充実した職業生活や社会生活を送ることができる。また、仕事や様々な活動を通して社会に貢献することにより、生きがいを感じることもできる。	
		態度・志向性 （思いやりと礼節）	社会の一員としての意識をもち、経済の発展のために責任ある行動をとることができる。	
		総合的な学習経験と創造的思考力 （柔軟な思考力）	経済社会の動向を正確に分析しつつ、柔軟な発想とグローバルな視点で物事を考えることができる。また、それを企業あるいは地域社会での活動にいかして活躍できる。	
総合経営学部	経営学科	知識・理解 （基礎的実学）	企業経営、簿記・会計、情報処理に関する専門的知識をもち、企業において適切に活用することができる。	学士 （経営学）
		汎用的技能 （楽しい生き方）	幅広い教養と豊かな人間性を身につけ、充実した職業生活や社会生活を送ることができる。また、仕事や様々な活動を通して社会に貢献することにより、生きがいを感じることもできる。	
		態度・志向性 （思いやりと礼節）	組織内のチームワークを重視するとともに、「企業の社会的責任」を踏まえた視点で行動することができる。	
		総合的な学習経験と創造的思考力 （柔軟な思考力）	企業経営において柔軟な発想とグローバルな視点で物事を考えることができる。また問題解決に際しては、関係者とのコミュニケーションを図り、適切なリーダーシップを発揮することができる。	
	商学科	知識・理解 （基礎的実学）	流通やマーケティングに関する専門的知識をもち、企業において適切に活用することができる。	学士 （商学）
		汎用的技能 （楽しい生き方）	幅広い教養と豊かな人間性を身につけ、充実した職業生活や社会生活を送ることができる。また、仕事や様々な活動を通して社会に貢献することにより、生きがいを感じることもできる。	
		態度・志向性 （思いやりと礼節）	組織内の関係者や顧客・取引先などの良好な関係を維持・構築することができる。	
		総合的な学習経験と創造的思考力 （柔軟な思考力）	新しい商品・サービスの開発や、環境変化に対応した企業間取引の見直しにリーダーシップを発揮することができる。また、問題を解決するための企画力をもち、その企画を的確に説明することができる。	
	公共経営学科	知識・理解 （基礎的実学）	福祉、伝統・文化、観光、スポーツ、レジャーなどに関わる公共サービスについての専門的知識をもち、地方自治体、企業や非営利団体において適切に活用することができる。	学士 （経営学）
		汎用的技能 （楽しい生き方）	幅広い教養と豊かな人間性を身につけ、充実した職業生活や社会生活を送ることができる。また、仕事や様々な活動を通して社会に貢献することにより、生きがいを感じることもできる。	
		態度・志向性 （思いやりと礼節）	市民としての社会的責任や公共マナーを理解し、社会の発展のために積極的に働きかけることができる。	
		総合的な学習経験と創造的思考力 （柔軟な思考力）	公共経営の視点から地域の活性化と発展に貢献できる。また、高齢化社会における余暇活動、地域の環境保全など様々な立場からの地域社会づくりに貢献できる。	

また、平成 30(2018)年度開設の公共学部公共学科のディプロマ・ポリシーを表 3-1-3 のとおり定め、大学教授会で承認を得た。

表 3-1-3 公共学部公共学科ディプロマ・ポリシー

公共学部	公共学科	知識・理解 （基礎的実学）	福祉、伝統・文化、観光、スポーツなどに関わる公共サービスについての専門的知識をもち、地方自治体、企業や非営利団体において適切に活用することができる。	学士 （経営学）
		汎用的技能 （楽しい生き方）	幅広い教養と豊かな人間性を身につけ、充実した職業生活や社会生活を送ることができる。また、仕事や様々な活動を通して社会に貢献することにより、生きがいを感じることもできる。	

	態度・志向性 (思いやりと礼節)	社会人としての責任や公共マナーを理解し、社会の発展のために積極的に働きかけることができる。	
	総合的な学習経験と創造的思考力 (柔軟な思考力)	公共マインドを持ちつつ、経営学の視点から地域の活性化と発展に貢献できる。また、少子・高齢化社会における地域の環境形成などそれぞれの立場から地域社会づくりに貢献できる。	

履修科目の成績評価は、定期試験の成績を主としながら、授業中に実施する小テストやレポート、平常の学習態度等を加味して、各授業担当教員が「学則」第 38 条及び「履修に関する規程」第 13 条に基づき評価している（表 3-1-4 参照）。

また、大学設置基準第 28 条～第 31 条における入学前の他大学での学習、留学した外国の大学での学習や文部科学大臣が別に定める学習についても「学則」第 39 条～第 41 条において定め、本学における授業科目の履修とみなし、「大学教授会」の議を経て、60 単位を限度として単位を認定している（評価の表示は N とする）。

表 3-1-4 成績評価

(平成 26(2014)年度以前の入学生)

点数区分	合格			不合格	認定
	100～80 点	79～70 点	69～60 点	59 点以下	
評価の表示	A	B	C	D	N

(平成 27(2015)年度以降の入学生)

点数区分	合格				不合格	認定
	100～90 点	89～80 点	79～70 点	69～60 点	59 点以下	
評価の表示	A+	A	B	C	D	N

各授業科目については、その「授業の概要」、「到達目標」、「授業計画」、「成績評価基準」、「成績評価方法」、「教材」、「準備学習（予習・復習）等」、「受講における注意点」をシラバスに明記するとともに、学生が理解しやすい工夫として授業科目の概要を解説する「サブタイトル」と「ひとことガイド」を明記している。

学部の成績評価については、学生の学習意欲を高め履修計画を適正に立てられるように、平成 27(2015)年度から GPA(Grade Point Average)を導入し、教育の質保証を確保し、学生への修学指導の適正化をすすめている。また、学生及び保護者への周知も行った。また、成績優秀者選抜、留学制度の学内選抜基準等の 2 次利用方法について基準を策定し、運用を開始している。

<大学院>

大学院設置基準第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 14 条の 2、第 15 条、第 16 条、第 16 条の 2、第 17 条に基づき、大学院における授業及び研究指導、成績評価基準、単位の授与、修了の要件について明確に定め、『履修要項』には、科目ごとの必修・選択の別、単位数、修了要件等を明示している（表 3-1-5 参照）。

大学院の修了要件は、「院学則」第 37 条に定めるとともに、各専攻の修了に必要な単位の内訳は、「院学則」第 29 条及び第 31 条に明記している。修業年限は、「院学則」第 10 条及び第 11 条に定めている。

修了要件を満たした者については、「院学則」第 37 条に基づき「大学院教授会」の議を経て、学長が修了認定し、第 38 条に基づき修士または博士の学位を授与している。「院学則」における第 38 条の規定において授与する学位については、大阪商業大学大学院学位規程に学位授与の要件、審査等に関して明確に定め、適切に運用している。

表 3-1-5 大学院における修了要件単位数

地域政策学研究科	地域経済政策専攻		経営革新専攻
	(博士前期課程)	(博士後期課程)	(修士課程)
講義科目	18 単位	4 単位	18 単位
演習科目	12 単位	4 単位	12 単位
合計	30 単位以上	8 単位	30 単位以上

大学院におけるディプロマ・ポリシーについては、表 3-1-6 のとおり明確に定めている。

表 3-1-6 ディプロマ・ポリシー

専攻	課程	ディプロマ・ポリシー	取得学位
		専攻の「研究成果」に関する指針何ができるようになったのか、何を身につけたのか。 (世に役立つ人物の養成として)	
地域経済政策専攻	博士前期課程	本専攻博士前期課程のカリキュラムにおいて所定の単位を修得し、提出した「修士論文」または「フィールド・リサーチ・ペーパー」が審査のうえ合格と判定された者は、以下に掲げる能力のいずれかを身につけていると判定され、修士（地域政策学）の学位が授与されます。	修士 (地域政策学)
		1. 地域政策学および関連する諸学にわたる専門知識をもち、地域や社会における課題解決等に適切に活用することができる。	
		2. 政治経済、社会の動向を分析する力をそなえ、政府、民間の多様な組織や地域社会において、柔軟な発想に基づき政策の創造と運用に寄与することができる。	
		3. 地域の諸課題の解決に資するグローバルな知見を有し、高度専門職業人や研究者として社会の発展や地域経済の活性化に貢献することができる。	
	博士後期課程	本専攻博士後期課程のカリキュラムにおいて所定の単位を修得し、提出した博士論文が審査のうえ合格と判定された者は、以下に掲げる能力を身につけていると判定され、博士（地域政策学）の学位が授与されます。	博士 (地域政策学)
		1. 現代社会が抱える地域の現実的課題に対し、柔軟で斬新な発想と現実即応的に提言することができる。	
		2. 自己の専門領域を基盤とした、広い視野と先見性をもったジェネラリストとして、グローバルな視点で物事をとらえ、地域の問題解決や発展に貢献できる。	

経営革新専攻	修士課程	本専攻修士課程のカリキュラムにおいて所定の単位を修得し、提出した「修士論文」または「事業化リサーチペーパー」が審査のうえ合格と判定された者は、以下に掲げる能力のいずれかを身につけていると判定され、修士（経営学）の学位が授与されます。	修士 (経営学)
		1. 経営学における高度な専門知識と隣接する商学、会計学、法学、経営情報学、公共経営学の知識を有機的に連携させ、実践・実務領域において適切に活用できる。	
		2. 現実の産業・企業における変革と実務についての理解力を身につけ、起業家やビジネスリーダーとして組織運営における経営理論を有効活用し、新しいビジネスモデル創造に寄与できる。	
		3. I R全般に関する知識と運営能力を身につけ、高度専門職業人として変化に即応・対応できる企画力、応用力及びコミュニケーション・スキルを適切に活用できる。	
		4. ビジネス分野に限らず地域経済の活性化に資するグローバル・マインドを有し、実践的に問題解決できるビジネスリーダーとして社会貢献できる。	

大学院では、履修科目の成績評価は、課題（レポート）提出、授業中に実施する小テスト、平常の学習態度やディスカッションへの参加を総合的に判断し、各授業担当教員が「院学則」第34条に基づき評価している。各授業科目の成績評価基準については、「履修要項」に明示している。『履修要項』には、科目ごとに「講義の到達目標」、「講義の概要」、「講義計画」、「成績評価基準と方法」、「テキスト又は参考文献」、「受講上の留意点」を明記している。

表 3-1-7 成績評価

点数区分	合格			不合格
	100～80 点	79～70 点	69～60 点	59 点以下
評価の表示	A	B	C	D

資料

- 3-1-1 履修の手引き 2017 (pp.16-18, pp.32-40, pp.42-49, pp.52-59, pp.62-70)
- 3-1-2 大阪商業大学学則
- 3-1-3 大阪商業大学履修に関する規程
- 3-1-4 2017 シラバス (学部)
- 3-1-5 大学院履修要項 2017 (p.7, p.15, p.23, p.29, p.75, p.95)
- 3-1-6 大阪商業大学大学院学則
- 3-1-7 大阪商業大学大学院学位規程
- 3-1-8 履修の手引き 2018 (p.62)

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

GPA 制度の修学指導における活用に関しては、他大学の事例を参考に継続して検討する。なお、平成 31(2019)年度大学院学内進学推薦入学試験から推薦基準に GPA を導入

することを計画している。現行基準を参考に推薦基準値（案）を策定し、大学院教授会で承認を得た後、学内周知を行う。

3-2 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■学部におけるカリキュラム・ポリシーと教育課程の編成

平成 21(2009)年度より、学部教育の 3 つのポリシー（アドミッション・カリキュラム・ディプロマ）を明確にし、学内外に対し、大学ホームページ等で広く周知を図っている。各学部・学科の教育理念を踏まえ、学生にどのような能力を育成するか明確にしたディプロマ・ポリシーを定め、ディプロマ・ポリシー達成のために各学科の教育課程を編成し、教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）を明確に定めている（表 3-2-1 参照）。

表 3-2-1 カリキュラム・ポリシー

学部	学科	カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）	
		学習成果の達成に向けた教育課程の編成	学科における教育実施方針
経済学部	経済学科	建学の理念である「世に役立つ人物の養成」およびそれを具体化した 4 つの柱(思いやりと礼節、基礎的実学、柔軟な思考力、楽しい生き方)に基づいてカリキュラムを編成します。 すべての学生に提供する「副専攻科目」と、各学部・学科の教育目的並びに各学科の入学受入れ方針（アドミッション・ポリシー）及び学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応した「主専攻科目」の 2 つを大きな柱とします。 さらに「演習科目」を設置し、きめ細やかな学修指導を行います。	経済学の基本とその応用について教育します。地域社会や産業を支えている経済のシステム（仕組み）について、社会的関心の高い分野に焦点を当てながら教授します。幅広い視野を持ち、問題解決できる実践的な能力の養成を目標とします。
総合経営学部	経営学科	1. 「副専攻科目」は、様々な問題の解決に取り組む上で欠かせないチャレンジ精神を育むため、主専攻科目と並列して配置します。全学共通で、ソフトパワー関係科目、語学科目、情報科目、健康・スポーツ科目で構成します。 2. 「主専攻科目」は、専門的な知識や技能を高め、社会の進歩や改革に応え得る深い学識を養うため、学科別に、基礎科目、基幹科目、専門科目を系統的に配置します。	企業経営、簿記・会計、情報処理などについて教育します。「ヒト・モノ・カネ・情報」といった経営資源のマネジメントに関して理論的・実践的知識を教授するとともに、今日のビジネス・パーソンに求められるグローバルな視野やベンチャー・スピリットの養成を目標とします。

		3. 「演習科目」は、社会が求めるコミュニケーション能力、問題解決能力を向上させるために配置します。	
--	--	--	--

また、平成 30(2018)年度開設予定の公共学部公共学科のカリキュラム・ポリシーは、学部設置の趣旨に基づき表 3-2-2 のとおり定めた。

表 3-2-2 公共学科カリキュラム・ポリシー

学部	学科	カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）	
		学習成果の達成に向けた教育課程の編成	学科における教育実施方針
公共学部	公共学科	建学の理念である「世に役立つ人物の養成」およびそれを具体化した 4 つの柱(思いやりと礼節、基礎的実学、柔軟な思考力、楽しい生き方)に基づいてカリキュラムを編成します。 すべての学生に提供する「副専攻科目」と、各学部・学科の教育目的並びに各学科の入学受入れ方針（アドミッション・ポリシー）及び学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応した「主専攻科目」の 2 つを大きな柱とします。 さらに「演習科目」を設置し、きめ細やかな学修指導を行います。 1. 「副専攻科目」は、様々な問題の解決に取り組む上で欠かせないチャレンジ精神を育むため、主専攻科目と並列して配置します。全学共通で、ソフトパワー関係科目、語学科目、情報科目、健康・スポーツ科目で構成します。 2. 「主専攻科目」は、専門的な知識や技能を高め、社会の進歩や改革に応え得る深い学識を養うため、学科別に、基礎科目、基幹科目、専門科目を系統的に配置します。 3. 「演習科目」は、社会が求めるコミュニケーション能力、問題解決能力を向上させるために配置します。	国や地方自治体、非営利団体の役割、企業や個人の社会貢献などについて教育します。経営学的アプローチに基づいて、地方行政、産業、観光、文化、環境保全、福祉及びスポーツ・マインドスポーツなどの幅広い視点から教授し、行政と人々との間に介在し、地域創造に係わる中間組織の担い手に必要な実践的な能力の養成を目標とします。

本学は、大学設置基準第 19 条並びに第 20 条に基づき、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し編成している（前掲 p.60、表 3-1-1 参照）。これらの授業科目は、カリキュラム・ポリシーである「教育課程の編成方針」並びに各学科が定める「教育実施方針」に基づき体系的に編成されている。カリキュラム・ポリシーは、建学の理念である「世に役立つ人物の養成」と、それを支える 4 つの柱を踏まえて定めている。本学の教育課程は、「副専攻科目」「主専攻科目」「演習科目」「自由選択科目」の領域で体系的に編成されている。

①副専攻科目

全学科に共通して開設している「副専攻科目」は、幅広い教養と豊かな人間性を育成することに深く関わると捉え、平成 28(2016)年度入学生までは「総合科目」と「コース科目」で編成している。

「総合科目」は、社会人として必要な基礎的かつ総合的な教養を身につけ、国際化、情報化、サービス化が進む現代社会に欠かせない語学と情報の基礎力を養い、健全で健康な心身育成を目的として「教養基礎」、「外国語基礎」、「情報基礎」、「健康・スポーツ」の 4 つの領域に分類されている。

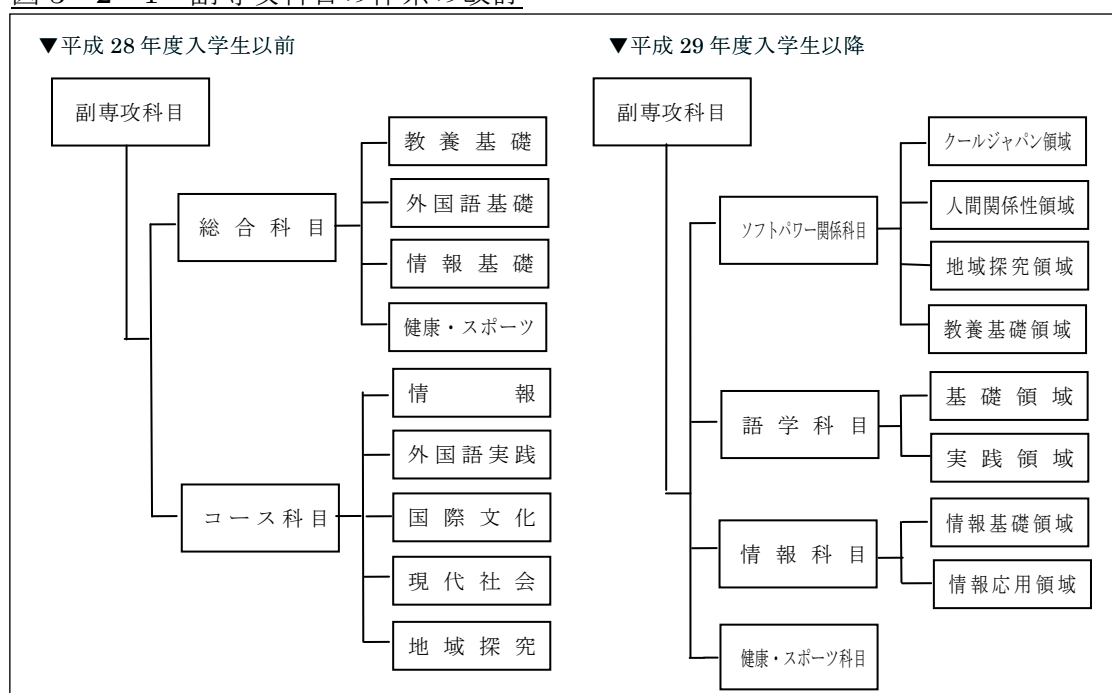
「コース科目」は、情報処理技術に関する正しい知識と素養を身につけ、情報機器を活用できる能力を養う「情報コース」、外国語の能力向上を目的とする「外国語実践コース」、人間の基本的なあり方を探り、思想、芸術、文芸、歴史等の文化的営みをアジアから欧米までの広い地域にわたり考察する「国際文化コース」、人間のライフスタイルや目標を社会科学や人文科学等の学問領域を駆使し、総合的かつ柔軟な視点に立って考える「現代社会コース」、本学の立地する大阪がもつ地域性、特殊性を見出す「地域探究（大阪学）コース」の 5 つのコースで構成されている。

平成 29(2017)年度入学生から副専攻科目の体系（図 2-2-1）を改訂し総合科目及びコース科目の運用を変更した。

新たな副専攻科目は、人々を育んできた様々な生活文化のありさまに興味を持ち、生活の基盤である人間関係の大切さを知ることができるよう、「ソフトパワー関係科目」、「語学科目」、「情報科目」、「健康・スポーツ科目」の 4 つの視点から学ぶ事ができる。

特に「ソフトパワー関係科目」では、「クールジャパン領域」、「人間関係性領域」、「地域探究領域」、「教養基礎領域」の 4 つの領域に属する諸科目により系統的に学修できる構成とする。そのうち、「クールジャパン領域」では、日本の生活文化に欠かせない「衣」、「食」、「住」や祭事、茶華道に関する科目を 1 単位科目（全 8 回講義）として配置する。また、「まんが」、「アニメーション」、「ゲーム」等の分野に関する科目を配置することで、外国の人々からも注目されている「日本」を取り巻く事象を改めて考察することを通じて物事の捉え方の多様性や自身の認識の特徴についての気づきを促す。なお、「語学科目」は、これを「基礎領域」、「実践領域」に区別し、これまで 2 年生まで必修としていた「英語」を 1 年生のみ必修に変更、2 年生以上は英語に興味を持ち、留学を見据えた学生の能力を伸ばす内容を盛り込んだ授業を選択科目として配置する。また、第二外国語科目に関しては、これまで中国語、ドイツ語、フランス語のうちの 1 科目を選択必修としていたが、専門分野として学べる「社会科学系」の学問領域の特性と大阪という地域性に鑑み、ドイツ語及びフランス語を廃止し、中国語及びハングルを選択科目として配置している。更に、「情報科目」については、社会人として最低限身につけておくべき基礎的な知識や技能を「情報基礎領域」に、基礎領域で学んだ知識や技能を土台に、より深く学びたいという学生のための講義及び実習科目を「情報応用領域」として配置している。

図 3-2-1 副専攻科目の体系の改訂



②主専攻科目

各学科が設置する「主専攻科目」は、専門的な知識や技能を高め、社会の進歩や変革に答え得る深い学識を有する人材を育成するために、系統的に配置されており、「基礎」「基幹」「専門」に分類されている。

「基礎」は、専門的学修に必要な基礎的な科目である。

「基幹」は、「基礎」の学修から専門的学修に移行するうえで不可欠な科目である。

「専門」は、本学における「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施方針）」「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」に則した科目を配置している。各学科において、育成する人材イメージを表 3-2-4 のとおり定めており、経済学科 5 コース、経営学科 3 コース、商学科 3 コース、公共経営学科 2 コース 4 分野の各コースが達成すべき人材育成に必要な科目を学生の問題意識に応じて、深く専門的に学修できるよう構成している。

表 3-2-4 各学科のコースと育成する人材

学部	学科	コース（分野）	概要	育成する人材
経済学部	経済学科	現代社会と経済コース	世の中の動きを理解するために、経済学の基本から応用までを学びます。	現代経済についての理解力をつける。それに必要な経済学の考え方や基礎理論、さらに経済政策や国際経済などを学修して企業活動、社会貢献に挑戦できる人材。
		事業承継コース	中小企業の再生・事業承継などの課題を具体的に考えます。	東大阪に立地する特性を活かし、中小企業の再生とものづくりの重要性に着目。グローバル経済のなかでの日本中小企業のあり方を具体的なケースに基づいて検討していく。起業家を目指しつつ、中小企業支援にも挑戦できる人材。
		暮らしと住まいコース	食や住まいを題材に豊かな社会環境づくりを学びます。	環境経済、農業経済、文化経済などを中心とする幅広い専門知識を活かす。安心で安全な食や住まいなどの実現を通じてモノ・心ともに豊かな社会環境づくりに貢献できる人材。

総合経営学部		資産活用コース	金融資産や不動産資産を活用する地域づくりの方法を学びます。	金融・財政、統計学、都市経済・都市開発などを中心とする幅広い専門知識を活かし、金融・不動産資産の有効活用を通じて特色ある地域づくりに貢献できる人材。
		地域おこしコース	地域おこしのための問題解決能力を養います。	公共経済、財政、地域経済などを中心とする幅広い専門知識を活かす。農林水産、ものづくり、観光などにおける人とモノとお金の循環の円滑化を通じて地域おこしに貢献できる人材。
	経営学科	企業経営コース	企業経営や組織運営について幅広く学び、起業家や企業経営者を目指します。	経営戦略、経営組織、経営管理にかかわる理論的・実践的知識を備え、管理者やリーダーとして貢献できる人材。あるいは、自らが経営者となって、グローバルな視野とベンチャースピリッツをもって企業経営を行える人材。
		ビジネス会計コース	企業経営および経営に必要な会計について深く学び、会計に強いビジネスリーダーを目指します。	企業経営、とくに会計に関する実践的知識とスキルを備え、企業の戦略立案や運営にあたって、財務会計部門のリーダーとして貢献できる人材。
		ビジネス情報コース	企業経営および経営に必要な情報について深く学び、ITに強いビジネスリーダーを目指します。	企業経営、とくに経営情報に関する実践的知識とスキルを備え、企業の情報戦略の立案、情報システムの構築や運用にあたって、情報部門のリーダーとして貢献できる人材。
	商学科	流通ビジネスコース	生産と消費を結ぶ「流通」について学び、小売業や卸売業など流通ビジネスのリーダーを目指します。	商品が生産されてから、卸売業や小売業を経て、消費者が購入するまでの「流通」にかかわる理論的・実践的知識を備え、小売業、卸売業、物流業などの流通ビジネスにおいて活躍できる人材。
		マーケティングコース	新商品開発や広告などについて学び、企業のマーケティング部門のリーダーを目指します。	顧客ニーズの発掘、新商品・新サービスの企画立案、商品のPRに至るまでの理論的・実践的知識を備え、企画、開発、マーケティング部門のリーダーとして活躍できる人材。
		営業プロフェッショナルコース	顧客の要望に応える「営業活動」について学び、企業の営業部門や販売部門のリーダーを目指します。	「流通」と「マーケティング」の基礎理論及び問題発見・解決型の営業・販売についての実践的知識を備え、企業の営業部門や販売部門のリーダーとして活躍できる人材。
	公共経営学科	地域政策コース（環境・福祉分野）	環境や福祉関連の事業や政策について学び、これらに関わる仕事を通して社会貢献することを目指します。	環境や福祉に関する幅広い知識とスキルを使って社会に貢献できる人材。
		地域政策コース（観光・文化分野）	地域を活性化する観光や文化分野の事業や政策について学び、これらに関わる仕事を通して社会貢献することを目指します。	地域社会の振興に貢献するための理論や手法を学ぶことを通じて、地域貢献という視点から社会で活躍できる人材。
		スポーツ・レジャーコース（スポーツビジネス分野）	スポーツビジネスのマネジメントや政策について学び、これらに関わる仕事を通して社会への貢献を目指します。	スポーツ関連事業に関わるマネジメントの理論的・実践的知識を使って、社会に貢献できる人材。
		スポーツ・レジャーコース（レジャービジネス分野）	レジャービジネスのマネジメントや政策について学び、これらに関わる仕事を通して社会への貢献を目指します。	レジャーやアミューズメント産業に関わる理論的・実践的知識を使って社会に貢献できる人材。

「主専攻科目」と「副専攻科目」を学際的かつ有機的に構成することにより、専門化・細分化による弊害を避け、学生が体系的・総合的な知識を修得し、より広くかつ多様な視点で問題解決能力を身につけることができるように配慮している。

③演習科目

「演習科目」は1年生から4年生まで4年間にわたって少人数教育を実施し、きめ細かな学修指導を行っている。「演習科目」を履修することによって、多様な考え方もつ人たちとのコミュニケーション能力を高め、問題の本質を見抜き、チームで問題解決していく能力を身につけた人材を育成する。

④自由選択科目

「自由選択科目」は、学生が専門的学問体系を補完・充実できるよう他学部・他学科において提供されている科目のうち、学修することが望ましい科目を「他学科科目」群

に配置、また「公務員試験対策」や「キャリア形成」に関連した科目等を「キャリア科目」群に配置し、卒業後の進路や展望を考慮したうえで、専門性の高い学修を行うことができるように配慮している。特に、1年生後期に配置されている「キャリアデザイン入門」、2年生前期に配置されている「キャリアデザイン応用」は、勤労観・職業観を形成し、各自の将来の進路について考える科目である。

本学の教育課程は2学部4学科全てにおいて共通して体系的に学習できるように編成されており、平成30(2018)年度から3学部4学科体制に変更されても継続される。各学科の教育目的、教育実施方針、教育課程、主専攻科目のねらいは『履修の手引き』において明示し、全学生に対して周知している。

■教育内容等の工夫、特色（学部）

- 平成26(2014)年度より、学生個人の興味や将来の夢に合わせて選択できる複数のコースを各学科に設置した。目標達成に必要な学びを着実に修得できるよう履修推奨モデルをコースごとに定め、各コースにおける学修内容と成果について『履修の手引き』に掲載している。なお、コース選択は2年次以降であるため、毎年度12月に1年生の各学科基礎科目（必修科目）の時間を利用し、『履修の手引き』から抜粋した資料を配付し、学部長、学科主任からコースでの学び等について解説している。各学科のコースにおいては、p.69の表3-2-4で示した「育成する人材」イメージとの関連として、表3-2-5のように「能力を活かせる分野・職業」、「目標とする資格」なども明確にし、学びの内容が社会にどのように関わるのかをより理解しやすくすることで、将来の目標（職業選択）に学生を導いていけるように明示している。

表3-2-5 各学科コースの学修と社会活動との関係

学部	学科	コース（分野）	能力を活かせる分野・職業	目標とする資格等
経済学部	経済学科	現代社会と経済コース	企業の管理部門 国の省庁、地方自治体 商工団体	公務員試験 経済学検定試験
		事業承継コース	事業後継者、起業家 商工団体・企業の企画・国際部門	中小企業診断士 税理士
		暮らしと住まいコース	食品製造会社、農産物生産販売会社 ハウスメーカー、住宅設備メーカー 不動産流通会社、不動産賃貸管理会社	宅地建物取引士 賃貸不動産経営管理士
		資産活用コース	信託銀行、地方銀行、信用金庫 証券会社 不動産投資会社、不動産開発会社	不動産鑑定士 ファイナンシャル・プランニング（FP）技能検定
		地域おこしコース	地方自治体 JA（農業協同組合） 地域貢献を重視する企業	公務員試験
総合経営学部	経営学科	企業経営コース	起業家、企業後継者 企業経営者 企業の企画・人事・国際部門	経営学検定試験 中小企業診断士 販売士（リテールマーケティング検定試験）
		ビジネス会計コース	企業の経理・財務部門 銀行、証券会社 税理士、公認会計士	日商簿記検定 コンピュータ会計能力検定試験
		ビジネス情報コース	企業の情報システム部門 IT関連企業 システムエンジニア	ITパスポート試験 基本情報技術者試験 経営学検定試験

	商学科	流通ビジネスコース	小売、外食、サービス業経営者 経営コンサルタント 貿易会社、商社、物流会社	日商簿記検定 通関士 販売士（リテールマーケティング検定試験）
		マーケティングコース	企業の商品企画・開発部門 企業の市場調査部門 企業の広告・宣伝部門	マーケティング・ビジネス 実務検定 中小企業診断士
		営業プロフェッショナルコース	製造業、卸売業の営業・販売部門 小売、外食、サービス業の営業・販売部門 大型小売店	販売士 中小企業診断士
	公共経営学科	地域政策コース （環境・福祉分野）	地方自治体の環境・福祉関連部門 環境・福祉関連企業 環境NPO、社会福祉法人	国家・地方公務員 行政書士 社会福祉士 介護福祉士 医療事務 経営学検定 コミュニケーション検定 ビジネス実務マナー検定 介護職員初任者研修 社会調査士
		地域政策コース （観光・文化分野）	地方自治体の観光・産業振興部門 旅行会社、イベント企画会社 観光・文化施設	国家・地方公務員 旅行業務取扱管理者（国内・総合） 国内旅程管理主任者 TOEIC 経営学検定 コミュニケーション検定 ビジネス実務マナー検定 社会調査士
		スポーツ・レジャーコース （スポーツビジネス分野）	スポーツ関連の民間企業・NPO 国・地方自治体のスポーツ振興部門 警察官や消防士	国家・地方公務員 クラブマネージャー アシスタントマネージャー 経営学検定 コミュニケーション検定 ビジネス実務マナー検定
		スポーツ・レジャーコース （レジャービジネス分野）	レジャー関連企業 アミューズメント産業関連企業 観光関連企業 リゾート関連企業	国家・地方公務員 国内旅程管理主任者 TOEIC 経営学検定 コミュニケーション検定 ビジネス実務マナー検定 旅行業務取扱管理者（国内・総合）

また、平成 30(2018)年度からの公共学部公共学科開設に向けて、既存の公共経営学科の科目を再編し、これまで 2 年次から選択していたカリキュラム上のコースを廃止、本学の他の学科と同様に履修上のモデルコース「スポーツ（含マインドスポーツ）」と社会参加コース、「公共とビジネスコース」及び「地域と社会参加コース」を設定した。地域が抱える課題や問題に対して、新たなサービスや仕組み作りを考える事で解決へと導く「公共学」の考え方を軸に、公共経営学的発想に政治学、心理学、経済学、経営学、倫理学等の関係諸科学を加え、「新しい公共」の学修に必要な授業科目を整備し、運用を開始する。

表 3-2-6 公共学科コースの学修と社会活動との関係

学部	学科	コース（分野）	能力を活かせる分野・職業	目標とする資格等
公共学部	公共学科	地域と社会参加コース	地方自治体の観光・福祉関連部門 観光・福祉関連企業 観光・文化施設 イベント企画会社 観光局スタッフ	国家・地方公務員 社会福祉士 介護福祉士 コミュニケーション検定 旅行業務取扱管理者（国内・総合）
		スポーツと社会参加コース（スポーツ）	スポーツ関連の民間企業・NPO 国・地方自治体のスポーツ振興部門 警察官や消防士	国家・地方公務員 スポーツリーダー クラブマネージャー アシスタントマネージャー 経営学検定 コミュニケーション検定 ビジネス実務マナー検定
		スポーツと社会参加コース（マインドスポーツ）	地方自治体の社会福祉部門 社会福祉法人 公益財団法人 民間スポーツ施設	国家・地方公務員 経営学検定 囲碁普及指導員 将棋普及指導員 コミュニケーション検定 ビジネス実務マナー検定
		公共とビジネスコース	医療、教育、福祉などに関わるビジネス 国家公務員 警察官や消防士 企業のCSR部門 NPOスタッフ	国家・地方公務員 経営学検定 コミュニケーション検定 ビジネス実務マナー検定 ホスピタリティ検定 P2M資格 社会保険労務士 中小企業診断士 社会調査士 福祉力検定

- ・本学は各学年に演習科目を設けている。下記の表 3-2-7 のとおり、演習体系に関して平成 26(2014)年度に改訂した。

表 3-2-7 演習科目の体系について

学年	平成 26 年度以降の演習体系	備考	平成 25 年度までの演習体系	備考
1 年生	ゼミナールⅠA（2 単位） ゼミナールⅠB（2 単位）	必修 必修	基礎演習Ⅰ（2 単位） 基礎演習Ⅱ（2 単位）	必修 必修
2 年生	ゼミナールⅡまたは フィールドワークゼミナールⅡ （各 4 単位）	選択必修	演習Ⅰまたは文献講読（各 4 単位）	選択必修
3 年生	ゼミナールⅢまたは フィールドワークゼミナールⅢ （各 4 単位）	選択必修	演習Ⅱ（8 単位）	2 年間の継続 履修
4 年生	ゼミナールⅣまたは フィールドワークゼミナールⅣ （各 4 単位）	3 年生の演習の 単位を修得した 者は履修可能		

- ・演習科目は従来 2 年生までが必修であったが、平成 26(2014)年度入学生から専門的な学習が本格化する 3 年生までとし、これを必修化した。本学の演習科目では、少人数教育を通して学生が自分の意見や役割を見つけ、社会で自らの強みを発揮できる能力を養うことを目的にしている。この方針は変えずに、これら取組みの重要性を認識するとともに、学生に社会的・職業的自立を意識させながら、2 年生で選択する各学科の

コース（前述）に基づいた学習との繋がりを理解させつつ、演習担当教員が各学生を将来の目標に導いていく指導体制を構築することを狙いとして体系を改訂した。なお、平成 29(2017)年度は全学年で新たな体系でのゼミナール履修の完成年次を迎えた。

- ・平成 20(2008)年度に「質の高い大学教育推進プログラム（教育 GP）」に採択された「実践教育による社会的問題解決能力の養成－フィールドワークを活用したプロジェクト型演習の導入－」に関わる教育をフィールドワークゼミナールとして展開している。平成 26(2014)年度から表 3-2-7 のとおり独立した授業科目として配置し、継続して実施している。フィールドワークゼミナールは、2 年生から 4 年生の演習科目において実施している。本学は、講義によって得られる教養及び専門知識を、フィールド（実社会の現場）において実際に活用することで、社会的問題解決能力を効果的に獲得、養成できるものと理解している。学生の創造性、判断力、行動力、コミュニケーション能力といった実践で培われる能力の向上を目指し、さらに多様な価値観をもった多くの社会人と意思疎通を図りながら演習を運営していくことで、組織的活動、社会的活動で重視される協調性を育んでいる。この取組みの特徴的な仕組みは以下の点にある。

- ①『学生成長サポート調査（S-Check）』、『卒業時アンケート』、『プロジェクト評価シート』により、学生の能力の向上度合いを測定し、成長度合いを測るとともに、各演習担当教員が自らの授業運営における問題点に気づき、改善を行う PDCA サイクルを構築している。
 - ②新たな可能性を拓くために、毎年フィールドワークゼミナールとしての自己点検評価を行うとともに、クライアントによるプロジェクト評価を受けている。
 - ③本学の「フィールドワークゼミナール」のあり方を改めて考え直し、その目的や教育手法についてのガイドラインの検討を平成 27(2015)年度より始め、平成 28(2016)年度初めに完成した。フィールドワークゼミナールに参加を希望する教員の参考資料として活用し、フィールドワークゼミナールを運営していく実施要領として定めるとともに、学生に対する教育的効果を最大限に考慮するものである。なお、ガイドライン完成までは、『活動報告書（自己点検）』をガイドラインの代わりとしていた。
 - ④総合交流センター運営委員会の部会である FW（フィールドワーク）ゼミナール委員会にて、フィールドワークゼミナール活動をサポートするとともに、個々の担当教員の負担軽減を目的に、職員による中間・成果報告会や学生運営委員会の運営補助、事務手続き説明会およびフィールドワーク事前（マナー）研修会の開催などのサポート体制を構築し、組織的な教育活動の可能性を見出すといった FD・SD 活動の一端を担う成果が見出されている。
- ・副専攻科目において、平成 28(2016)年度までの入学生が学習している「コース科目」は、5 つのコースで編成されており、教養的性格と専門的性格を兼備しつつ一定の体系のもとに組まれた科目を配置している。各学科の専門分野と合わせて学習することにより、幅広い見識と複合的な視野に立脚した意思決定ができる能力を養成している。また、昨今の大学進学率の上昇に伴い、大学で学ぶに際して必要となる「基礎学力」や学ぶ意欲などに課題を抱える学生の増加が問題となっている。そのため、社会人として自立するうえで必要となる知識、能力を養うための工夫が教育課程に必要である

との視座に立ち、この目的に資する教育の仕組みとして副専攻科目の改編を行った。、改編された副専攻科目は平成 29(2017)年度入学生から履修を開始している。

この副専攻科目の改編は、「新しい教養」、チャレンジするこころの育成を目指す教養と表象し、学生自らを育んだ生活文化の諸相に興味を持ち、生活の基盤をなす人間関係の大切さを知る、そのうえで前向きに生きる力を育てることを企図した。

- ・ 全新生入生に対してプレイスメントテストを実施し、「英語」の習熟度別に「発展(Advanced)」、「標準(Standard)」、「基礎(Basic)」にクラスを編成し、教育効果を高める工夫をしている。各クラスにて使用するテキストについても、レベル別に選定を行っている。
- ・ 大阪府立大学、大阪市立大学、本学の 3 大学の相互間で「単位互換協定」を締結し、平成 14(2002)年度より単位互換制度をスタートさせた。一方、大阪府内の 4 年制及び 6 年制大学(44 大学)が加盟する「大学コンソーシアム大阪」においては、平成 18(2006)年度より、本学を含む 38 大学の間で単位互換制度を利用して修得した科目については、本学の「自由選択科目」の単位として認定している。この制度は、学生が様々な講義を受講することで、知識の幅を広げると共に他大学の教員や学生と交流を深める機会となっている。次年度の履修計画を立てる 3 月中旬頃に各大学が提供する科目及び申込み方法等を本学ポータルサイト S-Navi!で公開し、周知している。
- ・ 「社会調査士」の資格取得に必要な科目を設置している。社会調査は、政府機関・一般企業・商店街・組合・自治会等、様々な組織・団体が社会の状態や人々の意識を把握し、政策を立案するために幅広く実施されているもので、それに必要な知識・技能を全学科で修得することができる。
- ・ 卒業後に公務員を志望する学生のために、公務員試験の出題分野に即した科目を「自由選択科目群」として開講している。
- ・ 平成 29(2017)年度から公共経営学科の学生を対象として、公益財団法人日本体育協会スポーツ指導者制度における基礎資格「スポーツリーダー」及び競技別指導者資格等に必要な共通科目等の講習が免除されるよう承認を受けた。当該資格は地域におけるスポーツ活動の定着化や活性化をサポートできる人材として活躍が期待されるもので、競技別指導者資格やフィットネス系資格等にステップアップすることが可能となる。4 月に公共経営学科学生を対象とした説明会を実施し、制度を周知した。また、平成 30(2018)年度から、総合型地域スポーツクラブなどにおいて、クラブ会員が充実したクラブライフを送ることができるようクラブマネージャーを補佐し、クラブ運営のための諸活動をサポートする「アシスタントマネージャー」資格を申請し、承認を得る準備を進めた。
- ・ 地元東大阪地域など京阪神地区の中小企業集積地との連携を深めるため、地域の産業特性、産業構造に配慮した科目を導入している。具体的には、平成 10(1998)年度より「地域社会と中小企業」を開講し、東大阪地域を中心に近畿圏などに立地する中小企業の経営者を迎えて本学教員と共同で授業を行う等、学生に実践的な経営ノウハウに触れてもらうとともに、それらの企業・団体が地域とどのような関わりを持っているかを学び、理論面の知識に実学的な息吹を与えることで知識の一層の深化を図っている。また、平成 14(2002)年度から自治体の地域産業政策担当者や地域の経営革新支援

者等を講師に迎える「地域産業振興論」を開講し、地域や企業のイノベーション、ハイクビジネ、インキュベーターの役割、ベンチャー企業の経営等を実践的側面から学ぶことを通して、中小企業のもつ活力や地域ベンチャー、地域産業のあり方とその将来方向について学習している。また、平成 29(2017)年度には、「地域社会と中小企業」20 周年を記念して、中小企業経営のこれからの在り方を検討するシンポジウムを開催した。これら外部の講師を招聘して行う授業は、全て公開講座として開講しており、こうした本学の取組みは、地域に開かれたものと認識されている。

- ・平成 10(1998)年度より本格的な「起業教育・起業家育成」に取り組んでいる。その特徴は、起業家精神の涵養からインキュベーション施設の設置や出資制度による創業支援にいたるまでのトータルな取組みであり、「本学学生への起業教育」を軸に「地域と本学が連携した起業家育成」及び「高校と本学が連携した起業教育」の 3 本の柱で構成されている。この取組みは、平成 16(2004)年度に文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム (特色 GP)」に採択されている。
- ・「本学学生への起業教育」として、平成 14(2002)年度より起業教育に特化した「OBP コース」を設置している。「OBP コース」は、1 学年 25 人程度の少人数制教育による「特別コース」で、①将来起業を志す者、②企業経営者、③中小企業の事業継承者、④企業内で新規ビジネスや新規プロジェクトのリーダーになろうとする人などの育成を目指している。「OBP コース」では、学生の意欲を重視すべく入学後選抜方式（入学後のオリエンテーションと意欲・目的意識を確認する面接を中心に選抜）を採用している。「OBP コース」には、各学科（経済、経営、商、公共）から応募することができ、履修者は所属学科の専門領域の学習に加えて、起業及び企業経営（会計、法務も含む）、産業にかかわる科目等、実践的かつ現代的な独自の専門領域を学修する。「OBP コース」では、1 年次にはコミュニケーション能力、企画力やビジネスに関する基礎知識の涵養が行われ、2 年次には企業の事例研究を通して経営に必要な実践的知識を身につける。3 年次には「プロジェクト学習」を通して 1・2 年次の学習成果の応用展開が図られ、4 年次においては、本コースの学習成果として「修了論文」の作成を行っている。また、全学年対象の短期海外研修として、「BP 海外演習」を設置している。本科目は「GET コース」（p.11 参照）の必修科目である「GET トライアル」と合同実施しており、総合的な英語力を養い、国際理解を深めると共に、海外ビジネスの現状を知り、日本企業の役割と課題について考えることを目的としている。

加えて、「OBP コース」生は、国内外で様々な活動に積極的に取り組んでいる。平成 29(2017)年度は、①教育・研究提携校である中国・中央財経大学との共催による「第 11 回日中起業教育国際シンポジウム」での学習成果の発表（参加者 4 名）、②「日経ビジネス西日本インカレ関西予選」への出場、③「OBP プロジェクト演習 I」における取組み（他大学学生と共にオリックス・バファローズの協力によるプロジェクトへ参画）、④近畿圏実践型課題解決プロジェクト「Ai-SPEC」への出場、⑤本学主催「第 15 回大商大ビジネス・アイデアコンテスト」（後述）への参画等である。

- ・本学学生が、日々の学修成果を活用して、新商品・新サービス、新しいビジネスモデルのアイデアを発想し、それを企画書としてまとめることにより、学生の起業家精神（アントレプレナーシップ）を涵養することを目的とする「大商大ビジネス・アイ

ディアコンテスト」を実施している。平成 15(2003)年度から開始し、第 15 回を迎えた平成 29(2017)年度は 971 件の応募があった。平成 24(2012)年度からは、企業から具体的な課題を提供してもらい、その課題について学生たちが解決策を提案する「課題部門」を設け、課題提供企業の協力を得て商品化をすすめる取組みを実施している。その結果、平成 25(2013)年度に東大阪商工会議所会頭賞を受賞したアイデア「オシャレ蛍光ワッペン」は学生と課題提供企業である旭電機化成(株)とが連携し、平成 26(2014)年度 7 月に、商品名「マグネット反射ワッペン」として商品化が実現した。この成果にとどまらず、引き続き学生たちは課題提供企業との協働によって更なるアイデアの商品化を目指しており、本年度のファイナリスト 8 名のうち、3 名が現在商品化に向けて、課題提供企業でのインターンシップに励んでいる。

- ・平成 27(2015)年度に、高度な専門性と豊かな人間性を備えた、世界で活躍するグローバル人材を育成する「GET コース」を設置している。GET コースは、1 学年 20 人の少人数制教育による 4 年間のグローバル人材育成コースで、具体的には、グローバル企業、外資系企業、旅行業界、ホテル・観光業界、航空業界、報道機関、国連などの国際機関等で活躍できる人材の育成を目指している。GET コースを履修するには、本学で実施する海外留学公募推薦入学試験や海外留学一般入学試験、その他の入試で合格した入学手続き者に対して実施する選抜試験、また、入学後の選抜試験のいずれかで合格する必要がある。履修者は、各学科に在籍しながら、GET コース独自の教育課程を学修する。また、海外協定校（留学先）に約 1 年間学部留学（必修）し、ビジネススキルとして、①経済学、商学、経営学等について英語で書かれた情報を読み解くことができる、②読み解いた情報を分析することができる、③分析した結果について英語でレポートを作成できる、④作成したレポートの内容を相手に的確に英語で伝えることができる、という 4 つの能力を養う。学部留学前のウォーミングアップとして、1 年次の夏休みに「GET トライアル」を実施している。このプログラムは学内で行う事前および事後研修とセブ大学（フィリピン）での 10 日間の語学研修を通して、国際理解を深め、英語力を養うことを目的としている。事前研修では渡航先であるフィリピンについて、そして国際開発・国際協力・社会貢献活動について学び、加えて日本の歴史や文化を学ぶ。フィリピンでの研修では集中的に英語学習を行い、スピーキング・リスニング・リーディング・ライティング・文法・語彙といった総合的な英語力を養うとともに、社会貢献活動にも参加している。事後研修では事前研修と海外研修を通して学んだこと振り返り、プログラムの総括を行っている。原則、2 年次に学部留学を実施し、留学先大学では、経済・経営分野の授業を中心に履修している。留学先大学で修得した単位は、帰国後本学において単位認定を行っている。3 年次には、英語力とビジネススキルを必要とする企業でのインターンシップやフィールドワーク活動を実施している。

■教授方法の改善を進めるための組織体制

教授方法の改善を進めるための FD 活動については、「FD 委員会」が主軸となり、全教員が活動の趣旨を理解し、教職協働により取り組んでいる。「FD 委員会」は、ワーキンググループを活動事項別に設けて教育・授業運営改善にあたっている。活動項目は、

①公開授業、②『授業アンケート』、③『FD ニュースレター』、④大学院 FD の 4 つで構成している。これらの活動項目におけるそれぞれの活動結果については、各授業担当者にフィードバックされ、授業の質向上、教員の資質向上に役立てられている。

■単位制度の実質化における工夫（学部）

科目ごとの必修・選択の別、単位数、履修登録単位数の上限等は『履修の手引き』に明確に示している。

本学は、大学設置基準第 22 条、第 23 条に基づき、学年、学期、休業日は「学則」第 11 条～13 条に定め、『履修の手引き』に明示している。また、年間行事予定、授業期間等については、本学ポータルサイト S-Navi!や学生に配付する印刷物等に明示し、周知を図っている。また、大学設置基準第 21 条に基づき、学年は前期と後期の 2 学期に分け、授業週数は各学期とも 15 週を確保している。1 回の授業時間は 90 分とし、単位換算において 2 時間としている（表 3-2-8 参照）。

表 3-2-8 授業時間と単位

講義科目	15 回 30 時間	2 単位
演習科目	30 回 60 時間	4 単位
外国語科目	30 回 60 時間	2 単位
体育実技科目	15 回 30 時間	1 単位
「教育実習」や「ビジネス・インターンシップ」、「海外研修」等の実習を含む授業科目については、事前授業・指導、事後授業・指導、実習時間等を総合的に勘案し、単位認定に必要な授業時間を適切に設定している。		

大学設置基準第 27 条の 2 に基づいた履修科目の登録の上限についても明確に定めている。単位制度の実質性を保ち、無理のない学習時間を確保できるよう履修登録単位数の上限を学年ごとに定めている。このことは、「履修に関する規程」第 3 条第 8 項に定め、学生は上限の範囲内で履修計画を立てている（表 3-2-9 参照）。ただし、教職に関する科目等、教育上配慮すべき科目については、制限単位数から除外する措置を設けている。

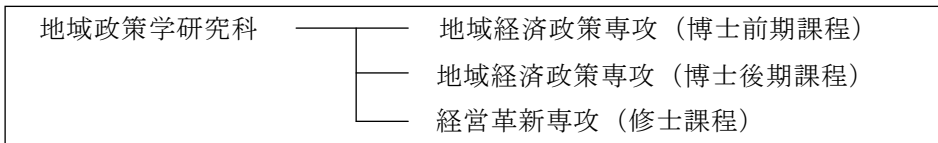
表 3-2-9 履修制限単位数

学 年	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生
単位数	44 単位 ※OBP コース履修者 48 単位 ※GET コース履修者 46 単位	46 単位 ※GET コース履修者 48 単位	46 単位 ※GET コース履修者 48 単位)	48 単位

■大学院におけるカリキュラム・ポリシーと教育課程の編成

大学院は、大学院設置基準第 11 条に基づき、研究科及び専攻ごとの教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し編成している（図 3-2-2 参照）。これらの授業科目は、カリキュラム・ポリシーである「教育課程の編成方針」並びに各専攻が定める「教育実施方針」に基づき体系的に編成され、カリキュラム・ポリシーは、建学の理念である「世に役立つ人物の養成」を踏まえて定めている。

図 3-2-2 大学院の教育組織



①地域経済政策専攻（博士前期課程）

地域経済政策専攻（博士前期課程）のカリキュラム・ポリシーにおける教育実施方針は「経済学を基礎として地域にかかわる諸事象の法則性を理論的に解明するとともに理論を地域発展のために適用するための政策研究を指導します。また、諸地域の性格を学際的・実証的にとらえ、比較研究できる能力の養成を目標とします。」としている。

教育課程は、「専修科目群」、「地域研究分析手法基礎科目群」、「演習」の 3 つの科目群で編成している。研究成果の達成に向けた教育課程の編成において「専修科目群」は、地域問題の解決や政策立案のために、様々な分野の地域政策や都市計画の研究を通じて、今後の都市経営や地域発展のあり方を考える「地域政策研究科目」、地域の研究に必要な経済学の応用分野を中心とする「地域経済研究科目」、重層的なネットワークの広がる関西とアジアを中心に、世界の様々な地域を経済・社会・文化等の分野から総合的に研究する「比較地域研究科目」を配置している。

「地域研究分析手法基礎科目群」は、地域の研究の基礎となる理論的・統計的方法を学ぶための科目を配置している。

「演習」として各自の研究テーマについて研究指導担当教員から 2 年間指導を受けて、「修士論文」または「フィールド・リサーチ・ペーパー」としてまとめる「演習Ⅰ・Ⅱ」を配置している。

②地域経済政策専攻（博士後期課程）

地域経済政策専攻（博士後期課程）のカリキュラム・ポリシーにおける教育実施方針は、「地域政策学の学問的確立に寄与し、自己の研究成果と意義をグローバルな水準で構築できるよう指導します。地域政策学における先端的課題や経済社会の諸問題に取り組み、研究者として自立して活動できる高度な専門的知識および総合的判断能力を備え、社会に貢献できる能力の養成を目標とします。」としている。

教育課程は、「地域問題特論」、「特殊研究」の 2 つの科目群で編成している。研究成果の達成に向けた教育課程の編成において「地域問題特論」は、地域政策学という学問分野の確立・深化に向けて、自らの研究科目のみならず、歴史・社会・文化等の諸分野から多角的・総合的・学際的に最新の地域問題をとらえることをねらいとする科目を配置している。

「特殊研究」は、地域問題の解決と政策立案のために不可欠である地域発展のメカニズムの総合的理解を通じて、望ましい地域政策のあり方を明らかにする「地域政策特殊研究」、経済学・経営学の立場から地域問題を考察し、地域の豊かで個性的な発展にふさわしい産業活動のあり方を考える「地域経済特殊研究」、地域間比較の視点からその個性や差異の研究を通じて地域のあり方を考える「比較地域特殊研究」を配置している。

③経営革新専攻（修士課程）

経営革新専攻（修士課程）のカリキュラム・ポリシーにおける教育実施方針は「経営学を基盤として地域経済の活性化に資する理論を指導します。起業家やビジネスリーダーとしての資質とビジネスモデルを創造し、具体的な事業計画として立案できる能力、そして、組織の経営資源を有効活用し、市場の反応や競争動向を踏まえて既存事業を変革できる能力の養成を目標とします。」としている。

教育課程は、「コア科目群」、「専修科目群」、「特別コース科目」、「演習」の4つの科目群で編成している。研究成果の達成に向けた教育課程の編成において「コア科目群」は、グローバル・マインドと崇高な倫理観をもち、環境変化に対応した新たなビジネスモデルの創造や変革を求める社会ニーズに応じて経営革新をなしうるビジネスリーダーの育成に資する科目を配置している。

「専修科目群」は、新たなビジネスモデルの創造による経営革新と起業に資する科目を配置した「事業創造系科目」、ビジネスモデルの継続的革新と企業活動の維持発展に資する科目を配置した「マネジメント系科目」並びに両系共通科目から構成される。

また、平成 27(2015)年度から設置した特別教育研究コース「IR マネジメント」においては、平成 28(2016)年度には第一期生となる院生が修士の学位を取得し、修士課程を修了した。「IR マネジメント」では、地域観光振興事業に携わっている者、あるいは観光振興、IR 経営に興味・関心を持つ者を対象とし、IR に関する理論と実践（海外研修、インターンシップなど）を融合した教育課程を整備している。IR 全般に関する知識と経営能力を身につけ、高度専門職業人として変化に即応・対応できる応用力及びコミュニケーション・スキルを適切に活用できる人材を育成する。

「演習」として各自の研究テーマについて研究指導担当教員から2年間指導を受けて、「修士論文」または「事業化リサーチペーパー」としてまとめる「演習Ⅰ・Ⅱ」を配置している。

大学院の教育課程については、各専攻が育成する人材に必要な科目を配置し、体系的に学修できるカリキュラムとして適切に編成している。各専攻の教育目的、教育実施方針、教育課程は「履修要項」において明示し、全大学院生に対して周知している。

■教育内容等の工夫、特色（大学院）

- ・ 厳格な学位授与を行うため、博士の学位については学位論文を提出する以前に中間論文を提出し、大学院担当教員が出席する発表会にて発表を行うことが義務づけられている。また、中間論文を提出する以前に、大学院担当教員が出席する研究成果報告会において執筆状況等の報告を行うことを勧奨し、大学院生の研究の向上を図っている。修士の学位についても、学位論文の題目届の提出期限後に設定している大学院担当教員が出席する中間報告会において、執筆状況等の報告を行うよう組織的に促している。
- ・ 大学院生はもとより、一般社会人までを対象とする、経済学及び経営学を基盤とした公開の研究講座を各専攻が主催して実施している。
- ・ 博士前期課程及び修士課程に入学する大学院生の多様な研究課題への対応が急務となっていることから、大学院教員と学部教員が共同で学生の研究指導を行う独自の対策方法として「GA(Graduate Associate)制度」を設け、大学院と学部の有機的連携を図

っている。

大学院の教育課程は、各専攻の教育目的に即して適切に体系化されている。また、各院生の研究領域に応じて、研究指導教員が適切に履修指導を行い、学位論文の作成に必要な知識の修得を可能とする体制が構築されている点も評価できる。博士後期課程で実施している「研究成果報告会」や「中間論文発表会」、博士前期課程、修士課程の「修士論文中間報告会」は、教員及び院生が各院生の研究成果に対する助言を行う機会として、院生教育の面で効果を上げている。この取組みは、大学院 FD 活動の一環でもある。

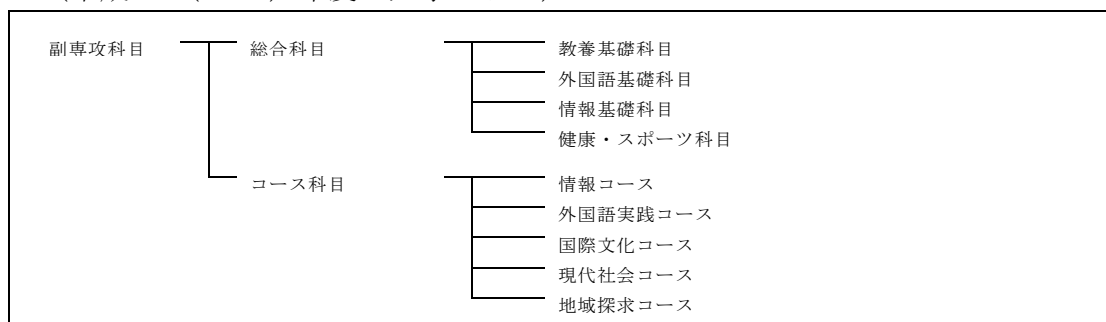
■教養教育実施のための体制

教養教育の中心となるのが「副専攻科目」である。「副専攻科目」は、人格形成に必要な教養を感得し、現代社会を大局的な見地から把握して柔軟な着想を駆使できる資質を養成する。「主専攻科目」による専門教育が付与する専門知識や能力を社会活動で活用するに必要な人間力を養うものとして位置づけている。「副専攻科目」は、平成 28(2016)年入学生までは図 3-2-3 に示すとおり、社会人として不可欠な教養及び学術的知識を学ぶ「総合科目」と 1 つの教養領域を体系的に学習する「コース科目」で構成していた。

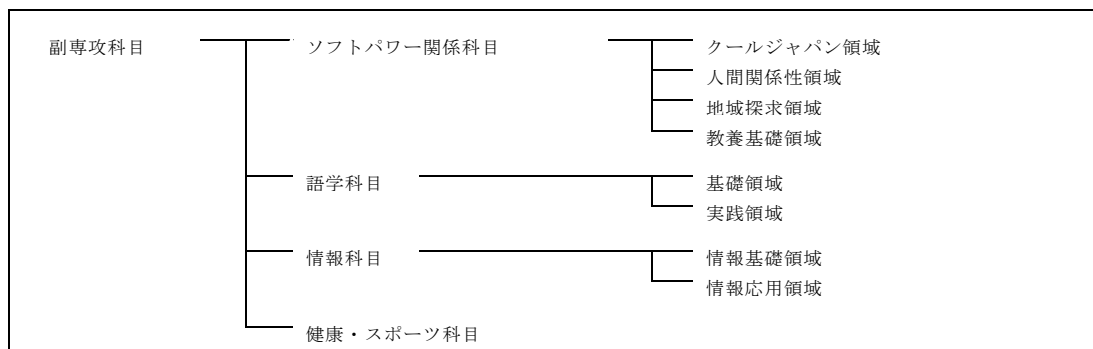
平成 29(2017)年度入学生からは図 3-2-3 に示すとおり、本学の新しい教養教育として、～「新しい教養」、チャレンジするこころの育成を目指す教養～と表象し、コミュニケーション力の向上に必要な語学、情報教育に加えて、グローバル化社会で日本が世界に発信する原動力となる日本のソフトパワー（文化力）を教授することとしている。

図 3-2-3 副専攻科目の編成

(平成 28 (2016) 年度の入学生まで)



(平成 29 (2017) 年度の入学生から)



「副専攻科目」の教員は、分野ごとに日常的に意見を収集し、各分野でのミーティングを開催すること等を通して、問題点の把握や改善方策の検討に努めている。その結果については、教務委員会の部会である「副専攻委員会」並びに「教務委員会」にて集約することになっている。なお、授業運営や改善については、必要に応じて「教務委員会」、学部長及び学科主任、事務局と調整を図り、「学部連絡会議」に答申・提案するなど、組織的にも適切な体制で運用している。

■教職課程

公共学部の開設に合わせて教職課程認定を申請した。申請にあたっては、文部科学省からの指導を踏まえ、取得学位（学士（経営学））と免許（中学校（社会）、高等学校（公民、商業））との相当性を意識した科目編成で申請し、12月初旬に正式に認可を受けた。なお、教職課程に関しては、平成31(2019)年度開設に向けて文部科学省に対し平成30(2018)年4月下旬までに新設学科を含む既設学科の再課程認定申請を行う必要があり、新学部の課程認定申請の経験を踏まえた科目編成を行い、提出の準備を整えた。

資料

- 3-2-1 大阪商業大学大学案内 2018
 - 3-2-2 学部教育の3つのポリシー
 - 3-2-3 履修の手引き 2016 (pp.21-32)
 - 3-2-4 履修の手引き 2017 (pp.1-70)
 - 3-2-5 大学院履修要項 2017 (pp.3-26)
 - 3-2-6 大阪商業大学大学院案内 2018
 - 3-2-7 カリキュラム・ポリシー／大学院案内 2018 (p.15、p.31)
 - 3-2-8 2017 シラバス（学部）
 - 3-2-9 S-Navi! 掲示「単位互換制度に興味のある方へ」
 - 3-1-10 S-Navi! 掲示「公共経営学科対象「公認スポーツ指導者」資格取得説明会について」
 - 3-2-11 大阪商業大学履修に関する規程
 - 3-2-12 大阪商業大学大学院グラデュエイト・アソシエイト取扱基準
 - 3-2-13 履修の手引き 2018 (pp.62-70)
 - 3-2-14 フィールドワークゼミナール（紹介パンフレット）
 - 3-2-15 平成29年度フィールドワークゼミナール活動報告書（自己点検）
 - 3-2-16 平成29年度地域社会と中小企業案内
 - 3-2-17 平成29年度地域産業振興論案内
 - 3-2-18 大阪商業大学大学案内 2019 (GET コース pp.59-62)
 - 3-2-19 履修の手引き 2018 (OBP コース)
 - 3-1-20 履修の手引き 2018 (GET コース)
-

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、建学の理念に基づく教育目的を実現すべく、「実学教育」を掲げており、そ

の精神は、学部並びに大学院における教育目的の設定や教育課程の編成、さらには授業運営の基本指針となっている。

社会のニーズを視野に入れ、有能な人材を育成するための教育課程と教育方法を提示すべく、常に教員（各委員会）と事務局が円滑な意思疎通を図り、柔軟なカリキュラムの検討・立案を行うとともに、教育活動の現状を把握し、適切な運営方法の検討・提案を行う。平成 27(2015)年度に設置した GET コースにおいては、「GET コース運営委員会」が中心となり、教育課程の運用を図る。また、教育方法については、学生に対する意識調査や『授業アンケート』の結果等も考慮しつつ、授業運営体制、カリキュラム編成、履修モデルのあり方、学生が目指す進路と授業科目との関連性を明確化し体系的に学習できるよう整備する。さらに教員が意思の統一を図り共通の認識をもつために FD 活動を活性化し、教育・授業運営の改善に反映させる。

現代では社会人として自立する上で必要な知識、能力を養うための教育が求められているとの考えにより副専攻科目を改編した。今後は授業担当教員から意見聴取を行うなどして内容の検証を行い、必要に応じて開講科目の追加・変更を検討、改編を行う。

大学院は「GA 制度」の活用を積極的に行うことにより、多様化する院生の研究課題に対応する。

3-3 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■教育目的達成の点検・評価

本学は、平成 23(2011)年度入学生以降、本学の教育目的が学生に浸透し、効果的な教育を実践できているかどうかを把握する「S-Log」並びに「S-Check」、「S-Work」を有効活用し、点検を行い学修指導の改善に努めている（「S-Log」及び「S-Check」、「S-Work」については p.32-33 に既述）。

また FD 委員会が学生の「授業アンケート」を実施し、学生の授業に対する満足度や理解度等を点検している。その他、授業科目別合格者率を把握し、授業科目の運営状況（極端に単位修得率が悪い科目がないかどうか、履修者数が適切であったかどうか、共通シラバスで運営する授業の担当者別合格率比較、休講回数が極端に多くないか等）を「学部連絡会議」にて確認するとともに、次年度の運営方針（再履修クラスの適切な配置、コマ数の増減等）の策定に活かしている。

資料

- 3-3-1 学生成長記録<S-Log>
 - 3-3-2 S-Check I・II・III (結果報告書)
 - 3-3-3 S-Work I・II・III
 - 3-3-4 教員自己点検評価表 (様式 1~4)
 - 3-3-5 平成 29 年度授業アンケート全学生集計表
 - 3-3-6 平成 29 年度担当者科目別合格率一覧
-

(3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

各教員の教育活動、授業運営と研究活動に関する自己点検・評価結果及び『授業アンケート』の集計結果は、現状では教員個々人が教育研究活動を振り返り、次年度の授業改善や研究計画への反映を促すものとして用いているが、第三者的な視点で評価し、教員に対する指導等に活用するには至っていない。

したがって、今後は「教員自己点検評価表」における達成度を評価できる仕組みを構築することにより、教員の FD 活動並びに教育研究活動を活性化し、教育・授業運営面、研究面等の改善に反映することを目指す。

【基準 3 の自己評価】

本学は学校教育法並びに大学・大学院設置基準に則り、建学の理念を踏まえ実学教育を特色として掲げており、その精神を、学部における教育目的の設定や教育課程の編成、さらには授業運営の基本指針としている。社会のニーズを視野に入れ、常に教員（各委員会）と事務局が円滑な意思疎通を図り、柔軟なカリキュラムの検討・立案を行うとともに、教育活動の現状を把握し、適切な運営方法の検討・提案を行っている。現状を把握するなかで教員が意思の統一と共通の認識をもつために「FD 委員会」との連携の下 FD 活動を活性化し、教育・授業運営の改善に努力している。

学修成果の点検・評価については、本学の教育目的が学生に浸透し、効果的な教育を実践できているかどうかを把握する「S-Log」並びに「S-Check」、「S-Work」に加え、学生の「授業アンケート」を有効活用している。

大学院の教育課程は、各専攻の教育目的に即して適切に体系化している。また、教員や院生が相互に各院生の研究成果に対して助言を行う学位論文の中間報告会は、院生教育の面で効果を上げている。さらに大学院は「GA 制度」の活用を積極的に行うことにより、多様化する院生の研究課題に対応している。

これまで、教養教育の重要性とその認識を高めていくことを目的として「副専攻運営委員会」が「学部連絡会議」及び事務局と連携を図り、現状の課題を抽出してきた。これらの抽出課題をもとに、平成 27(2015)年度に「副専攻企画委員会」を設置し、課題解決に向けた協議及び企画立案を進め、平成 29(2017)年度より「副専攻委員会」が教育課程における運用を開始した。

以上のことから、基準 3 の評価の視点を満たしている。

基準 4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の「大学教授会」及び「大学院教授会」は、教育研究上の大学の使命・目的及び学生の要求に対応する諸課題を審議し、学長に意見を述べる機関であり、原則、毎月 1 回の定例で開催している。学部、学科において調整が必要な場合には、副学長、学部長、学科主任、事務局長、教務課長による「学部連絡会議」にて審議がなされる。同様に、大学院においても、「学部連絡会議」での審議や学長との協議等を経て、大学の使命・目的及び学生の要求に対応するための諸課題を「大学院教授会」にて審議している。

全学の委員会は、各教員が大学の使命・目的及び学生の要求に対応するための課題に関する審議を行い、建学の理念に即した解決策を討議している。各委員会はそれぞれの規程に基づき運営されているが、関連委員会と合同による会合の開催、必要に応じて構成員以外の者の出席を求める等、柔軟な運営を心がけている。各委員会にて審議・決定された事項については、各委員長を通じて「学部連絡会議」に諮られ、学部・学科間調整が必要な事項については「学科会議」による意見交換や学長との協議等を経て、「大学教授会」で審議・報告される。

このように本学の建学の理念に基づく人材育成を具現化できる体制を構築することで、教育研究上の基本的な組織が適切に構成され、かつ各組織相互の適切な関連性が保たれていると言える。毎年委員会構成を見直すこと等により、当該年度の「事業計画書」に基づく柔軟な運営と各組織の連携に寄与してきた。また、本学では学部・学科を横断した会議体の設置を通して、全学に関わる諸問題の解決と組織間の連携に注力し、それらが有効に機能している。

平成 27(2015)年 4 月 1 日に「学校教育法及び国立大学法の一部を改正する法律」が施行されることを受け、本学は学内の内部規則等の総点検・見直しを行った。これらの対応を通じて、法令改正の趣旨・内容について全学的に周知を行い、学則及び関連諸規程を一部見直し、学長決定権の明確化、教授会の目的を新設した。

学長は「大学教授会」、「大学運営協議会」において議長となり、本学の教育研究活動における重要事項や事業計画を決定するなど、リーダーシップを発揮している。また、学長は本学園理事長の任にもあたっていることから、本学園内での大学の位置付けや他の設置校との連携について、的確な判断のもと、適切に運営している。

また、本学においては、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、2 名の副学長を配置している。この 2 名の副学長の組織上の位置付け及び役割も明

確になっており、適切に機能している。

資料

- 4-1-1 大阪商業大学教授会規程
- 4-1-2 大阪商業大学大学院教授会規程
- 4-1-3 大阪商業大学運営協議会規程
- 4-1-4 大阪商業大学学部連絡会議規程
- 4-1-5 内部規則等の総点検・見直し結果の調査

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の意味決定においては、学長のリーダーシップが十分発揮できるよう教育研究に関わる各組織が「学部連絡会議」と有機的連携を図り、業務を遂行していく。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、大学設置基準第 7 条、第 10 条並びに第 12 条、第 13 条に基づき、教育研究上の目的を達成するため、教育課程に即し、学位の種類及び分野に必要な各学科の教員を配置するとともに、必要な専任教員数を確保している（表 4-2-1 参照）。また、教育上主要と認める授業科目については、専任教員が担当している。

なお、専任教員の教授 55 人のうち、22 人が大学院を兼務している。

表 4-2-1 教員数と必要専任教員数

(平成 30 年 5 月 1 日現在)

学部	学科	収容定員	教授	准教授	講師	助教	合計	※学部の種類に応じ定める専任教員数 () は教授の内数	※大学全体の収容定員に応じて定める専任教員数 () は教授の内数
経済	経済	1,200 人	14 人	8 人	5 人	2 人	29 人	17 人(9)	39 人(20)
総合経営	経営	1,600 人	18 人	11 人	2 人	2 人	33 人	19 人(10)	
	商	600 人	9 人	4 人	2 人	1 人	16 人	10 人(5)	
公共	公共	1,000 人	14 人	6 人	5 人	1 人	26 人	17 人(9)	
合計		4,400 人	55 人	29 人	14 人	6 人	104 人	63 人(33)	39 人(20)
								102 人(53)	

表 4-2-2 主専攻科目における専任教員担当比率

(平成 30 年 5 月 1 日現在)

学部	学科	必修科目	全開設授業科目
経済	経済	83.62%	75.08%
総合経営	経営	91.00%	78.44%
	商	82.40%	79.01%
	公共経営	87.15%	79.66%
公共	公共	85.13%	88.65%

教育課程における専門分野、主として本学における「主専攻科目」の教育を適切に行うために、本学の専任教員が中心となって教育活動に従事している。また、専任教員では担当困難な特定領域の科目や少人数制教育によりクラス数や開講回数を増やしている科目に関しては、全学部で 136 人の非常勤（兼任）教員の協力を得ている。

専任教員については、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、特定の年齢層に偏ることのないよう配慮している。

また、大学院においては、22 人の教授が兼担で教育活動を行っているが、実務経験者を含め 21 人の非常勤（兼任）教員の協力を得ている（表 4-2-3 参照）。

表 4-2-3 大学院研究指導教員数

(平成 30 年 5 月 1 日現在)

研究科	専攻	設置基準上必要 研究指導教員数	設置基準上必要研究指導教員数及び 研究指導補助教員数合計	教員数 (兼任)
地域政策学研究科	地域経済政策専攻	5 人	9 人	12 人
	経営革新専攻	5 人	9 人	10 人

教育課程を遂行するために必要な教員は、適切に配置していると評価できる。また、教員構成においても、専任・兼任、年齢、専門分野等のバランスがとれていると考える。

■教員の採用・昇任等

本学は、大学設置基準第 14 条から第 17 条における教員の資格に基づき、教員の採用・昇任については、教育課程を適切に運用するために必要な教員を配置できるよう、年度ごとに専任の採用計画（補充・増員）案並びに昇任審査候補者案を策定し、「学部連絡会議」にて調整後、「人事委員会」、「大学教授会」（大学院は「大学院教授会」）での審議を受け、学長が決定し、理事長（理事会）の承認を経て最終決定している。本学専任教員の任用及び昇任に関する資格の審査基準は、「大阪商業大学教員資格審査規程」及び「大阪商業大学教員資格審査規程施行細則」に定めて運用している。また、本学では、教育研究上の業績に加え、実務上の活動業績や社会貢献活動等についても、教員の採用・昇任に際する判定基準として位置づけている。さらに、本学の教育研究の充実・発展に資することを目的として、任期限付専任教員の任用を規程に定めて運用している。任期は 5 年以内とし、期間内の取扱いとは専任教員と同様としている。

なお、本学の学部教育の向上及び本学の発展に資することを目的として、一定の業務を委嘱するため教育活動に専念する「教育専任教員」を採用することとしており、「大阪

商業大学教育専任教員取扱基準」を定めて運用している。

専任教員の採用・昇任に関しては、「人事委員会」が案を策定し、「大学教授会」が承認した2人の資格審査委員（主査・副査）による研究教育上の業績審査を厳正に行っている。また、学長、副学長、研究科長、学部長他との事前面接を行い、教育者としての資質を総合的に判断したうえで採用手続きに入る等、細心の注意を払っている。非常勤の教員についても、「人事委員会」が厳正な業績審査を行った後、「大学教授会」を経て採用を決定しており、適切に運用している。

また、本学の教員採用において学部、大学院の教育・研究の向上、並びに本学の発展に資することを目的として、一定の業務を委嘱する特任教授、特任准教授、特任講師（以下「特任教員」という。）を招聘することがある。特任教員の採用並びに選考については「大阪商業大学教員資格審査規程」及び「大阪商業大学教員資格審査規程施行細則」に準じて行われるとともに、運営に関しては「大阪商業大学特任教員取扱基準」を定めて行っている。

■FD活動

教員の教育研究活動の向上のためのFD活動については、「FD委員会」が主軸となり、全教員が活動趣旨を理解し、教職協働により取り組んでいる。「FD委員会」は、ワーキンググループを活動事項別に設けて教育・授業運営改善にあたっている。活動項目は、①公開授業、②『授業アンケート』、③『FDニューズレター』、④大学院FDの4つで構成している。

公開授業は、従来からの大学の教育方法がどのように行われ、どのような成果をあげてきたかを再点検し、その中で将来どうあるべきか、どのように改善できるかの手掛かりを探るため、平成20(2008)年度より行っている。実施形態は、教員の科目と年齢、性別、専門科目だけでなく教養科目も含め、教室の大小等に偏りのないように対象科目を選定し行っている。選定基準としては、新規採用された教員の担当科目や各学科の特徴ある授業科目をピックアップし、前期科目と後期科目を隔年交替で実施している。公開授業終了後に参加教員による意見交換会を行い、以後の授業に反映させている。平成29(2017)年度は11月13日から17日の期間中に7科目を実施し、11月22日に公開授業意見交換会を開催し、その実施内容の反省点を含め点検を行っている。

『授業アンケート』は、平成9(1997)年度から継続して行っており、前期科目と後期科目を隔年交替で各教員の授業担当科目の中から、原則として、履修者数が多い科目1科目を対象に行っている。『授業アンケート』の結果のフィードバックについては、平成20(2008)年度から『授業アンケート』の集計結果について改良を加えた。改良点は、語学と語学以外の科目に分けた統計処理、平均値からの乖離を示す棒グラフ表示、総合的な満足度を分析できる相関係数の表示等である。平成26(2014)年度から更に集計結果に対して、参考として取組み事例を紹介するように改良した。『授業アンケート』は、本学の出席確認システムを活用している。アンケートの回答については、担当科目ごとに教員にフィードバックされるとともに、実施科目全ての結果を製本し、教員・学生が閲覧できるよう本学の図書館に配架している。

『FDニューズレター』については、公開授業及び『授業アンケート』の実施、さら

に FD 研修について活動報告を行っている。「FD 委員会」としての活動や外部企画への参加結果の報告を掲載し、全教職員に周知している。

FD 研修会は、就業力育成支援委員会と共催で平成 29(2017)年 4 月及び 5 月の 2 回開催した。研修会の内容を「就業力育成プログラム報告書報告会」とし、本学が平成 23(2011)年度から開始した就業力育成プログラムにおいて蓄積してきた様々なデータから見る学生の姿と取組みの成果について報告した。

大学院 FD 活動については、各専攻の教育目的・教育課程や個々の大学院生の特性等に留意して、研究活動のあり方及びその指導方法について検討している。

本学における公開授業や『授業アンケート』は、「FD 委員会」の事業計画として全学的に実施されているものであり、組織的な FD 活動として実践している。公開授業において教員が意見交換を行い、参観を通じて自身の授業改善に役立てていることは評価できる。また、取組み事項ごとのワーキンググループが発足し、教育の質的向上に関する意見交換や情報交換が活発化していることも合わせて評価できる。現時点では全体的な向上・改善プランの策定には至っていないが、自己点検評価活動として教員個人が点検している「教員自己点検評価表」の点検と連携して、教員の資質向上を体系的に図る運用ができています。

■教員個人の点検・評価

教員の教育活動及び研究活動の自己点検は、大学設置基準第 25 条の 3 に基づき、授業の内容及び方法の改善を図るための工夫や開発は、「FD 委員会」と「自己点検評価委員会」が有機的連携を図りながら各々の視点で取り組んでいる。これらの点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

「自己点検評価委員会」は、平成 23(2011)年度より、各教員が行う教育活動並びに研究活動に対する自己点検・評価を実施している。教員は、FD 活動として取り組んだ『授業アンケート』の結果から得られた事項や公開授業の実施結果を踏まえて、教育活動の改善・向上策並びに研究活動に関する目標を年度の初めに設定することとしている。目標設定は、教育活動、研究活動以外に大学運営活動と社会的活動についても行うこととしている(表 4-2-4 参照)。この目標について教員は「教員自己点検評価表(様式 1)」を年度の初めに自己点検評価委員会に提出する。さらに、教員はその目標達成度について自己点検・評価を行い、翌年度の 5 月に「教員自己点検評価表(様式 2~4)」を自己点検評価委員会に提出する。

表 4-2-4 自己点検評価領域(教員個人)

自己点検評価領域(教員個人)	
①教育活動(学部・大学院)	③大学運営活動
②研究活動	④社会的活動

■教職課程研究紀要の発行

教職課程運営全般については、文部科学省中教審答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について、平成 27 年 12 月」にもあるとおり、「教職課程の質の保

証・向上」という観点から次の4項目を踏まえ、様々な具体的運営の実施を求められている。

- ①全学的に教職課程を統括する組織の設置についての努力義務化
- ②教職課程における自己点検・評価の実施の制度化
- ③教職課程の第三者評価を支援・促進するための方策
- ④教職課程の科目を担当する大学教員について、学校現場体験等の実践的内容や新たな教育課題に対応したFD活動などの実施

上記を踏まえ、今後の本学教職課程の質保証・向上を考えていく場合、まずは教職に関連する授業担当者の教職に関わる研究・教育活動の充実が喫緊の課題であること、また、様々な担当者からの教職関連研究が充実することで、FD活動はもとより、外部評価も含めた評価活動も充実した内容が可能になると考え、「大阪商業大学教職課程研究紀要」の発行を企画し、平成30(2018)年2月に第1号を発行した。

資料

- 4-2-1 平成30年度大学設置基準学科別教員配置
 - 4-2-2 大阪商業大学教員資格審査規程
 - 4-2-3 大阪商業大学教員資格審査規程施行細則
 - 4-2-4 大阪商業大学任期期限付専任教員任用規程
 - 4-2-5 大阪商業大学教育専任教員取扱基準
 - 4-2-6 大阪商業大学特任教員取扱基準
 - 4-2-7 FDニューズレター(第18号)
 - 4-2-8 平成29年度授業アンケート全学生集計表
 - 4-2-9 教員自己点検評価表(様式1~4)
 - 4-2-10 大阪商業大学教職課程研究紀要第1巻第1号
 - 4-2-11 大阪商業大学教職課程研究紀要に関する規程
 - 4-2-12 大阪商業大学教職課程研究紀要の投稿原稿に関する取扱基準
-

(3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

教育課程を適切に運営するために必要な教員については、教育研究水準の維持・向上を図るに相応しい人材の採用を進める。特に、専任と兼任の構成に関しては、本学において不足している特定の専門領域における専任教員の確保に重点を置きつつ、バランスの取れた教員構成を維持できるよう適切に採用人事を行う。

教員の採用・昇任に関しては、基本的に現在の方法で運用する。ただし、各教員の教育に対する取組みや実績は、各教員の研究業績等と同様、教員の採用・昇任計画の策定に際して考慮すべき重要な要素である。従って、今後も「人事委員会」と「自己点検評価委員会」の連携で教育活動実績の具体的内容を検討するとともに規程等の見直しを行い、より適切な運用を図る。さらに、「教育専任教員」の採用を行い、本学の教育力の向上を推進する。

本学のFD活動については、ワーキンググループごとの方針を明確化するとともに、

『FD ニュースレター』を通じて他大学や外部団体、関係機関における情報も提供し、教育研究活動の活性化を促す。また、公開授業や教員研修の計画等、各教員が FD 活動の重要性を自覚できるような取組みを進める。このような「FD 委員会」の活動結果を学生に開示し、学生からの意見・提言を求め、今後の FD 活動に活かす反復的かつ継続的取組みを行う。

FD 委員会委員や公開授業を行う教員の意識とそれに関与しない教員の意識にはまだ差があり、活動への参画意識を全学的に高めていくことが課題として残っている。この目的に沿って、大学としての教育目標達成の組織と仕組み作りについての事業計画を策定する。

教職課程研究紀要は、「教科指導法」、「実践報告」、「教材開発」等、様々な立場の実務家教員にも投稿しやすい教職に関連した教育実践研究の場となっている。投稿による成果を集積し、より充実した教職課程運営となるよう、次年度以降も継続して発行する。

4-3 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■職員の能力と資質開発

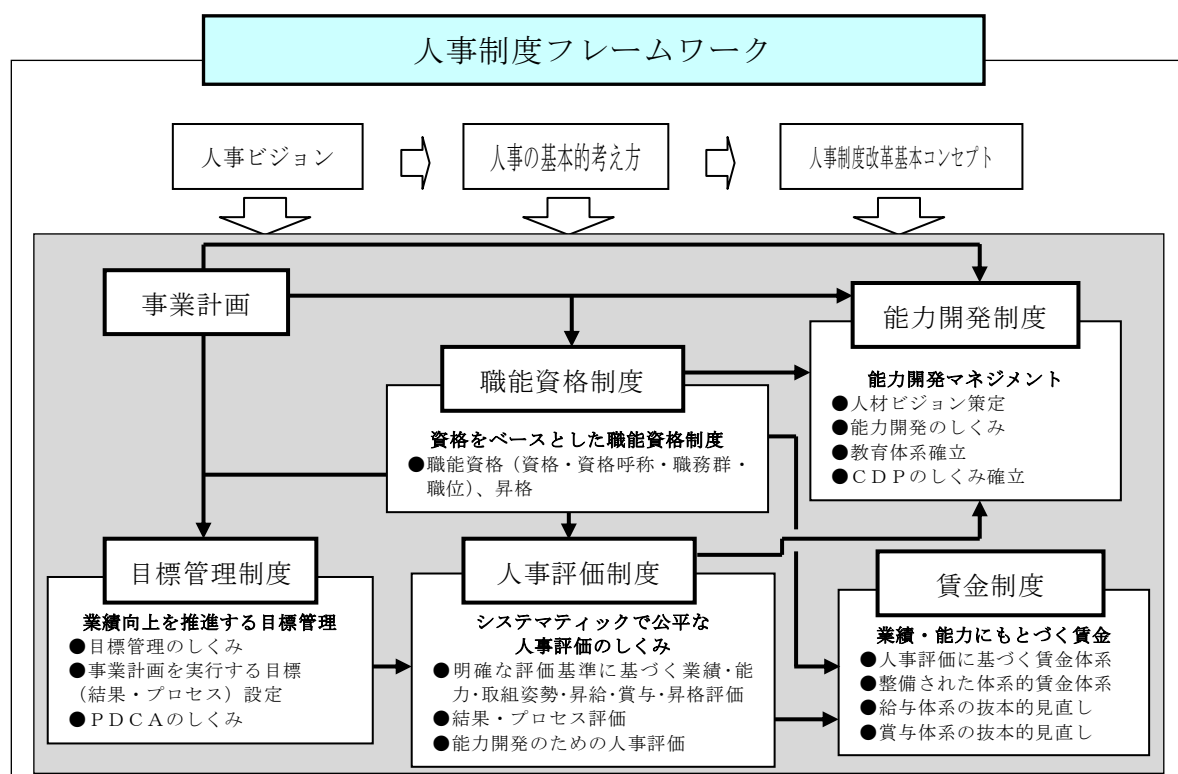
本学園では、少子化や大学間競争の激化等、学園を取り巻く環境の変化に対応するために、平成 16(2004)年度より順次、目標管理制度、職能資格制度、人事評価制度、能力開発制度及び賃金制度を中心とする専任事務職員対象の新人事制度を導入し、人事運営上の方針を明確化した。また、社会情勢の変化や職務の多様化により、本学園職員の就業形態も、契約職員、パート職員等、多様化が進んだことから、専任職員以外の人事制度について、平成 22(2010)年度から運用を開始している。

職員の能力と資質開発については、能力開発制度において定めており、その中心は OJT(On-the-Job Training)と教育訓練である。教育訓練においては、職務遂行能力の向上並びに必要性の再認識を目的として、管理職、指導職、一般職等の階層別研修を、定期的に外部から講師を招聘して実施している。

また、資質の向上及び生涯学習の一環としてより高い教養の修得を図ることを目的として、本学の講義の聴講研修を実施しており、その取扱いについては、「事務職員の大阪商業大学講義聴講研修取扱い規程」に定めている。平成 29(2017)年度から申込時期を後期に追加し、より受講しやすく整備した。

さらに、資質向上及びより高い教養と専門知識の修得を目指し、かつ、本学園の教育、研究活動の活性化に寄与することを目的として、現に従事する業務を続けながら本学大学院に進学することを認め、修学支援を行っている。その取扱いについては、「大阪商業大学大学院への本学園教職員の社会人入学に関する取扱い基準」に定めている。

図 4-3-1 人事制度フレームワーク



また、本学園としての職員の能力開発に係る各種取組みについては下記のとおり能力開発のツールとして職員通信教育講座や大学 SD フォーラムを開設している。大学 SD フォーラムとは外部機関が実施している研修セミナー群を指し、個人が費用を負担することなく参加できるものであり能力開発の一端を担っている。平成 25(2013)年度より受講対象者を明確にし、各種講座・フォーラムと職員に求められる能力要素との関連性をより分かり易く周知するよう検討準備を行い、より積極的に受講しやすい環境を整えた。

表 4-3-1 職員の能力開発に係る各種取組み実績者数 (学園主催) (人)

	講義聴講研修	教職員大学院進学	職員通信教育講座	大学 SD フォーラム
H25	5	5	14	67
H26	6	1	19	77
H27	4	0	20	52
H28	2	0	13	42
H29	5	1	9	55

さらに、大学としての職員の能力開発に係る独自の取組みは、事務局内の職員による部会組織を編成し、それぞれ活動を行っている。平成 29(2017)年度は SD・収支改善の 2 部会が活動を行った。このような部会活動自体が SD 活動を担うとともに、職員の資質・能力向上につながる機会を適切に提供している。

SD 部会は、夏期は「大阪商業大学における災害対策」をテーマに、事務局研修会を実施した。東大阪市西消防署所属の消防士 3 名の協力を得て、実践的な訓練の実施や、消防計画に基づいた自衛消防隊の意識を高め、災害時の役割分担の再確認を行った。冬期は勉強会として 4 つのテーマを設け、職員個々の知識・スキルの向上を図った (表 4

－3－2 参照)。

表 4－3－2 平成 29(2017)年度 事務局 SD 部会による研修会企画 (全職員対象)

区分	開催日	テーマ・内容等
夏期研修会	2017/8/25(金)	大阪商業大学における災害対策について ・避難誘導訓練 ・訓練実施結果検証
冬期勉強会	2018/2/8(木)、2/23(金)	公共学部公共学科開設直前 Q&A
	2018/1/23(火)、2/7(水)	成績通知書の見方
	2018/1/24(水)、2/13(火)	学生・保護者の相談・クレーム対応
	2018/1/18(木)、2/20(火)	ACTIS・ワークフレンドの活用方法

収支改善部会は、収支改善に関する意見交換および課題抽出を行い、対応策（業務効率化、経費削減、離学者通減、外部資金獲得等）の策定を行った。具体的には、「改革総合支援事業への採択に向けた取組み」、「新入生アンケート調査分析」、「広報」における SNS（ツイッター）対策」、「専任職員としての情報系スキルの確保」などである。

資料

- 4－3－1 学校法人谷岡学園及び設置学校事務組織規程
- 4－3－2 学校ビジョン（学校としてあるべき姿、ありたい姿）
- 4－3－3 平成 29 年度事業計画書（様式第 3 号）
- 4－3－4 平成 29 年度事業計画書
- 4－3－5 学校法人谷岡学園事務決裁規程
- 4－3－6 事務職員の大阪商業大学講義聴講研修取扱い規程
- 4－3－7 大阪商業大学大学院への本学園教職員の社会人入学に関する取扱い基準
- 4－3－8 平成 28 年度事務局部会活動について
- 4－3－9 平成 28 年度夏期事務局研修会について
- 4－3－10 平成 28 年度冬期事務局勉強会開催について
- 4－3－11 留学ハンドブック
- 4－3－12 SD に係る体制(案)

(3) 4－3 の改善・向上方策（将来計画）

専任職員においては、より公平で納得性のある処遇を行うべく、引き続き職員人事制度の特に目標管理制度・職能資格制度・賃金制度の改善に向けた検討を進めていく。

目標管理制度は能力開発のウェイトを拡げて充実化を図っていく。また、実施内容の振り返りと研修企画の組織的検証による階層別職員研修の計画的実施の継続、外部団体による研修会・講習等への積極的参加の推奨、及び通信教育等支援制度拡充を推進していく。

事務局部会活動は、事務局全体に関わる業務および課題について、課・室の垣根を越

えた横断的取組みとして活動しているが、これまでの活動を総括し、継続するか否かを検討する。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

文部科学省が示すガイドラインに沿った公的研究費の適正な運営・管理及び研究費の不正使用並びに研究活動における不正行為の疑いが生じた場合の対応も取り決めている。さらにコンプライアンス及び研究倫理に対する体制の確立と強化のため、研究活動管理・監査委員会を設置している。また、公正かつ独立した立場から遂行状況を検証・評価する監査室が設けられている。

■研究活動の運営・管理

専任教員の教育研究活動の拠点として研究室を設けている。研究室は主に研究棟、大学院施設のある 9 号館 2 階、体育担当者においては総合体育館 2 階に配置し、「大阪商業大学教員個人研究室の利用に関する取扱基準」に沿って 24 時間利用可能としている。

文部科学省が制定・改正した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に沿った公的研究費の適正な運営・管理及び研究費の不正使用並びに研究活動における不正行為の疑いが生じた場合の調査等に係る取り決めを定める目的で「大阪商業大学研究活動管理・監査委員会規程」、「大阪商業大学における公的研究費の運営・管理に関する規程」、「大阪商業大学研究活動の不正行為に係る調査等に関する規程」、「大阪商業大学科学研究費助成事業交付金取扱基準」を制定している。

さらに、平成 27(2015)年度より「大阪商業大学における研究者等の行動規範」、「研究活動の不正防止に関する基本方針（不正防止ポリシー）」、「大阪商業大学公的研究費不正防止計画」、「研究活動の不正にかかる相談及び通報窓口」、「公的研究費に関する相談窓口」を制定し公表している。また、公的研究費の執行にあたり、不正防止対策の理解や意識を高めるために、コンプライアンス教育を実施し、研究活動及び研究活動の支援に関わる者を対象に研究倫理教育を啓発・促進している。具体的には、新任教員には、「新任教員 FD 研修ならびに事務オリエンテーション」において、本学における研究不正に対する取組みを説明し、研究倫理教育関連書籍『科学の健全な発展のために一誠実な科学者の心得ー』及び『科学研究とデータのからくり 日本は不正が多すぎる！』を配付し、科学研究費助成事業採択者には、教員個々に科学研究費助成の取扱いについての説明を行った。また、科学研究費助成事業公募説明会【平成 29(2017)年 9 月 26、27 日】

開催時に応募についての説明とともに、研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止についての本学の取組みについて説明を行った。

また、コンプライアンス教育の一環として、平成 29(2017)年 10 月 4 日に外部講師によるコンプライアンス研修会を開催した。受講対象者を教員・研究員・大学院生・研究費関連の事務処理に関わる職員等 133 名とし、当日出席者 121 名、欠席者 12 名であった。研修会では、グループディスカッションを交えて意識向上に取組み、受講後、理解度確認書の提出を求め、受講者の受講内容の理解度を確認し、一覧表に取りまとめた。また、欠席者には研修会当日の VTR を視聴できる環境を整え、理解度確認書の提出も求めた。なお、出席者及び欠席者全員から誓約書の提出を義務付けた。

コンプライアンス研修会の開催内容は、本学ホームページを通じて一般に公開している。

■研究倫理の取組み

研究倫理教育、コンプライアンス教育として、対象者に対して 3 年に 1 回の間隔で研修機会を設けることとしている。平成 27(2015)年度に第 1 回研究倫理教育研修会を開催し、平成 30(2018)年度に第 2 回（「科学研究とデータのからくり」 本学学長谷岡一郎）を企画した。なお、実施年度以外は指定図書の通読や文部科学省、日本学術振興会等の研究公正ポータル等の教材や本学で以前に開催した研修会を教材として自己啓発することとしている。その教材を教員と職員において共に利用できる共有のフォルダに掲載し、容易に利用できる環境としている。

なお、受講者に対しては、年 1 回受講対象者全員に確認書の提出を義務付け、研究倫理に関する理解度を確認している。

さらに研究活動管理・監査委員会では、学部学生や大学院生に対する研究倫理教育の受講機会の提供及び対応方法を取り決めた。大学院生（博士後期課程）は、教職員と同様の教育内容としている。大学院生（修士課程、博士前期課程）においては、新入生に対し指導教員から、研究倫理教育関連資料『研究者のみなさまへ～責任ある研究活動を目指して～』【国立研究開発法人科学技術振興機構】を使用し教育を行い、在学生に対しては学内ポータルサイトを利用して『研究者のみなさまへ～責任ある研究活動を目指して～』の通読を促すこととした。また、学部学生の新入生はゼミナール I A・I B において、文章作成時、引用する場合の手順、レポートの一般的な決まりを説明し盗作がおこらないように注意を促している。また学部学生 of 在学生は、大学院生（修士課程、博士前期課程）と同様、学内ポータルサイトを利用して『研究者のみなさまへ～責任ある研究活動を目指して～』の通読を促すこととした。

■研究奨励の取組み

教員の学術研究活動を支援することを目的としてフリー研究費、研究用図書費、特別研究図書費及び新任教員には、就任年度に限り研究に要する環境整備に必要な図書、備品、・用品の購入の費用として研究環境整備費を設け、「教員個人研究費」として専任教員に配分している。なお、教育専任教員には教育活動及び授業運営を支援することを目的として、教育専任教員教育活動費を配分している。

教員の学術研究活動を促進し奨励する「研究奨励助成制度」、学術研究活動の成果をまとめ、学術図書として出版する場合には、その費用を助成することで研究成果の発表の促進と研究成果の普及を図っている。さらに本学の教育活動の質的向上・充実に図る様々な取組みを奨励・助成する「教育活動奨励助成制度」を設けている。

国際交流の進展に資することを目的として「海外研究員」を派遣する場合には、「大阪商業大学海外研究員規程」に基づいて派遣することとしている。また、学術の研究・調査のため国内の大学・研究所等に派遣する場合には、「大阪商業大学国内研究員規程」に基づき実施している。

学会の開催及びそれに付随する研究的行事を開催する場合においても、学会補助費の支給や、学内施設の使用を認めている。

これらの学内の助成制度の選考にあたっては、各規程を制定し教育・研究奨励選考委員会がピアレビューによる公正で透明性の高い審査・評価システムにより取り扱っている。

学外団体の研究助成事業に採択された場合には、フリー研究費又は研究図書費を増額支給する制度を設け、外部資金の獲得をつなげている。

文部科学省の科学研究費補助金については、研究代表者として 12 件の研究課題が採択され、研究分担者としては、累計 22 名が研究課題に携わった。また、西宮市からの受託研究として西宮市文化振興ビジョン策定支援業務の委託契約を締結し、最終成果物として西宮市文化振興ビジョン案と西宮ライブミュージックマップを納め、その取組みの評価はメディアでも取り上げられた。その他の学外団体研究助成においては、①東大阪市商店街活性化地域連携事業補助金「テーマ：商店街等における新規顧客や販路開拓」、②公益財団法人かんぽ財団調査研究助成「テーマ：介護保険者による認知症施策の新規導入に関する研究」、③一般社団法人日本経営協会経営科学研究奨励金「テーマ：AI（人工知能）の弱点を考慮した次世代における組織構造の適応に関する研究」が採択され研究を遂行した。

資料

- 4-4-1 大阪商業大学教員個人研究室の利用に関する取扱基準
- 4-4-2 大阪商業大学研究活動管理・監査委員会規程
- 4-4-3 大阪商業大学における公的研究費の運営・管理に関する規程
- 4-4-4 大阪商業大学研究活動の不正行為に係る調査等に関する規程
- 4-4-5 大阪商業大学科学研究費助成事業交付金取扱基準
- 4-4-6 大阪商業大学における研究者等の行動規範
- 4-4-7 研究活動の不正防止に関する基本方針（不正防止ポリシー）
- 4-4-8 大阪商業大学公的研究費不正防止計画
- 4-4-9 不正防止に対する取り組み
- 4-4-10 科学の健全な発展のために＝誠実な科学者の心得＝
- 4-4-11 科学研究とデータのからくり 日本は不正が多すぎる！
- 4-4-12 平成 30 年度科学研究費助成事業公募説明会

- 4-4-13 平成 29 年度コンプライアンス研修会実施報告
 - 4-4-14 コンプライアンス研理解度確認
 - 4-4-15 【教員用】誓約書、【職員用】誓約書
 - 4-4-16 平成 29 年度コンプライアンス研修会を開催しました
 - 4-4-17 平成 27 年度研究倫理教育研修会
 - 4-4-18 大阪商業大学教員個人研究費（フリー研究費）支出報告書
 - 4-4-19 学生に対する研究倫理教育実施要項
 - 4-4-20 大阪商業大学教員個人研究費規程
 - 4-4-21 大阪商業大学研究奨励規程
 - 4-4-22 大阪商業大学教育活動奨励助成制度に関する規程
 - 4-4-23 大阪商業大学海外研究員規程
 - 4-4-24 大阪商業大学国内研究員規程
 - 4-4-25 大阪商業大学学会開催取扱要領
 - 4-4-26 平成 29 年度大阪商業大学科学研究助成事業実績報告
 - 4-4-27 「西宮市文化振興ビジョン策定支援業務」実施業務報告の承認について
(通知)
 - 4-4-28 学外団体研究助成への申請・採択状況について（平成 29 年度前期）
-

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

常に公正で透明性の高い環境づくりと適正な情報公表を継続するとともに、情報公表方法と研究者への情報伝達方法について工夫・改善を行っていくこととする。

【基準 4 の自己評価】

本学学長は本学園の理事長も務めていること、本学副学長は本学園理事、本学事務局長は評議員に選任されている。従って管理部門と大学における教学部門は常に適切な連携を取りながら運営している。

大学の課題及び取組みは、大学の各種委員会、「学部連絡会議」、「大学運営協議会」において検討のうえ「大学教授会」に諮られ、審議・承認された後、「理事会」に上程している。

本学における教育課程を遂行するうえで、必要な教員数を適切に配置している。専任・兼任、年齢構成においても偏りなく配置している。教員の採用・昇任に関しては、「大阪商業大学教員資格審査規程」、「大阪商業大学教員資格審査規程施行細則」に基づき適切に運用し教育研究水準の維持・向上を図るに相応しい人材の採用を行っている。教員 1 人あたりの担当授業時間数においては、教員間の差異が大きくなるよう調整を行っている。

本学の事務組織及び業務分掌については、「学校法人谷岡学園及び設置学校事務組織規程」に定め教員組織と密接に連携し、教育研究活動の質的向上に努めている。

職員の人事管理については、学園全体としての中長期的な人事戦略に基づいて実施しており、適正な人材配置となっている。また目標管理制度、職能資格制度、人事評価制度、能力開発制度及び賃金制度を中心とする人事制度は、円滑に運用している。

職員の資質向上については、階層別職員研修によって職能資格制度と対応した能力の開発に成果を上げている。さらに、本学が開講する講義科目の聴講、本学大学院へ入学した場合の修学支援、職員通信教育講座、SD フォーラム等を通して、職員がより高い教養と専門的知識を得る機会を提供している。

本学における公正な研究活動を推進し、研究活動上の不正防止を図るため、研究活動管理・監査委員会が内部監査（通常監査・特別監査）を継続的に行い、その結果を委員会や教授会へ報告し、教職員への周知を図り、各自への認識につなげている。また、年度末には、当年度の振り返りと翌年度の計画を立て、研究活動の活性化と委員会の自己点検・評価を実施し、問題点の把握・認識と研究活動に対する適切な指導と提案を行っている。

以上のことから、基準4の評価の視点を満たしている。

基準 5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■組織倫理と法令遵守

本学園の建学の理念及び「建学の理念を支える 4 つの柱」を本学園の使命・目的を端的に表現した言葉であると認識し、教職員が基本とすべき活動指針として、使命・目的の実現に向けて継続的な努力を行っている。

組織の倫理・規律を確立する規程として、「学校法人谷岡学園大阪商業大学就業規則」において服務の基本原則を定め、教職員は就業規則に基づき業務を遂行するとともに、学園全体の CS（顧客満足）理念及び行動指針に沿って、本学園に関わる全てのステークホルダーの満足を実現できるように取り組んでいる。就業規則については、関係法令改正への対応及び教職員健康管理体制の明確化を目的として、社会変化に即応したものとすべく、平成 29(2017)年に改正した。

経営の規律と誠実性の維持については、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の関係法令を遵守し、質の保証を担保するために適宜対応を行っている。

法令に基づき対応した案件については、規程改正や学園情報誌に掲載するなど速やかに開示し周知を図っている。

経営の規律としての組織倫理、危機管理に関する規程の認識の共有化を図るため、諸規程等は Web 上で容易に確認できる。

また、経営管理体制及びコンプライアンス体制の確立と強化のため、公正かつ独立した立場で、経営諸活動の遂行状況を検証・評価する監査室を本学園に設置している。

■人権と安全及び危機管理

個人情報保護については、「大阪商業大学個人情報保護委員会」を設け、「学校法人谷岡学園個人情報取扱規程」、「大阪商業大学個人情報保護取扱規程」、「大阪商業大学個人情報取扱規程細則」、「大阪商業大学個人情報適正管理規程」を制定している。

個人情報に関する事項については、本学の各委員会等から検討要請があった場合は速やかに委員会を開催し、審議、対処する体制を構築している。また、事務局においては、各課室からの確認事項を「事務局会議」あるいは担当者会議で精査したうえで、最終的に「個人情報保護委員会」へ上程するよう徹底している。

個人情報の保護について、「大学教授会」において注意を喚起している。

また、学校法人の業務に関し、法令や諸規程に違反する行為を教職員等が発見した場

合、公益通報者保護法に基づく公益通報制度がある。監査室と外部の弁護士を通報の受付・相談窓口として、法令に定める教職員等以外に、学生及び保護者からの通報も受け付け、教職員と同様に通報したことを理由として不利益にならないよう配慮している。

人権への配慮については、「学校法人谷岡学園セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止に関する規程」を制定し、ハラスメント行為の防止及び相談窓口の設置、事案発生時の対応等について適切に管理運営している。また、定期的な研修会開催、啓発活動等の準備を進めている。

環境保全に関しては、エネルギー使用の合理化等に関する法律によって、平成22(2010)年度から本学園が特定事業者〔事業者全体で年間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して 1500kl 以上超えている事業者〕として指定されているため、毎年7月末日までに同法で定められている定期報告書を経済産業省と大阪府に提出している。省エネルギーの目安は、5年間で年平均1%の削減としており、設置校へは、前年度の電気、ガス、ガソリンの使用実績及び省エネルギーにつながる取組み（クールビズ、ウォームビズの実施、休憩時の電気の消灯、空調の温度管理等）に関して協力依頼を行い、一体となって省エネルギー対策に取り組んでいる。

人権問題に関しては、「人権問題委員会」の委員が学外での研修会等に参加するなど、人権問題の研鑽、情報収集に努めている。

ハラスメント防止については、「ハラスメント防止委員会」を設け、「ハラスメント防止委員会規程」を制定している。また、キャンパスガイド、大学生生活ハンドブックには、ハラスメント行為に係る詳細を掲載し、注意喚起を行うとともに、「ハラスメント防止カード」を作成し、学生・教職員に配付しハラスメントの防止に努めている。このカードには、学内相談窓口の他、担当教員（委員長）へのホットラインを記載している。また、事案が発生した場合に具体的対処を行う組織を設けることを規程化した「ハラスメント調査委員会規程」を平成23(2011)年度から制定し、施行している。

ハラスメントに係る規程の制定、改正や、ハラスメント防止カードは全学生、教職員に周知させており、「ハラスメント防止委員会」も適切に開催していることから、ハラスメントに係る取組みは全学的に周知されていると評価できる。

大学院生については、主として各研究指導担当教員が学生の意見を汲み上げ、事務局と連携を図りながら対応している。なかでも重要な案件については、「大学院教授会」の審議をもって、適切な対応方法を決定している。

電子情報機器の利用においては、「大阪商業大学一般事務用クライアントパソコンの利用に関する規程」を制定し、学内における電子情報処理のネットワークの運用体制及び利用者が守るべき基本的な事項を定め、不測の事態に備えて定めている。

危機管理については、「学校法人谷岡学園緊急事案処理対策本部設置規程」を基軸とした「危機管理マニュアル」や「大阪商業大学消防計画」、「大阪商業大学ユニバーシティ・コモンズ消防計画」、「大阪商業大学学術センター消防計画」、「大阪商業大学学生会館消防計画」を整備し、学園各設置校に所属する、園児・生徒・学生・教職員の安全を守るための対応・体制（危機管理）を整えている。

なお、本学園は法律事務所と法律顧問契約を締結し、学園が行う契約その他法律相談、さらには法令・判例等の情報の提供等を受けている

平成 29(2017)年度に、夏期事務局研修会において、本学の防災対策の現状と自衛消防隊の説明を講義形式で行い、その後防災訓練の実践的な取組みと災害時の避難・誘導模擬訓練、水消火器を使用した消火訓練を行った。その際、近隣の消防署の消防士の監修のもと、検証・評価をしていただき、職員の防災への意識、理解、非常時の役割分担を再認識した。

本学では、正門、北門及びリアクト 1 階に警備員が駐在し、24 時間警備体制で安全対策に努めている。機械警備も導入し各施設の出入口には、入退館システムを設置し、また構内の特定の場所に防犯カメラを設置している。そして、多目的トイレや車椅子対応のエレベーターを設置する等、バリアフリー化もすすめている。さらに、エレベーターは遠隔監視し、安全性を高めている。

この他、本学では、学内 5 箇所に AED を設置し、また、学外の「関屋グラウンド」、「S-dorm」や「学生会館」にも AED を設置している。AED の設置に際しては、教職員や学生を対象とした使用講習会を実施し、安全性の確保・向上に努めている。

以上のように、防犯のための警備体制や施設における警備システムは、適切に機能し、整備されていると評価している。災害対策面での施設の安全性確保に向けた取組みも順次行っている。

また教職員の安全衛生、労働災害防止のため「衛生委員会」を設置・開催し、教職員の健康障害防止及び健康の保持増進に関する審議、提案、注意喚起を行っており、衛生委員会の委員全員による職場巡視も行っている。

本学の社会的機関としての組織倫理に関する規程の制定及び運営については、服務規律、ハラスメント防止、人権問題等に関連する事項を規程化することに加え、必要に応じた改正を行っていることから、適切に対応できていると評価している。

■教育情報の公表

学校教育施行規則第 172 条の 2 に基づき、本学の教育研究活動等の状況についての情報を広く大学ホームページ上で公表を行っている（表 5-1-1 参照）。

表 5-1-1 教育情報公表項目

公表の項目	大学ホームページの「教育情報の公表」における公表の内容
大学の教育研究上の目的に関すること	建学の理念 大学(学部学科)及び大学院(研究科)ごとの教育研究目的
教育研究上の基本組織に関すること	学内組織図
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	全学の教員組織 専任教員の学部 研究科ごとの年齢別の構成 男女別の構成 学内委員会組織 教員紹介(大学)、(大学院)
入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	入学者に関する受入方針(経済学部経済学科、総合経営学部経営学科、商学科、公共学部公共学科、地域政策学研究科地域経済政策専攻、経営革新専攻) 学生の状況(入学定員、入学者数、収容定員、在籍者数、卒業者数及び就職・進学状況)

授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	大商大の学び カリキュラム(時間割・授業科目表) 4年間の学習(経済学部経済学科、総合経営学部経営学科、商学科、公共学部公共学科) 大学院カリキュラムの仕組み 地域経済政策専攻講義科目表 経営革新専攻講義科目表 シラバス検索
学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定にあたっての基準に関すること	成績評価基準 年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数) 科目区分別卒業(修了)必要単位数→履修モデル(経済学部経済学科、総合経営学部経営学科、商学科、公共学部公共学科) 学位授与→経済学部経済学科 学士(経済学)、総合経営学部経営学科 学士(経営学)、商学科 学士(商学)、公共学部公共学科 学士(経営学)、地域政策学研究科 地域経済政策専攻(博士前期課程) 修士(地域政策学)、(博士後期課程) 博士(地域政策学)、経営革新専攻(修士課程) 修士(経営学)
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	校地、校舎等の面積 交通アクセス キャンパスマップ 大阪商業大学スポーツセンター 大阪商業大学図書館
授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること	学費
大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	就業力教育(就業力支援の主な取組み、就業力を磨く場の提供) 学修支援センター オフィスアワー制度 総合交流センター キャリアサポート(キャリアサポート室、就職支援プログラム、就職に向けて就業教育の流れ、資格取得、就職実績) 保健室 学生相談室 障がいのある学生への支援 奨学金・授業料減免制度 医療給付・短期貸与制度 旅行費用補助制度 一人暮らし支援 アルバイト紹介システム 留学生支援チューター制度

■財務情報の公表

財務情報の公表については、私立学校法第47条第2項に基づき、資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表の財務3表に加え、財産目録及び事業報告書、監事の監査報告書を各キャンパスへ備え置き、利害関係者への閲覧に供するとともに、学園ホームページ上で公開している。また、学園広報誌「楽人」に財務3表を公開している。本学は、大学ホームページの「情報公表」内に本学園ホームページ「学校法人谷岡学園事業報告・財務状況」とリンク設定による情報共有を図り、財務情報を適切に公表している。

資料

- 5-1-1 学校法人谷岡学園大阪商業大学就業規則
- 5-1-2 学園ホームページ (CS 理念・方針)
- 5-1-3 学園広報誌「楽人」46号 (監査室 pp.7-8)
- 5-1-4 個人情報保護方針 (大学ホームページ)
- 5-1-5 学校法人谷岡学園個人情報取扱規程
- 5-1-6 大阪商業大学個人情報保護委員会規程

- 5-1-7 大阪商業大学個人情報取扱規程
 - 5-1-8 大阪商業大学個人情報取扱規程細則
 - 5-1-9 大阪商業大学個人情報適正管理規程
 - 5-1-10 キャンパスガイド 2017 (個人情報の取り扱い p.30)
 - 5-1-11 学校法人谷岡学園公益通報に関する規程
 - 5-1-12 谷岡学園ホームページ (公益通報・相談窓口)
 - 5-1-13 学校法人谷岡学園セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止に関する規程
 - 5-1-14 大阪商業大学人権問題委員会規程
 - 5-1-15 大阪商業大学衛生委員会規程
 - 5-1-16 危機管理マニュアル (大阪商業大学用)
 - 5-1-17 情報公表 (大阪商業大学ホームページ)
 - 5-1-18 情報公開 (谷岡学園ホームページ)
 - 5-1-19 学園広報誌「楽人」61号
 - 5-1-20 大阪商業大学消防計画
 - 5-1-21 大阪商業大学ユニバーシティ・commons消防計画
 - 5-1-22 大阪商業大学学術センター消防計画
 - 5-1-23 大阪商業大学学生会館消防計画
-

(3) 5-1 の改善・向上方策 (将来計画)

経営の規律と誠実性の維持については、引き続き学校教育法、私立学校法、大学設置基準、大学院設置基準、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の関係法令を遵守し、速やかな対応を行う。また、学園の使命・目的を実現するための継続的な努力を行っていく。

教職員は、本学園が展開する CS 活動に対し認識・理解を深めるとともに、帰属意識の向上をめざす。

また社会的機関として必要な組織倫理・規則を維持、人権及び安全に対する配慮を怠ることのないよう法令等の改正に適宜対応するとともに、教職員への更なる情報提供、啓発活動に取り組む。

危機管理において、法令の遵守はもとより、学内規定を遵守し、適正に運営するとともに、環境面では、安心・安全な施設・設備のための必要な改修の促進、防犯カメラの設置を補強、死角をなくし、より安全なキャンパス構築を恒常的に推進していく。衛生委員会においては今後も、職場巡視を行い、就業環境の改善を進めていく。個人情報保護については、教職員に対して継続的に注意喚起することが必要であり、法令等の改正に対応し、研修会等を通じて教職員に適切に周知させていく。危機管理のさらなる充実、および不測の事態に対応するため、マニュアルの策定・周知に取り組むほか、防災意識の啓発のため、学生・教職員が参加できる防災訓練の実施を検討していく。環境保全に関しては消費電力の低減等について常に検証を行い、エネルギー使用の合理化等に関する法律に基づく特定事業者として省エネルギー対策にも積極的に取り組む。

本学のステークホルダーのために、常に適切な情報公表を継続するとともに、情報公

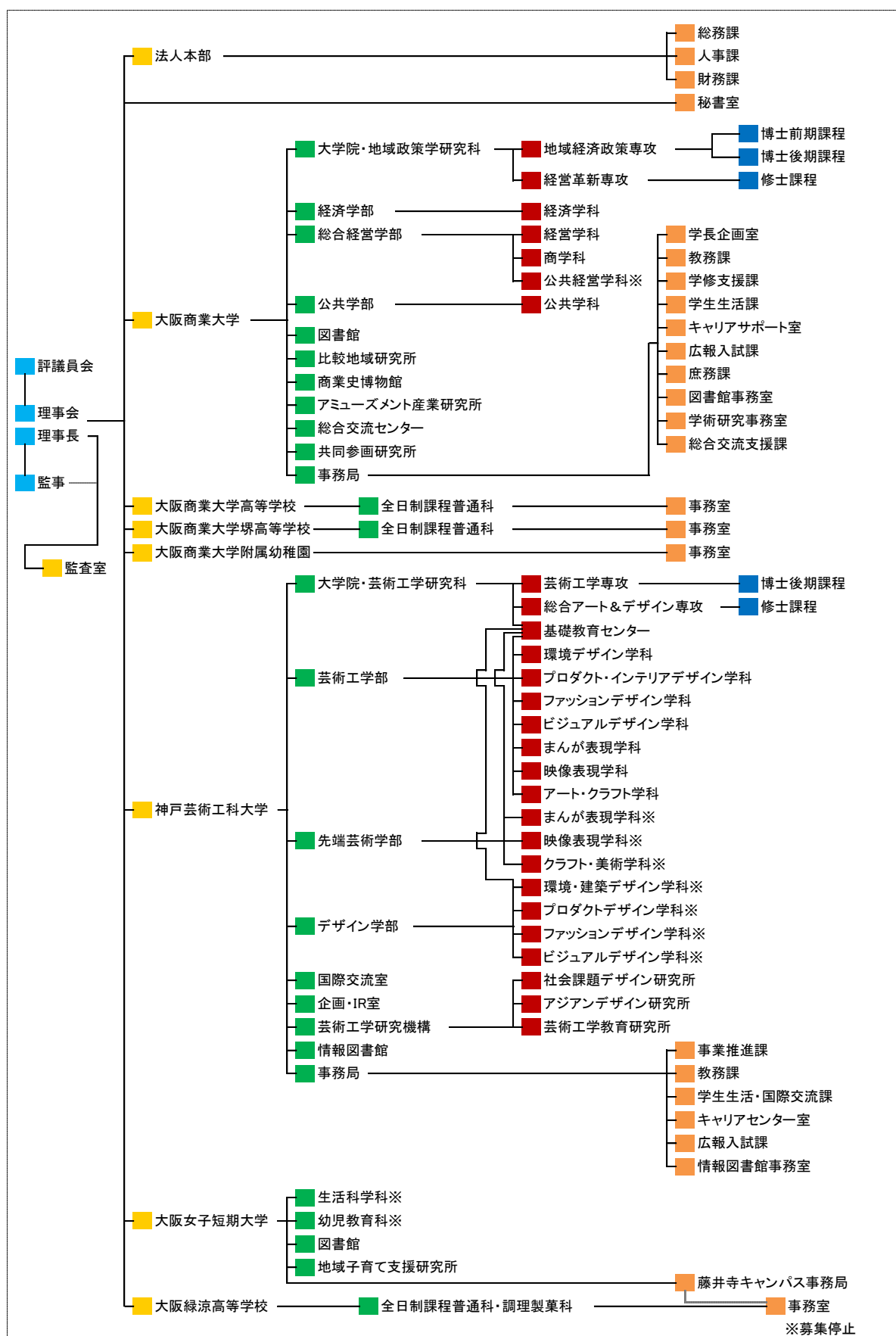
表方法について工夫・改善を行っていく。

財務情報の公表については、私立学校法第 47 条第 2 項に準拠し情報公表を行っているが、経営の透明性を確保する観点から、学校法人会計基準の仕組みに必ずしも精通していないステークホルダーが理解できるよう今後も改善していく。学園広報誌「楽人」の事業計画号や事業報告号については、分かりやすく見やすい視点から今後も掲載方法を工夫していく。

ハラスメント防止については、昨今の多様化するハラスメントの事態把握に努め、防止について大学として定期的・継続的に教育に取り組む必要があるため、状況に応じた説明会や研修会の実施及び情報発信、提供に努めていく。

図 5-1-1 学校法人谷岡学園機構図

平成 30(2018)年 5 月 1 日現在



5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■意思決定の体制と整備

本学園では、最高意思決定機関として「理事会」及びその諮問機関である「評議員会」を設けており、「学校法人谷岡学園寄附行為」に基づく管理運営を行っている。各種の審議事項は、必要に応じ「大学（院）教授会」の議又は学長の決定を経た後、「評議員会」で審議・諮問され、最終的に「理事会」に上程される体制を取っている。

「理事会」での審議・報告については、事務担当者からの説明後、担当理事・担当評議員からも詳細な説明を求め、意見聴取することでさらに内容の理解を深めている。

重要事案については、適宜、理事会メンバーから委員を選出し、委員会を設置している。委員に理事を選出することで「理事会」・「評議員会」においてより適切な判断ができるよう対応を行っている。

「理事会」、「評議員会」の構成員として、本学学長は、本学園の理事長も務め、本学副学長は本学園の理事に、その他、各設置校の長及び事務局長が評議員に就任している。管理部門と教学部門が適切に意思疎通を図り、共通認識のもと迅速な決定が行える体制にある。また、役員には、学外者で豊富な社会経験を積んだ有識者が就任している。

なお、理事の互選をもって理事長を選出するが、理事長は、必要に応じて専務理事、常務理事及び事業理事を指名することができる。また、「学校法人谷岡学園寄附行為」第8条に「理事長の職務の代理又は代行」に係る条文を設け、専務理事、常務理事、予め「理事会」において定めた順位の理事の順で、理事長職の代理、代行を行うこととし、万一の際にも法人業務に支障を来たさぬよう万全を期している。

(ア)役員定数

本学園の役員定数は、寄附行為により、理事8人以上9人以内、監事は2人以上3人以内と規定され、その構成は、表5-2-1のとおりであり、寄附行為の規定に基づき適切に選任されている。

表 5-2-1 役員構成（平成 29(2017)年 5 月 1 日現在）

役員の種類	選任条項	定 員	現 員
理 事	第 6 条第 1 項第 1 号（創立者縁故者）	1 人	1 人
	第 6 条第 1 項第 2 号（設置学校長）	2 人以上 3 人以内	2 人
	第 6 条第 1 項第 3 号（評議員）	4 人	4 人
	第 6 条第 1 項第 4 号（学識経験者）	2 人以内	1 人
監 事	第 10 条第 1 項	2 人以上 3 人以内	2 人

上記のとおり、選任条項ごとに見ても欠員はなく、適正な状態にあると言える。

(イ)理事会開催状況

本学園の「理事会」は、「学校法人谷岡学園寄附行為」第 13 条第 3 項において、「3 月及び 5 月並びに必要な場合理事長が招集する。」としており、特に急を要する案件がない場合には、それに従い 3 月、5 月を含め、概ね 2 ヶ月に 1 回程度の割合で開催している。

なお、平成 28(2016)年度中に開催された「理事会」における役員の出欠状況は、表 5-2-2 のとおりである。

表 5-2-2 理事会出欠状況

開催日	理事出欠状況	監事出欠状況
平成 29(2017)年 5 月 26 日	出席 7 人 欠席 1 人 (委任) 1 人	出席 2 人 欠席 0 人
平成 29(2017)年 7 月 24 日	出席 8 人 欠席 0 人	出席 2 人 欠席 0 人
平成 29(2017)年 9 月 25 日	出席 8 人 欠席 0 人	出席 2 人 欠席 0 人
平成 29(2017)年 12 月 25 日	出席 8 人 欠席 0 人	出席 2 人 欠席 0 人
平成 30(2018)年 1 月 29 日	出席 7 人 欠席 1 人 (委任) 1 人	出席 2 人 欠席 0 人
平成 30(2018)年 3 月 23 日	出席 6 人 欠席 2 人 (委任) 2 人	出席 1 人 欠席 1 人

上記のとおり、「理事会」の理事の出席率は高く、監事も毎回出席し、学園の最高意思決定機関として機能している。また、理事から予め欠席の意思表示のあった場合には、「学校法人谷岡学園寄附行為」第 14 条第 3 項の定めに従い、本学園理事を代理とする委任状をもって決議に加わることができるが、当該委任状の形式は、議案ごとにその概要を示し、それぞれに賛否の意思表示が可能なものを使用している。

資料

5-2-1 学校法人谷岡学園寄附行為

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、学外者の役員から積極的に意見を聴取し、学園運営に活用するとともに、学園全体にとって有益な意思決定が迅速に行えるように、管理部門と教学部門のコミュニケーションを重視した理事会運営を行う。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■意思決定の円滑化

本学園においては、「理事会」と各設置校の教学組織との意思疎通を図ること及び各設置校の校務運営に関する連絡調整を行うことを目的として、原則として年 2 回（7 月、12 月）「設置学校長会」を開催している。

同会は、理事長、学校長・園長、法人本部長を構成員とする他、「理事長の指示により、必要に応じて他の者の出席を求める」との規定に基づき、オブザーバーとして理事、監事、評議員、顧問、副学長、副校長、教頭、事務（局）長、事務局次長、法人本部・監査室・秘書室各課室長が出席している。各設置校からの校務報告を聴取、意見交換をする他、校務等に関する協議を設置校相互に行っており、十分な意思疎通を図っている。なお、本学園では、「評議員会」において役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴するため、職制のうち特に学校管理の職に就く者を理事長から「理事会」へ評議員候補者として推薦することとしており、現在幼稚園を含め全設置校の長及び事務局長が評議員に就任している。これにより、管理組織と教学部門とが円滑な関係を保ち、学園の経営方針を現場の活動に直結させる仕組みが構築されている。さらに、法人本部と各設置校事務（局）長との懇談会として、「設置校実務運営懇談会」及び「金曜懇談会」を開催している。「設置校実務運営懇談会」は、理事長も含み、主に設置大学における短期（中期）事業計画に関する情報交換等を年２回定期的に行っている。「金曜懇談会」は、法人本部長・本部長補佐、法人本部・監査室・秘書室各課室長と各設置大学及び高等学校の事務（局）長で構成され、月次の事業活動報告や関連する課題を共有し、意見交換を毎月行っている。

また、これらの会議体以外においても、将来構想に関わる案件、各種制度の確立に係る案件などは委員会の設置やタイムリーに打合せの場を設け意見交換を行っている。このように各設置校担当課室と法人本部は日頃から密に協議・打合せを行っており、管理部門と各設置校における教学部門の連携強化も常に図っている。

■ガバナンスの機能性

「学校法人谷岡学園寄附行為」に基づき、本学園の意思決定機関である「理事会」とその諮問機関である「評議員会」は適切に機能している。毎年度の予算計画及び事業計画は、私立学校法第 42 条に基づき、「評議員会」で諮問され、「理事会」の決議を経て決定している。決算及び事業実績は、私立学校法第 46 条に基づき、「理事会」の承認後、「評議員会」に報告し、意見を求めている。

平成 29(2017)年度中に開催された「評議員会」における評議員、監事の出欠状況は、表 5-3-1 のとおりである。

表 5-3-1 評議員会出欠状況

開催日	評議員出欠状況	監事出欠状況
平成 29(2017)年 5 月 26 日	出席 18 人 欠席 3 人 (委任) 3 人	出席 2 人 欠席 0 人
平成 29(2017)年 7 月 24 日	出席 18 人 欠席 3 人	出席 2 人 欠席 0 人
平成 29(2017)年 9 月 25 日	出席 20 人 欠席 1 人	出席 2 人 欠席 0 人
平成 29(2017)年 12 月 25 日	出席 21 人 欠席 0 人	出席 2 人 欠席 0 人
平成 30(2018)年 1 月 29 日	出席 19 人 欠席 2 人 (委任) 2 人	出席 2 人 欠席 0 人
平成 30(2018)年 3 月 23 日	出席 17 人 欠席 4 人 (委任) 4 人	出席 1 人 欠席 1 人

※平成 29(2017)年 7 月 24 日と平成 29(2017)年 9 月 25 日開催の評議員会は、審議・

諮問案件がなかったため、委任事項はない。

監事は、「学校法人谷岡学園寄附行為」第 10 条に基づき、「理事会」において選出した候補者の中から、「評議員会」の同意を得て理事長が選任している。監事は、企業経営者や税務に携わった十分な経験を有する者を選任している。

監事は、監査法人及び監査室と連携を図りながら、学園の業務監査及び財産状況の監査を実施している。具体的には、法人の業務及び役員の業務執行の監査を効果的に行うため、「評議員会」、「理事会」及び「設置学校長会」等の学園主催の会議へ出席するとともに、平成 29(2017)年度は 12 月に理事長及び法人本部長への学校運営に関する懇談会形式のヒアリングを監査法人も同席のもとで実施した。

監事は、学園の主要会議等への出席や内部監査への同席により、学校法人の業務及び財産状況を的確に把握したうえで、監査結果を「理事会」及び「評議員会」において報告している。

本学の副学長、学部長、学科主任は、本学が設置する各種委員会や各教員からの意見・要望・提案等を「学部連絡会議」において検討している。また、案件によっては、必要に応じて「学部連絡会議」が法人本部と調整を図り検討している。検討の結果については、「大学教授会」において報告し、大学運営の改善に反映させている。

■リーダーシップと運営

本学学長は、本学園の理事長も務めている。また、本学副学長は本学園の理事に、事務局長は評議員に選任されているため、管理部門と教学部門は常に適切な連携を図りながら運営されており、学長（理事長）によるリーダーシップが発揮されている。

また、学園ホームページの教職員向けページに「理事長への提案箱」を設け、学園の発展のために、教育研究活動や様々な業務に関して、教職員が自らのアイディアや提案を、直接理事長へ届けることができるボトムアップの仕組みが構築されている。

■事務組織と執行体制

本学園では、事務の組織及び分掌について「学校法人谷岡学園及び設置学校事務組織規程」によって定めており、本学園が設置する学校の事務統括並びに調整を行う法人本部、大学運営のための事務処理を行う大学事務局を置いている。

学園においては秘書室、理事長直轄の組織として監査室、法人本部に総務課、人事課、財務課を、また大学事務局に 10 課室を置き、それぞれの業務に必要な人員を配置している。

■事務組織の管理と機能

本学は大学設置基準第 41 条に基づき、適切な事務組織を設けている。平成 30(2018)年度より開設することとした共同参画研究所の事務所管は、総合交流支援課が担うこととした。また、大阪女子短期大学が長年にわたって努めてきた「子育て支援」（地域子育て研究所）を、本研究所の取組みとして受け入れることから、藤井寺キャンパス交流センターの設置を企図した。

本学園では、全ての設置校の教育研究活動等の事業を着実に遂行するために事業計画制度を設けている。事業計画制度は、設置校ごとに学校ビジョン（学校としてあるべき姿、ありたい姿）を盛り込んだ『中長期事業計画書』及び単年度の『事業計画書』を毎年度 10 月末に提出し、法人本部との協議、予算検討委員会に諮られている。最終的には、3 月に「評議員会」の意見を聴き、「理事会」の決議を経て、次年度の事業計画及び予算を決定している。

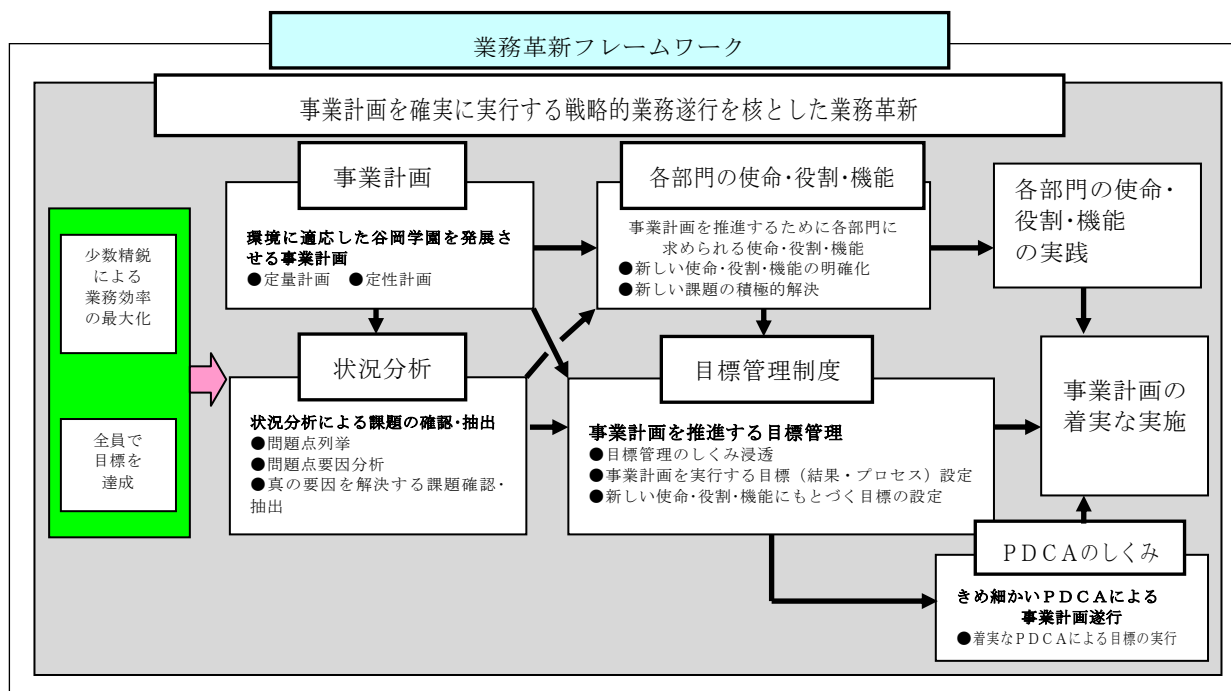
事業計画制度は、学園経営の財務運営及び財政基盤確立の重要な指標となり、また、職員人事制度の一つである目標管理制度とも密接に関連している。

学園全体の事業計画を達成するために、各設置校各課室の目標・使命・役割に応じた目標を定め、その目標が所属する構成員の目標へもつながり実行されている。事業計画が円滑かつ適正で効率的に遂行される仕組みである。

「理事会」で承認された事業計画を各設置校が実施する際は、「学校法人谷岡学園事務決裁規程」に基づき実行される。事業規模により理事長の事務決裁の権限の一部を法人本部長、大学事務局長に委譲するなど適切な権限委譲を行い、事務処理の円滑化を図り業務遂行における責任体制の確立を図っている。

平成 29(2017)年度は稟議書作成ガイドラインを改正し、学内ルールに則った適切な事務手続きを推進するなど定期的に見直しを行っている。また Web 決裁システムを導入し、インターネット環境で各学舎とネットワークを通じて処理ができる仕組みとなっている。Web 決裁システムについては、定期的に見直し、必要に応じカスタマイズを行っている。

図 5-3-2 業務革新フレームワーク



資料

- 5-3-1 学校法人谷岡学園設置学校長会要領
 - 5-3-2 学校法人谷岡学園寄附行為
 - 5-3-3 学校法人谷岡学園監事監査規程
 - 5-3-4 平成 29 年度学校法人谷岡学園監事活動記録
 - 5-3-5 理事長への提案箱（学園ホームページ<教職員専用>）
-

（3）5-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学園では、「設置学校長会」、「設置校実務運営懇談会」、「金曜懇談会」等の様々な機会を通して、日頃より管理部門と教学部門の緊密な連携を図っている。今後もより一層の相互理解と連携強化が図れるようにこの取組みを推進し、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営を持続する。

事業計画制度において、安定的な学園運営が行えるよう、制度の検証を行う。特に予算計画と事業計画が乖離しないよう、設置校の収支バランスを見つつ学園全体の将来構想及び中長期計画のビジョンをより明確にする。また事業計画の実施において、施設設備改修工事については、優先順位をつけるとともに、CS につながるよう、専門家の意見も聞き、時代に適した改修工事が実行できるよう改善する。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

（1）5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

（2）5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■計画に基づく財務運営

本学園の予算編成方針のもと、本学では各課室の予算計画に基づき、中長期及び単年度事業・予算計画を策定し、法人本部で集約し、本学園の「評議員会」に諮問され、「理事会」の決議を経て決定される。

学園全体の財務計画については、学園各設置校の中長期事業計画並びに単年度事業・予算計画に連動し、「学校法人谷岡学園予算編成規程」に規定する「予算検討委員会」において検討している。「予算検討委員会」では、将来的な財政基盤安定化に向けて、教育研究活動と学生・生徒・園児支援を着実に実行するための財政基盤作りと、施設設備投資の財源を確保することを重視し、中期的な収支予測や収支バランスを保つための具体的目標を定め、収支規模に応じた予算編成方針を策定する。その予算編成方針は、理事長を含む法人本部を中心として協議・検討したうえ決定し、各設置校へ示している。

財務計画については、計画の進行状況・社会環境の変化等を鑑み、定期的に見直しを図っている。

■財務基盤と収支バランス

財務基盤の確立や収支バランスにおいては、収支構造が安定していることが最も重要であり、本学においても中長期事業計画・単年度事業計画・予算計画とともに収支見通しを検証し、収支構造を可能な限り改善する努力を行っている。

本学において外部資金の導入として受託研究の受入れ並びに事業収入としての施設利用料の拡大に取り組んでいる。特に、学外団体に対する施設貸出では、年間 4,400 万円以上の収入があり、さらに拡大させるための施策を展開中である。

科学研究費補助金については、積極的な申請に繋がるよう採択に向けた教員対象の説明会も開催している。

平成 29(2017)年度の事業活動収支差額比率は、大学部門においては 10.6%、学校法人全体では -0.3%となっており、学校法人全体で安定推移している状況である。人件費比率では、大学部門においては 48.0%、学校法人全体では 60.9%となっている。

収入面において、学生生徒納付金収入は安定した状況であり、教育研究環境の向上にむけた事業の具現化を着実に図っていくことが可能な状態となっている。

教育研究経費は、学校法人全体で一定の比率を保っており、学生支援体制を構築・推進するなど、教育活動を充実させるために増加傾向となっている。

また、各種引当金等についても適切に留保し、財政基盤は安定している。

資料

- 5-4-1 平成 29 年度事業計画書
 - 5-4-2 平成 29 年度事業計画（様式第 3 号）
 - 5-4-3 学校法人谷岡学園予算編成規程
 - 5-4-4 学校法人谷岡学園資金運用規程
 - 5-4-5 資金収支内訳表・消費収支内訳表・貸借対照表（過去 5 年間）
 - 5-4-6 資金収支予算書（一次補正）・消費収支予算書（一次補正）
 - 5-4-7 計算書類・財産目録・監査報告書（平成 29 年度）
-

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後さらに教育研究水準を維持・向上させていくために、中長期事業・財務計画を継続的に検討・立案・見直し・評価する体制を強化する。

公共学部を設置による収容定員の増加によって、より安定した入学者確保に努め、将来を見据えた中長期的視点にたち、将来構想計画の状況を見極めつつ、人件費比率の抑制、事業活動収支差額比率の向上を目指し、さらなる安定した財政基盤の確立を図ることとしている。また、施設・設備の拡充並びに維持・改修に向けた中長期計画を実施していくために資金留保の充実を図る。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■会計処理

本学園では、学校法人会計に基づき表 5-5-1 のとおり各種規程を整備し、これらの規程に則り適切に会計処理を行っている。

表 5-5-1 会計処理に関する規程

学校法人谷岡学園事務決裁規程	事務処理の円滑化及び決裁に関する責任の所在を明確にすることを目的とする。
学校法人谷岡学園経理規程	経理に関する事項を正確かつ迅速に処理し、教育研究活動の維持発展と経営の能率的運営に資することを目的とする。
学校法人谷岡学園物品会計規程	物品会計事務の公正、確実かつ能率的な運営を図るため、その事務に関する根本基準を定めることを目的とする。
学校法人谷岡学園予算編成規程	予算の編成及び手続きについて定める。
学校法人谷岡学園予算執行規程	予算の執行及び手続きに関する事項を、敏速かつ確実に処理し、本学の財政の確立と教育研究その他諸活動のさらなる永続的な維持発展に資することを目的とする。

本学園においては、予算と著しくかい離がある決算額の科目については遅滞なく補正予算を編成することとしている。その手順は、本予算編成に準ずることとなっている。

本学園では、所定の金額以上の予算執行は、稟議決裁を受けることとなっている。

予算執行の実務は、全てシステム化され、データを入力し、予算執行管理を行う。また、経理処理実務についても、事務作業の効率化、適正な会計処理を行うため Web 財務システムを導入し、各学舎とインターネット環境を通じて処理ができる。

物品の購入や報酬の支払いの際は、本学各課室の担当者がシステム上からデータを入力し、支払伝票を起票する。50 万円未満は課室長決裁、50 万円以上は課室長決裁後、大学事務局長決裁を受け、その後、法人本部財務課、法人本部長、理事長の決裁を経て、業者への支払い手続き等を行っている。

また、全ての支出（10 日払・25 日払・別払・給与等）について法人本部財務課が支払総括表を作成し、法人本部長を経て、理事長に報告している。

証憑書類等の保管について、納品等の完了後、一定金額以内は本学で 2 年間分を保管し、最終的に法人本部財務課で保管する。

固定資産及び流動資産については、財務システムで管理し、適正に処理している。また、資産運用については、「学校法人谷岡学園資金運用規程」に基づき会計処理を行っている。

以上のことから、予算管理と支払管理を一元化し、各課室において確実な予算管理が行える体制を整えており、適正な会計処理に努めている。

■会計監査

学園の会計監査は、監事による財産状況の監査、監査法人による会計監査及び監査室が行う内部監査による財務・会計監査を実施している。

監事監査においては、「理事会」・「評議員会」に監事が毎回出席し、理事会運営及び法人・大学の業務に関わる監査を行っている。また、監査法人の期末監査及び監査報告時に意見聴取や質疑応答を行い、これらの結果について、毎会計年度、監査報告書を作成し「理事会」・「評議員会」に報告している。

監査法人監査は、当該年度 8 月から次年度 5 月まで毎月行われ、必要に応じて設置校の实地監査を行っている。また、毎年度 5 月に開催される「理事会」において決算が承認された後、理事長、常務理事、理事、監事、法人本部長、法人本部管理職及び監査室長の出席のもとで監査報告会を行っている。監査法人からの指導事項・改善事項に関しては、法人本部主導で速やかに改善対応を行っている。

監査室が行う内部監査については、毎年度複数の課室を抽出し、書類調査・实地調査を行い、業務の適正化に務め、フォローアップまで対応することとし、平成 29(2017)年度は表 5-5-2 のとおりの対応を行った。

また、監事・監査法人・監査室の三者が、効果的で効率的な監査実施を目的として定期的に、情報提供、情報交換（監査計画・結果報告等）、意見交換を行う場として「三様監査推進懇談会」を開催し、平成 29(2017)年度は 11 月に実施した。

大学における取組みとしては、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、科学研究費補助金等の公的研究費の管理体制において、最高管理責任者を学長、統括管理責任者を事務局長とし、大阪商業大学研究活動管理・監査委員会で決定した研究課題について、通常監査 2 件、特別監査 1 件を実施した。7 月～8 月にかけて監査員 2 名による通常監査を実施し、科学研究費助成の支出記録等を監査した。その後、特別監査として、8 月 4 日に監査員 2 名及び監査立会 1 名によって研究活動の進捗状況を確認し、9 月 5 日研究活動管理・監査委員会、9 月 6 日教授会で報告を行った。

表 5-5-2 平成 29(2017)年度 三様監査（監事、監査法人、監査室）実施及び連携状況

平成 29 年度	監事監査	監査法人監査	内部監査		大阪商業 大学
	2 人	会計士：3～4 人	大阪商業大学	神戸芸術工科 大学	公的研究 費に係る 監査
4 月		7 日（7/6.9.11.12.17.20.24）			
5 月	1 日（5/26）	6 日（6/10.11.14.15.16.17）			
6 月	1 日（6/14）		「書類調査」		
7 月	1 日（7/24）		「实地監査」 （7/20）		
8 月	1 日（8/28）	3 日（8/4.7.24）	「書類調査」		学内監査 立会い （8/4）
9 月	1 日（9/25）	3 日（9/14.21.25）	「实地監査」 （9/15）		ヒアリン グ実施 （9/20）
10 月	1 日（10/31）	3 日（10/11.12.23）		「書類調査」	
11 月	1 日（11/15）	3 日（11/1.9.10）		「实地監査」 （11/20）	
12 月	1 日（12/25）	3 日（12/7.18.21）		「实地監査」	

				(12/1)	
1 月	1 日 (1/29)	2 日 (1/12.29)		「書類調査」	
2 月	1 日 (2/23)	4 日 (2/7.9.22.26)		「実地監査」 (2/2.23)	
3 月	1 日 (3/24)	2 日 (3/1.5)			



三様監査推進懇談会（監事 2 人、監査法人 1 人、監査室 2 人、法人本部 2 人）
平成 29(2017)年度：1 回開催（11/15）

資料

- 5-5-1 学校法人谷岡学園事務決裁規程
- 5-5-2 学校法人谷岡学園経理規程
- 5-5-3 学校法人谷岡学園物品会計規程
- 5-5-4 学校法人谷岡学園予算執行規程
- 5-5-5 学校法人谷岡学園監事監査規程
- 5-5-6 学校法人谷岡学園内部監査規程
- 5-5-7 平成 29 年度学校法人谷岡学園監事活動記録
- 5-5-8 大阪商業大学研究活動管理・監査委員会規程
- 5-5-9 大阪商業大学における公的研究費の運営・管理に関する規程
- 5-5-10 大阪商業大学研究活動の不正行為に係る調査等に関する規程
- 5-5-11 大阪商業大学科学研究費助成事業交付金取扱基準

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

監事、監査法人、監査室それぞれが、より効果的かつ効率的に監査を行えるように、「三様監査推進懇談会」の内容や提供する情報を一層充実させる。

【基準 5 の自己評価】

「学校法人谷岡学園寄附行為」や「学則」、諸規程は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の関係法令に従って作成され、教職員はこれらの規程や法律を遵守している。教職員の学園に対する認識理解と帰属意識の向上を目指すとともに、社会的機関として必要な組織倫理・規律に関する事項（服務規律、個人情報保護、ハラスメント防止、人権問題等）を規程化し、適切に運営している。

組織の倫理・規律を確立する規程として、「学校法人谷岡学園大阪商業大学就業規則」において服務の基本原則を定め、教職員は就業規則に基づき業務を遂行するとともに、学園全体の CS（顧客満足）理念及び行動指針に沿って、学園に関わる全てのステークホルダーの満足を実現できるように取り組んでいる。

経営の規律としての組織倫理、危機管理に関する規程は、適切に運営しており、認識の共有化を促進すべく、学内ネットワークを通じて、諸規程等は容易に確認できる環境を整備している。また、経営目標を効果的に達成していくために、経営管理体制及びコ

ンプライアンス体制の確立と強化を目指して、合理性と合法性の観点から公正かつ独立した立場で、経営諸活動の遂行状況を検証・評価する監査室を学園に設置している。

環境保全に関しては、特定事業者として省エネルギー対策にも積極的に取り組んでいる。

本学の危機管理体制は、天災、情報漏洩やハラスメント、不祥事、学生の不慮の事故・疾病等、多様な領域に及んでおり、適切に機能している。「学校法人谷岡学園緊急事案処理対策本部設置規程」を基軸とし「危機管理マニュアル（大阪商業大学用）」や「大阪商業大学消防計画」を整備し、非常時には、対策本部を設置のうえ、安全対策に万全を期すこととしている。また、法律事務所と法律顧問契約を締結し、学園が行う契約、法律相談、さらには法令・判例等の情報の提供等をうけている。

財務情報は、私立学校法第 47 条第 2 項に基づき、『資金収支計算書』、『事業活動収支計算書』、『貸借対照表』の財務 3 表に加え、『財産目録及び事業報告書』、『監事の監査報告書』を各設置校へ備え置き、利害関係者への閲覧に供するとともに、学園ホームページ上でも公開している。また、学園広報誌『楽人』に財務 3 表を公開している。

学校教育施行規則第 172 条の 2 に基づき、教育情報の 9 項目については、大学ホームページ上で公表を行っている。

管理運営体制としての「理事会」、「評議員会」の運営や役員、監事の選任については「学校法人谷岡学園寄附行為」に基づき適切に運営されている。さらに、「理事会」と学園各設置校の教学組織との意思疎通を図る「設置学校長会」、「設置校実務運営懇親会」、「金曜懇談会」を開催するなど、管理部門と各設置校における教学部門は、有機的な連携強化を図りながら運営されている。

本学学長は本学園の理事長も務めており、本学副学長は本学園理事、本学事務局長は評議員に選任されている。従って管理部門と大学における教学部門は常に適切な連携を取りながら運営している。

大学の課題及び取組みは、大学の各種委員会、「学部連絡会議」、「大学運営協議会」において検討のうえ「大学教授会」に諮られ、審議・承認された後、「理事会」に上程している。

本学の事務組織及び業務分掌については、「学校法人谷岡学園及び設置学校事務組織規程」に定め教員組織と密接に連携し、教育研究活動の質的向上に努めている。

職員の人事管理については、学園全体としての中長期的な人事戦略に基づいて実施しており、適正な人材配置となっている。また目標管理制度、職能資格制度、人事評価制度、能力開発制度及び賃金制度を中心とする人事制度は、円滑に運用している。

職員の資質向上については、階層別職員研修によって職能資格制度と対応した能力の開発に成果を上げている。さらに、本学が開講する講義科目の聴講、本学大学院へ入学した場合の修学支援、職員通信教育講座、SD フォーラム等を通して、職員がより高い教養と専門的知識を得る機会を提供している。

本学園は、建学の理念に基づく教育研究目的を達成するため、収支バランスを勘案し、適切な会計処理のもと運営している。基本金組入前当年度収支差額もプラスで安定推移している状況であり、財務の健全性に問題はない。

以上のことから、基準 5 の評価の視点を満たしている。

基準 6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■全学的な点検・評価

本学における全学的な自己点検評価は、「学則」第 2 条に定めるとおり、教育研究水準の向上を図り、教育目的を達成するため、独自に本学の教育研究活動の状況について自ら点検評価活動を適切に行っている。本学の自己点検評価活動は、認証評価（第三者評価）の準備活動として自己点検を行うのではなく、高等教育研究機関の責務として、教育力と研究力を向上させる日々の努力の成果と課題を自主的・自立的に検証するとともにその改善・解決に努めるために毎年度実施している。

自己点検評価に関する協議を行う組織は、学長を長とする「自己点検評価委員会」が全学的な点検評価を行い、学内に設置する各種委員会と連携を図って点検評価を行い、報告書としてとりまとめを行っている。

平成 26(2014)年度は、第 2 期認証評価を受審し、公益財団法人日本高等教育評価機構から「大学評価基準に適合していると認定する」との判定を得ている。

資料

6-1-1 平成 26 年度大阪商業大学評価報告書

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学における全学的な自己点検評価活動は、「評価」と「改革」を連動してすすめる組織体制づくりに不可欠とも言える PDCA サイクルを展開する中心的役割を担う活動である。したがって全教職員が今後いっそう精進し、大学として成すべき自己点検評価活動を推進し、学生や保護者・関係者等への説明責任を十分果たしていくことが重要である。

なお、認証評価制度の第 3 期となる平成 30(2018)年度からは、大学等の質的転換や内部質保証の確立の状況を重視した評価制度に転換することとされている。公益財団法人日本高等教育評価機構は、平成 28(2016)年 3 月に文部科学省より「学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令を改正する省令」が公布されたことを踏まえ、評価システムの大幅な見直しを行うことを予告しており、本学も自己点検評価活動の評価基準の見直しを検討していく。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

■透明性の高い点検・評価

本学の IR 活動は、学長企画室が事務局各課室の保有する学生の教育に関わる情報（データ）を多面的に収集し、学生の現状調査を分析し、その結果をもとに評価結果を策定及び学内共有している。評価結果については、「学部連絡会議」や「自己点検評価委員会」において検討しており、組織的に本学の点検活動に有効なものとなっている。その過程で、事務局各課室が自己点検評価の根拠（エビデンス）となるデータ並びに資料収集を行い、エビデンスに基づき、各課室が管轄する各種委員会において客観的に行われる点検評価の結果を「自己点検評価委員会」が全学的視点から整理し、報告書としてまとめ本学図書館への配架、大学ホームページ上で公表している。

資料

6-2-1 平成 28 年度大阪商業大学自己点検評価報告書（データ編）

6-2-2 平成 28 年度大阪商業大学自己点検評価報告書構成に関する資料

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

事務局各課室による評価基準並びにエビデンスに基づいた自己点検評価活動を推進し、IR 活動を定着させることで、質の高い自己点検評価活動を展開していく。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

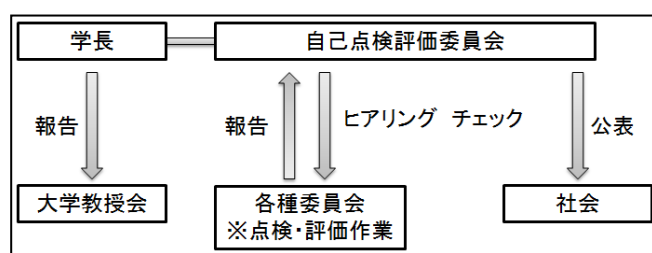
基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、自己点検評価活動を平成 4(1992)年から組織的に実施しており、平成 23(2011)年度より「自己点検評価委員会」を組織し、常に成果と課題を認識し、課題を謙虚に受け止め、改善につなげる PDCA サイクルを展開する中心的役割を担う活動として毎年度実践している。

全学的な自己点検評価体制については図 6-3-1 のとおりである。

図 6-3-1 全学的な自己点検体制



全学的な自己点検評価における点検項目については年度単位で委員会にて決定し、点検項目に従い、本学が設置する委員会組織単位で適切に自己点検評価を実施している。また、専任教員は、個人としての自己点検評価活動に取り組んでいる。

全学的な自己点検評価活動は、認証評価時に取りまとめた『自己点検評価書』（基準 1 使命・目的等、基準 2 学修と教授、基準 3 経営・管理と財務、基準 4 自己点検・評価、基準 A 社会貢献と連携）の構成に準拠し、『自己点検評価報告書』として発行し、学内の図書館に配架するとともに大学ホームページにおいて公表している。

なお、平成 25(2013)年度から文部科学省が開始した「私立大学等改革総合支援事業」は、特色化・機能強化に向けた大学改革に全学的・組織的に取り組む大学を支援する事業であるが、本学も毎年申請している。当事業を通じた取組みや課題を確認し、本学の自己点検評価活動に有効活用している。

資料

6-3-1 大阪商業大学自己点検評価報告書第 12 号

6-3-2 教員自己点検評価表（様式 1～4）

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

日本高等教育評価機構は、平成 30(2018)年度より第 3 期認証評価として、内部質保証の機能性を重視した新たな評価基準を示している。本学の自己点検評価においても、新たな評価基準に基づいた活動を行っていく。特に内部質保証においては、認証評価以外の質保証制度と連携として、設置計画履行状況等調査を踏まえた評価の視点が挙げられている。本学は、文部科学省から平成 30(2018)年度より開設する公共学部に関する設置計画履行状況等調査を求められることから、その対応状況をエビデンスとして集積していく。

〔基準 6 の自己評価〕

本学の自己点検評価活動は、本学が定めた評価項目に沿って点検評価を行い、大学独自の責務として毎年度、自主的かつ自律的に行っている。自己点検評価は、本学における教育研究及び管理運営等に関する現況とその独自性について点検を行い、評価し、改善を図ることを目的としている。学長を長とする「自己点検評価委員会」のもと、本学に設置する各種委員会と連携を図り、点検評価を行い、各年度において報告書としてとりまとめている。この報告書は図書館における配架と大学ホームページにおいて公表し

ている。

本学における自己点検評価活動は全学的のみならず教員個々においても行い、本学の教育研究等の水準向上を図ることを踏まえ、組織的な点検評価体制として適切に機能している。教員は自ら設定した目標の達成が、教育の質を高め、研究活動の活性化に寄与することを認識している。

以上のことから、基準 6 の評価の視点を満たしている。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献と連携

A-1 知的資産を活かした社会貢献

《A-1 の視点》

A-1-① 教育研究活動による協力と貢献

A-1-② 学内機関活動による協力と貢献

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【教育研究活動による協力と貢献】

■フィールドワークゼミナール

本学は平成 20(2008)年度に文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム(教育 GP)」に採択された「実践教育による社会的問題解決能力の養成」に関わる教育活動を、「フィールドワークゼミナール」として展開している。フィールドワークゼミナールにおいては、それぞれのゼミナールがクライアントの協力を得て、教室で学んだ理論を現実の地域社会において実践していくとともに、学生及び担当教員がクライアントの抱える様々な課題の発見、問題の解決策の提示、問題解決策を実行していくことを通して、クライアントの問題解決に貢献している（表 A-1-1 参照）。

表 A-1-1 フィールドワークゼミナールによる地域社会への貢献(平成 29 年度実績)

ゼミのテーマ	クライアント・協力団体の名称	活動の概要
フィールドワークによる高齢者の就業支援	公益社団法人東大阪市シルバー人材センター	①広報班（御厨祭での PR、イベントの企画・実施） ②会員獲得班（入会説明会、就業風景撮影、入会説明会の改善、会報編集補助、会報アンケート、総会、安全講習会時の企画、PR 活動の拡大） ③事業研究班（瓢箪山作業所の活用） ④現状・歴史分析班（アンケート分析）
フィールドワークによる河川環境保全の研究	NPO 法人ゴミンゴ・ゴミ拾いネットワーク 保津川遊船企業組合 淀川水系イタセンバラ保全市民ネットワーク 保津川漁業協同組合	①保津川の環境保全活動とその経済評価 ②海老江干潟の環境保全活動とその課題の検証
フィールドワークによる中小企業と地域社会の共生に関する研究	てづくり工場組合 小阪さいわい通り商店街振興組合 高井田まちづくり協議会	①てづくり工場組合が作成した看板の活用方策 ②飲食店マップ作りと来街者アンケート ③高田地区の工場の現状と課題
フィールドワークによる中小企業の起業家精神の研究	大阪府中小企業家同友会	地域産業・地域中小企業の継承と発展 ①「まち工場探検プロジェクト」 ②「ワイドクル手帳プロジェクト」
小阪をフィールドとしたまちづくりのマーケティング マーケティングを通じた中央卸売市場の活性化	小阪わいわい協議会 大阪市東部水産物卸協同組合	①小阪商店街を通じた地域活性化 ②マーケティングによる中央卸売市場の活性化

フィールドワークによる 観光関連企業と地域の連 携	奈良県葛城市 株式会社総合計画機構 一般社団法人関西観光人材育成協会	観光地における観光・観光関連企業の現状、並び にマーケティングの提案プロジェクト
少子高齢化とまちづくり ーフィールドワークで現 状を理解するー	社会福祉法人東大阪市社会福祉協 議会ボランティア・市民活動センター	①買物弱者の支援プロジェクト ②児童養護施設に暮らす子どもへの学習支援プ ロジェクト ③「アイアイサロン」活性化プロジェクト ④児童養護施設に暮らす子どもへの学習支援プ ロジェクト ⑤瓢箪山サマースクールプロジェクト ⑥「あいあいサロン」活性化プロジェクト ⑦高齢者の居場所づくりプロジェクト ⑧ショッピングモールとまちづくりプロジェク ト
	ボランティアサークル老東部フレ ンド	
ソーシャル・ビジネスに 挑戦するインターンシッ プ型ゼミ	NPO 法人 JAE	社会的問題の存在に気づき、ビジネスの手法を用 いてその解決に挑むことで、「新しい公共」を担 う次世代の社会人を育成する。
フィールドワークを通じ た観光地域づくり	四條畷市役所 なわてロードガイド「ゆずりは」	①四條畷市における地域観光振興プロジェクト ②近鉄「駅長お勧めフリーハイキング」の共同実 施を通じた地域観光振興プロジェクト
	近畿日本鉄道株式会社布施駅	③亀山サンシャインパークの利用活性化プロジ ェクト
	県営都市公園亀山サンシャインパー ク指定管理者株式会社東産業	

■学部の公開講座

本学では、平成 10(1998)年度より「地域社会と中小企業」を開講し、東大阪地域などに立地する中小企業の経営者を講師に迎えて本学教員と共同で授業を行っている。さらに、平成 14(2002)年度からは「地域産業振興論」を開講し、地方自治体の地域産業政策担当者や、経営革新支援担当者等を講師に迎えて本学教員と共同で授業を行っている。また、平成 29(2017)年度には、「地域社会と中小企業」20 周年記念講演を開催した。これまでに、延べ 355 人の外部講師を招き、実践的な講義を実施している。これらの授業は、地域の企業関係者に公開し、地域産業の活性化に寄与している。

■大学院の公開講座

大学院地域政策学研究科地域経済政策専攻は、経済学を基盤として地域にかかわる諸事象の法則性の理論的解明とその理論を地域発展のために適用する政策研究及び教育を実施している。これらの知的資産を地域社会に還元するために公開講座や研究講座を実施している。平成29(2017)年度は、大学院研究講座として「地域が共創する『万博』ーいのち輝く未来社会とはー」を実施した。

大学院地域政策学研究科経営革新専攻は、地域経済の活性化に資する企業の経営革新についての研究及び教育を実施している。これらの知的資産を地域社会に還元するために公開講座を実施している。平成 29(2017)年度のテーマは、「官民連携による地域魅力を創出するまちづくりー衰退する中心市街地の再生は可能か？ー」である。なお、経営革新専攻の講座は、大阪商業大学梅田サテライトオフィスで実施した。

■学長による公開講座

本学は、平成 29(2017)年度より新校舎リアクトを整備しその活用に努めている。リアクトは、「コモンズ」であり、学生、教職員が教育研究活動に活用する施設であると同時に地域住民の利用を想定した企画を考案することから、本学学長は、9～12

月の期間に、早朝（午前 7 時 30 分）より、地域の方々を対象として、「時代を語り、社会を考える」をメインテーマとした公開講座（Early Bird University）を計 10 回、リアクト・カフェにおいて実施した。本学学長の講義に加え、副学長、特別教授も講義を担当した。さらにゲストスピーカーとして野田義和氏（東大阪市長）を迎え、講座の充実を図った（表 A-1-2 参照）。

表 A-1-2 平成 29(2017)年度 Early Bird University

開催日	講師	テーマ① (7:30～8:00)	テーマ② (8:10～8:40)
9/26(火)	谷岡一郎（本学学長）	オリエンテーション 「知の巨人」	「犯罪学」－結婚サギ師－
10/3(火)	谷岡一郎（本学学長）	ラスベガスの歴史	IR 法案について
10/10(火)	野田義和（東大阪市長）	東大阪学 モノづくりのまち東大阪の 取り組み	東大阪学 東大阪市の交通政策
10/17(火)	谷岡一郎（本学学長）	Cool Japan	手塚治虫の死生観
10/24(火)	二宮皓（本学特別教授）	世界の教育－世界の学校を旅する－	
10/31(火)	谷岡一郎（本学学長）	事実とは何か	アンケートの手法
11/14(火)	谷岡一郎（本学学長）	テセレーション (1) エッシャーの世界	テセレーション (2) ペンローズ・タイル
11/28(火)	片山隆男（本学副学長）	日本的経営の源流を探る・・・ 地域・国、企業の経営	日本的経営の源流を探る・・・ 企業の経営
12/5(火)	谷岡一郎（本学学長）	月と太陽	暦とゲーム
12/12(火)	谷岡一郎（本学学長）	私の好きな映画	SF の世界

■カルチャー講座

本学では、生涯学習の一環として市民や学生を対象に、パソコン、英会話、韓国語会話、朗読、速読、脳トレ、筆文字、新聞の読み方・活かし方など多様なカルチャー講座を開催している。これらの講座は学術研究事務室にて運営し、市民や学生のニーズの変化に対応して講座内容に工夫を行っている。

■自治体との協力

東大阪市と連携して、本学がもつ知的資産を地域社会に還元する取組みを積極的に行っている。その一例として、「東大阪市連携 6 大学公開講座」を行っている。平成 29(2017)年度は、「今こそ“歴史”に浸り、“健康”を考えよう！」を共通テーマとして、本学からは「人生後半の生き方を見つめなおすワークショップで探る「私」の目標―」をテーマに報告を行った。なお、本学は東大阪市と平成 27(2016)年度に「東大阪市と大阪商業大学との連携・協力に関する包括協定書」の締結を行っており、東大阪市大学連絡協議会（東大阪市 経営企画部企画室）のメンバーとしても活動している。

【学内機関活動による協力と貢献】

■比較地域研究所

比較地域研究所は、大学院地域政策学研究科と連動して、関西やアジアといった個別具体的な Area Studies、地域科学としての Regional Science など、地域問題の研究を行っている。これらの研究成果をわかりやすい形で社会に還元すべく、平成 29 (2017) 年度は、6 月 3 日に「激動するヨーロッパ情勢と EU の将来」をテーマとした講演会、11 月 30 日から 12 月 13 日の期間に「東大阪ものづくり長寿企業－豊かな経験から学ぶもの－」をテーマとした市民ビジネス講座（全 3 回）を開催した。

■アミューズメント産業研究所

アミューズメント産業研究所は、大学では日本ではじめての余暇文化産業を研究する専門機関として平成 12(2000)年に設置された。平成 29 (2017)年度は、6 月 17 日に公開講座として「どうする！？ギャンブル依存症！！～産官学から見た対策とは～」をテーマに講演とパネルディスカッションを行った。7 月 1 日から 9 月 3 日の期間には特別展示「振れ！振れ！サイコロ展」を開催し、期間中には 4 回の連携講座を実施した。また、春期と秋期に「カルチャー講座&頭脳スポーツ・特別講座」を開催し、囲碁・将棋・伝統ゲームに関する複数の講座を開講した。

近年、所属の研究員が外部機関から依頼されて講演・取材対応・メディア出演を行う機会が増えており、生涯学習面での社会貢献度が高まっている。

■商業史博物館

商業史博物館は、その前身の谷岡記念館の開館（昭和 58(1983)年）以降、「近世大阪の商業」をテーマに史資料を収集・展示し、調査研究を行っている。平成 11(1999)年 6 月に「博物館法」に基づく博物館相当施設の指定を受け、一般市民の利用に供し、常設展に加えて様々な企画事業を実施している。平成 29 (2017)年度は、6 月 12 日から 6 月 24 日の期間に、河内の郷土文化サークルセンター加盟の「宮本順三記念館・豆玩舎 ZUNZO」とのコラボ企画として、春季企画展「おまけとカッターナイフー大阪発のビジネスアイデア」、10 月 24 日から 11 月 25 日の 1 ヶ月にわたる秋季企画展「なにわ風情を満喫しませうー大坂四条派の系譜ー」を開催、期間中の関連イベントとして、連続講座を全 2 講、料亭での作品鑑賞会「画かれた大坂を味わいませう」、展示解説（小阪まちゼミの会連携事業）全 2 講、を実施した。

また、地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業「交流する大学ミュージアムを目指して」（平成 29 年度文化庁文化芸術振興費補助金対象事業）の一環として、前述の秋季企画展に関連したシンポジウム「なにわ風情を再考するー大坂四条派の系譜ー」において基調講演「大坂画壇における四条派」、及びパネルディスカッションを 11 月 18 日に実施した。

その他、平成 2(1990)年以降継続して実施している「大阪・河内学公開講座」として「大阪・河内の祭礼と芸能」（全 5 講）のほか、ミュージアムセミナーとして「中級古文書解説講座」（全 6 講）、「近世古文書入門講座Ⅴ」（全 3 講）、を実施した。

■総合交流センター

総合交流センターでは、学生及び教職員の教育研究活動を通じ広く社会と交流することを目標として事業を展開している。

起業教育に関しては、社会に開かれた起業教育・起業家育成、生涯学習の拠点としてリエゾンセンターの事業を吸収する形で、引き続き産学官連携の拠点となる活動に取り組んでいる。主として、本学学生を対象とした「大商大ビジネス・アイデアコンテスト」の開催、高等学校と連携した起業教育として高校生を対象とした「全国高等学校ビジネスアイデア甲子園」、及び本学教員と高校教員、高校教員相互の情報交換の場である「起業教育研究会」の開催を行っている。地域交流に関しては、地域スポーツ振興を通して地域社会との連携強化とサービス・ラーニングを通して学生に市民的責任や社会的役割を認識させることを目的として事業を展開している。授業を地域の方々に開放する形で実施しているスポーツ教室やレクリエーションのイベントを企画・運営しているほか学外団体によるスポーツ振興事業への協力、後援を積極的に行っている。

■大阪商業大学アントレ・ラボ

社会科学系の大学では全国初のインキュベーション施設として平成 13(2001)年に大商大アントレ・ラボを設置した。商業系、情報系、サービス系、コンサルティング系等の起業活動を行う学生、本学 OB・OG、一般社会人の起業支援を行ってきた。なお、近年は大商大ビジネス・アイデアコンテストにおいて上位入賞した学生に当施設に入居できる特典を与え、コンテストを通して学生たちが集い実施した事業などを定例会で発表している。社会人や起業家と学生とが交流する機会を通して起業家精神に触れ、体験する教育的な場としてきた。

平成 29(2017)年度からの組織・機構の再編に伴い、ユニバーシティ・コモンズリアクト南館 2 階に移設し、名称を大阪商業大学アントレ・ラボに変更した。

大阪商業大学アントレ・ラボは、教育課程外のアクティブ・ラーニングの場、主としてアントレプレナーシップ育成の場として位置付け、本学学生の入居を優先し、一般社会人の入居には学生の教育に何らかの形で貢献してくれる人物であることを条件としている。

一般社会人入居希望者には、ビジネスプランをもとに「起業教育委員会」の起業家育成担当教員が面接審査を行い、入居期限を原則 5 年として受け入れている。入居者支援として、年 2 回、起業進捗状況報告会を義務付けている。

平成 28(2016)年度より毎週 1 回昼休みの時間帯に学生向け勉強会（ラボカフェ）を開催し、講義時間外に、自分達で設定した課題・目標（学外コンテストへの応募）に向けた活動を通じて、自主性を養う機会を設けている。

■大商大リエゾン・オフィス

大商大リエゾン・オフィスは、本学が蓄積してきた起業家支援のノウハウを新規創業や第二創業を考えている起業家に教授し、支援することを目的としている。オフィスはクリエイション・コア東大阪（東大阪市荒本北 1 丁目 4 番 17 号）内におき、平成 16(2004)年度より稼働している。平成 19(2007)年度からは、本学の系列校である神戸芸術工科大

学と連携し、新製品の開発、デザイン面のサポートを行い、支援体制の充実を図っている。大商大リエゾン・オフィスでは、地域の企業との連携を深め、地域振興を図るとともに、地域社会に向けて広く情報を発信することを目的に、「産学交流セミナー」を開催してきたが、本学で実施している他の公開講座との差別化を図り、地域企業により有益な情報を提供できるよう見直しを図るべく、平成 29(2017)年度からは実施を見合わせた。

■大阪商業大学企業交流会

大阪商業大学企業交流会は、平成 18(2006)年 3 月に「会員相互の交流・連携により「世に役立つコト・モノ」の企画、開発を目指すとともに、以ってその担い手としての「世に役立つ人物」を養成し、関西経済の発展に寄与することを目的とする」という趣旨で設立された。同会会長は本学教員が務めている。また運営サポートを行う同会事務局を本学キャリアサポート室に置いている。年々会員企業数が増加し、平成 29(2017)年 6 月時点での会員企業数は 108 社となり、前年度 104 社から 4 社増となった。同会では総会及び定例会を年間 4 回実施し、会員相互の交流を図っている。

同会は大学である本学を拠点とすることから、様々な業界・業態の企業が結集し、大学を媒介とした異業種間・企業間の交流が行われている。会員企業に対して交流の場を提供するだけでなく、本学がもつ知的資産を提供するために同会総会及び定例会では本学教員等による基調講演を実施するとともに、本学が実施する公開講座や事業等に関する情報を発信している。

■河内の郷土文化サークルセンター

本学では、地域市民文化サークルの連合体「河内の郷土文化サークルセンター」の活動を支援している。この団体は昭和 59(1984)年 11 月 3 日に設立された文化団体で、中河内地域の市域を越えた個別の文化サークルが連携を行い、郷土文化見学会・史跡見学バスツアー・文化サークルの集い・郷土文化講演会等の様々な活動を実施しており、現在 26 サークル、約 700 名の会員が加入している。

資料

- A-1-1 フィールドワークゼミナール（紹介パンフレット）
- A-1-2 平成 29 年度フィールドワークゼミナール活動報告書（自己点検）
- A-1-3 平成 29 年度地域社会と中小企業案内
- A-1-4 平成 29 年度地域産業振興論案内
- A-1-5 大学院研究講座チラシ
- A-1-6 大学院公開講座チラシ
- A-1-7 平成 29 年度カルチャー講座&頭脳スポーツ・特別講座受講生募集案内（春期・秋期）
- A-1-8 平成 29 年度比較地域研究所第 6 回市民ビジネス講座チラシ
- A-1-9 平成 29 年度第 14 回 大阪商業大学比較地域研究所講演会チラシ
- A-1-10 平成 29 年度アミューズメント産業研究所第 16 回特別展示チラシ

- A-1-11 平成 29 年度大阪商業大学アミューズメント産業研究所第 9 回公開講座
チラシ
- A-1-12 平成 29 年度商業史博物館主催事業（企画展、展覧会、シンポジウム、
公開講座、古文書講座）案内
- A-1-13 平成 29 年度総合交流センター（地域振興）事業報告
- A-1-14 大商大アントレ・ラボ案内
- A-1-15 大商大リエゾン・オフィス案内
- A-1-16 東大阪市と大阪商業大学との連携・協力に関する包括協定書(写)
- A-1-17 河内の郷土文化サークルセンター（大学ホームページ）
- A-1-18 大阪商業大学企業交流会会則
- A-1-19 大阪商業大学企業交流会会員一覧
-

（3）A-1 の改善・向上方策（将来計画）

自治体やその外郭団体などの公的機関、商工会議所など地域の経営者団体、地域の大学や研究機関、NPO 組織などとの連携をさらに強化するとともに、地域社会が抱える様々な問題を発見し、本学が蓄積してきた知的資産を活用して、地域社会の発展に貢献しながら、地域社会の力を教育に取り込む活動を行う。また、工場密度日本一という東大阪に立地する地域の強みを活かした実学教育を一層強化し、地域経済の活性化に資する起業家精神に富んだ人材育成と地域の活性化支援に力を入れる。

学長による公開講座においては、平成 30(2018)年度の企画テーマを検討するとともに、運営上の課題（利用施設、受入方法など）を検証していく。

比較地域研究所、商業史博物館、アミューズメント産業研究所においては、社会との連携を深めるコンテンツを持ち合わせており、それらを実際の社会的要請に結びつけ、受託研究や補助金を獲得し、社会に還元していく仕組みを構築する。

商業史博物館は、展示室の紫外線の遮光やそれに伴う適切な照明器具、さらには温湿度管理設備の整備を図り、史料展示に適切な環境づくりを目指す。また、商業史博物館、アミューズメント産業研究所の双方において、収蔵資料のデータアーカイブを整備し、資料の可視化公開を推進する。ソフト面では、各附置研究所が保存するコンテンツを有効活用できる仕組みを構築し、教育に反映する。

大阪商業大学企業交流会は、これまでと同様に幅広い業種・業界からの入会を促すとともに、異業種交流を推進するために、会員企業同士での交流における成功事例等の紹介を行う。会員相互の交流が活性化することで、本学からは知的資産の提供を、会員企業からは本学への提案・提言等が行われ、両者の積極的な協力関係の構築に繋げることができる。今後も引き続き、総会及び定例会において本学教職員への参加促進を図る。

A-2 知的資産を活かした初等中等教育機関等との連携

＜A-2 の視点＞

A-2-① 初等中等教育活動の支援

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【高等学校の起業教育支援】

本学は、本学学生を対象とした大商大ビジネス・アイデアコンテスト、フィールドワークゼミナール、OBP コースなどの展開を通じて起業教育に力を入れている。ここで蓄積された知的資産を活用して、高等学校と連携し、以下の取組みによりその起業教育を支援している。

■全国高等学校ビジネスアイデア甲子園

全国高等学校ビジネスアイデア甲子園は、高校生を対象に、新しい商品やサービスをビジネスプランとして募集し、表彰するものである。平成 18(2006)年度からは、毎日新聞社との共催で実施しており、将来高校生が自立した生き方をするために必要な起業家精神や問題発見能力等をビジネス社会との接点を通して育成することを目的としている。平成 29 (2017)年度は全国の高等学校から 140 校、7,522 件の応募があった。また、全国高等学校ビジネスアイデア甲子園に取り組む高等学校へのサポートとして、本学教員が高等学校に出向き、「ビジネスアイデア甲子園セミナー」を実施しているほか、『ビジネスアイデア甲子園活用ガイド』を作成し、アイデアの出し方のテクニック、ワークシートや企画書の書き方、過去の受賞作品のポイントについて解説している。

■起業教育研究会

「起業教育研究会」は起業教育に関する本学教員と高校教員、高校教員相互の情報交換、教材開発を企図して平成 15(2003 年)に発足し、過去には高校教員と協働で『高校生のための起業教育ワークブック』を刊行した。平成 29 (2017)年度に実施した第 21 回の研究会は「アクティブ・ラーニングを活用した起業教育―生徒・学生の学びと成長―」をテーマに特別講演、起業教育に関する実践報告、ワークショップを開催した。なお、実施したプログラムの内容は平成 29 (2017)年度起業教育研究会報告書『起業教育 Vol.10』に取りまとめている。

■起業教育にかかわる出張講義

本学教員は、高等学校及び地方自治体と連携し、出張講義を実施している。出張講義の内容は、起業教育に関連するもの、「全国高等学校ビジネスアイデア甲子園」に関連するセミナー、教育委員会等が高校教員の研修として行うものがある。

■地域連携教育活動

本学は、地元東大阪市における地域教育に寄与するとともに、本学における教育の充実を図るべく、東大阪市との間で人的・知的交流を通じた「大阪商業大学と東大阪市教育委員会との連携協力に関する協定書」を平成 19(2007)年 2 月に締結した。この連携体制に基づき、平成 21(2009)年度より授業科目として「地域連携教育活動」を開設した。この授業科目は、地元東大阪市内の小学校・中学校・高等学校において、本学の学生が学校業務全般を体験し、豊かな人間性とコミュニケーション能力の涵養を図ることを目的としたものである。具体的には、学校行事への参加や部活動のサポート、その他学校業務の全般的な支援活動を行っている。

資料

- A-2-1 第 15 回大商大ビジネス・アイディアコンテストパンフレット
 - A-2-2 第 16 回全国高等学校ビジネスアイディア甲子園パンフレット
 - A-2-3 第 21 回起業教育研究会案内
 - A-2-4 平成 29 年度起業教育研究会報告書「起業教育」vol.10
 - A-2-5 大阪商業大学「地域連携教育活動」プログラム概要
-

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

起業家精神（アントレプレナーシップ）と起業家的資質・能力を育成する「起業教育」の拠点としての地位をさらに強固なものとするために、起業教育研究会や高大連携活動を通して初等中等教育の現場との連携をさらに深める。また、初等中等教育においても取り組みが求められているキャリア教育や「新学習指導要領（平成 29 年 3 月公示）」が求める学びについて、起業教育を通してどのように実践していくかなど、新たな時代の要請に応える仕組みを構築し、発信する。

授業科目として開講している「地域連携教育活動」は、「学校インターンシップ（学校体験活動）」の内容を含んでいる。学校体験活動を通じて生徒・児童とのコミュニケーション方法を学ぶ事は、教員を目指していない学生にとっても自身のキャリアデザインを考える上で有意義であると考え、教職課程を履修していない一般学生の履修者を増やすべく、広く周知する方法を検討する。

【基準 A の自己評価】

本学は、社会貢献及び支援を通じて得た知見を集積し、本学の知的資産の更新と蓄積を図ることで、一層の社会貢献をすすめる組織運営を行っている。

主として、フィールドワークゼミナールなどによる地域社会への貢献、起業家育成、産学連携の窓口を通じた地元産業の活性化及び産業界との連携の推進、授業科目の一般公開や公開講座の実施など、産業集積への貢献を実施している。さらに、市民活動の支援や生涯学習など生涯教育への貢献に努めている。

また、本学の特色である起業教育において蓄積された知的資産を活用して、高等学校と連携し、その起業教育を支援している。

以上のことから、基準 A の自己評価の視点を満たしている。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、医務室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-4】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-5】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-6】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人谷岡学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	大阪商業大学大学案内 2019、大阪商業大学大学院案内 2018	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	大阪商業大学学則、大阪商業大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2019 年度入学試験要項、入試ガイド&問題集 2019、大阪商業	

	大学大学院募集要項 2018（博士前期/修士課程・博士後期課程）、平成 29 年度大学院特別推薦<学内進学>入学試験要項（博士前期/修士課程・博士後期課程）	
【資料 F-5】	学生便覧 2018 キャンパスガイド、2018 シラバス、2018 履修の手引き、大学院履修要項 2018	
【資料 F-6】	事業計画書 平成 30 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書 平成 29 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど 施設利用総合案内、アクセスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧（規定集目次など） 学校法人谷岡学園規程一覧（法人及び大阪商業大学の規程一覧）	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料 学校法人谷岡学園役員・評議員名簿、理事会及び評議員会の開催状況一覧表（平成 29 年度）	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間） 消費収支計算書関係比率（法人全体・大学単独）、貸借対照表関係比率（法人全体のもの）、要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ） 2018 シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと） 大阪商業大学 HP	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	該当なし
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	該当なし

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
1-1-1	大阪商業大学学則	
1-1-2	大阪商業大学大学院学則	
1-1-3	大阪商業大学大学案内 2019	
1-1-4	大阪商業大学大学院案内 2018	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
2-1-1	学部教育の 3 つのポリシー	
2-1-2	大阪商業大学大学案内 2019	
2-1-3	入試ガイド&問題集 2019	

2-1-4	大商大大紹介	
2-1-5	2019 年度入学試験要項	
2-1-6	大学院ホームページ「地域経済政策専攻の 3 つのポリシーについて」「経営革新専攻の 3 つのポリシーについて」	
2-1-7	大学院募集要項 2018	
2-1-8	平成 29 年度科目等履修生ガイドブック	
2-1-9	大阪商業大学科目等履修生に関する規程	
2-1-10	平成 30 年度大阪商業大学大学院研究生出願要項	
2-1-11	大阪商業大学大学院研究生規程	
2-1-12	平成 30 年度大阪商業大学履修証明プログラム出願要項	
2-1-13	大阪商業大学学則	
2-1-14	大阪商業大学大学院学則	
2-2. 学修支援		
2-2-1	キャンパスガイド 2018	
2-2-2	平成 29 年度授業アンケート全学生集計表	
2-2-3	履修登録手続きについて（ご連絡）	
2-2-4	体育会系クラブ所属学生への支援について	
2-2-5	S-Navi!（オフィシアワー画面）	
2-2-6	manaba course 2 マニュアル（教員用・学生用）	
2-2-7	平成 29 年度情報処理実習関係時間割表（TA/SA 配置）	
2-2-8	大阪商業大学大学院グラデュエイト・アソシエイト取扱基準	
2-3. キャリア支援		
2-3-1	履修の手引き 2017（pp.99-106）	
2-3-2	2018 年度入学前教育プログラム（課題冊子、英語・数学・国語解答用紙、解答・解説冊子）	
2-3-3	チャレンジプログラムシート作成の手引き（提出用シート、練習用シートを含む）	
2-3-4	読書のすすめ	
2-3-5	平成 30 年度新入生オリエンテーションガイドブック（各学科教職員用及び学生用）	
2-3-6	学生成長記録<S-Log>（個人画面・操作ガイド）	
2-3-7	学生成長サポート調査<S-Check>（操作ガイド、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ質問紙）	
2-3-8	サポート学習／楽習アワー案内	
2-3-9	平成 29 年度大阪商業大学ビジネス・インターンシップ実施要綱	
2-3-10	2017 資格講座案内	
2-4. 学生サービス		
2-4-1	キャンパスガイド 2017（p.19、pp.23-29、pp.33-35、p.37、pp. 38-39、pp.47-50、p.52）	
2-4-2	平成 29 年度教育懇談会案内	
2-4-3	Pitari vol.17、18	
2-4-4	学生相談室りらくさんのしおり	
2-4-5	大学生生活ガイドブック 2017 年度版	
2-4-6	CLUB GUIDE 2017	
2-4-7	商大スポーツ新聞第 19 号、20 号	
2-4-8	留学生のためのハンドブック 2017	
2-4-9	留学アワー告知ちらし	
2-5. 学修環境の整備		
2-5-1	施設利用総合案内	

2-5-2	CLUB GUIDE 2017（総合体育館館内図 pp.6-7）	
2-5-3	キャンパスガイド 2017(pp.42-44、p.46、pp.59-75、pp.87-92)	
2-5-4	比較地域研究所案内	
2-5-5	商業史博物館案内	
2-5-6	アミューズメント産業研究所案内	
2-5-7	図書館案内	
2-5-8	平成 29 年度履修者集計表	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
2-6-1	2017 大阪商業大学 学生生活調査 調査結果報告書	
2-6-2	平成 27 年度大阪商業大学クラブ生生活実態調査報告書	
2-6-3	ハラスメント防止カード	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
3-1-1	履修の手引き 2017(pp.16-18、pp.32-40、pp.42-49、pp.52-59、pp.62-70)	
3-1-2	大阪商業大学学則	
3-1-3	大阪商業大学履修に関する規程	
3-1-4	2017 シラバス（学部）	
3-1-5	大学院履修要項 2017（p.7、p.15、p.23、p.29、p.75、p.95）	
3-1-6	大阪商業大学大学院学則	
3-1-7	大阪商業大学大学院学位規程	
3-1-8	履修の手引き 2018（pp.62）	
3-2. 教育課程及び教授方法		
3-2-1	大阪商業大学大学案内 2018	
3-2-2	学部教育の 3 つのポリシー	
3-2-3	履修の手引き 2016（pp.21-32）	
3-2-4	履修の手引き 2017（pp.1-70）	
3-2-5	大学院履修要項 2017（pp.3-26）	
3-2-6	大阪商業大学大学院案内 2018	
3-2-7	カリキュラム・ポリシー／大学院案内 2018（p.15、p.31）	
3-2-8	2017 シラバス（学部）	
3-2-9	S-Navi! 掲示「単位互換制度に興味のある方へ」	
3-1-10	S-Navi! 掲示「公共経営学科対象「公認スポーツ指導者」資格取得説明会について」	
3-2-11	大阪商業大学履修に関する規程	
3-2-12	大阪商業大学大学院グラデュエイト・アソシエイト取扱基準	
3-2-13	履修の手引き 2018（pp.62-70）	
3-2-14	フィールドワークゼミナール（紹介パンフレット）	
3-2-15	平成 29 年度フィールドワークゼミナール活動報告書（自己点検）	
3-2-16	平成 29 年度地域社会と中小企業案内	
3-2-17	平成 29 年度地域産業振興論案内	
3-2-18	大阪商業大学大学案内 2019（GET コース pp.59-62）	
3-2-19	履修の手引き 2018（OBP コース）	
3-1-20	履修の手引き 2018（GET コース）	
3-3. 学修成果の点検・評価		
3-3-1	学生成長記録<S-Log>	

3-3-2	S-Check I・II・III（結果報告書）	
3-3-3	S-Work I・II・III	
3-3-4	教員自己点検評価表（様式1～4）	
3-3-5	平成29年度授業アンケート全学生集計表	
3-3-6	平成29年度担当者科目別合格率一覧	

基準4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
4-1-1	大阪商業大学教授会規程	
4-1-2	大阪商業大学大学院教授会規程	
4-1-3	大阪商業大学運営協議会規程	
4-1-4	大阪商業大学学部連絡会議規程	
4-1-5	内部規則等の総点検・見直し結果の調査	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
4-2-1	平成30年度大学設置基準学科別教員配置	
4-2-2	大阪商業大学教員資格審査規程	
4-2-3	大阪商業大学教員資格審査規程施行細則	
4-2-4	大阪商業大学任期期限付専任教員任用規程	
4-2-5	大阪商業大学教育専任教員取扱基準	
4-2-6	大阪商業大学特任教員取扱基準	
4-2-7	FDニューズレター（第18号）	
4-2-8	平成29年度授業アンケート全学生集計表	
4-2-9	教員自己点検評価表（様式1～4）	
4-2-10	大阪商業大学教職課程研究紀要第1巻第1号	
4-2-11	大阪商業大学教職課程研究紀要に関する規程	
4-2-12	大阪商業大学教職課程研究紀要の投稿原稿に関する取扱基準	
4-3. 職員の研修		
4-3-1	学校法人谷岡学園及び設置学校事務組織規程	
4-3-2	学校ビジョン（学校としてあるべき姿、ありたい姿）	
4-3-3	平成29年度事業計画書（様式第3号）	
4-3-4	平成29年度事業計画書	
4-3-5	学校法人谷岡学園事務決裁規程	
4-3-6	事務職員の大阪商業大学講義聴講研修取扱い規程	
4-3-7	大阪商業大学大学院への本学園教職員の社会人入学に関する取扱い基準	
4-3-8	平成28年度事務局部会活動について	
4-3-9	平成28年度夏期事務局研修会について	
4-3-10	平成28年度冬期事務局勉強会開催について	
4-3-11	留学ハンドブック	
4-3-12	SDに係る体制(案)	
4-4. 研究支援		
4-4-1	大阪商業大学教員個人研究室の利用に関する取扱基準	
4-4-2	大阪商業大学研究活動管理・監査委員会規程	
4-4-3	大阪商業大学における公的研究費の運営・管理に関する規程	
4-4-4	大阪商業大学研究活動の不正行為に係る調査等に関する規程	
4-4-5	大阪商業大学科学研究費助成事業交付金取扱基準	
4-4-6	大阪商業大学における研究者等の行動規範	

4-4-7	研究活動の不正防止に関する基本方針（不正防止ポリシー）	
4-4-8	大阪商業大学公的研究費不正防止計画	
4-4-9	不正防止に対する取り組み	
4-4-10	科学の健全な発展のために＝誠実な科学者の心得＝	
4-4-11	科学研究とデータのからくり 日本は不正が多すぎる！	
4-4-12	平成 30 年度科学研究費助成事業公募説明会	
4-4-13	平成 29 年度コンプライアンス研修会実施報告	
4-4-14	コンプライアンス研修理解度確認	
4-4-15	【教員用】誓約書、【職員用】誓約書	
4-4-16	平成 29 年度コンプライアンス研修会を開催しました	
4-4-17	平成 27 年度研究倫理教育研修会	
4-4-18	大阪商業大学教員個人研究費（フリー研究費）支出報告書	
4-4-19	学生に対する研究倫理教育実施要項	
4-4-20	大阪商業大学教員個人研究費規程	
4-4-21	大阪商業大学研究奨励規程	
4-4-22	大阪商業大学教育活動奨励助成制度に関する規程	
4-4-23	大阪商業大学海外研究員規程	
4-4-24	大阪商業大学国内研究員規程	
4-4-25	阪商業大学学会開催取扱要領	
4-4-26	平成 29 年度大阪商業大学科学研究助成事業実績報告	
4-4-27	「西宮市文化振興ビジョン策定支援業務」実施業務報告の承認について（通知）	
4-4-28	学外団体研究助成への申請・採択状況について（平成 29 年度前期）	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
5-1-1	学校法人谷岡学園大阪商業大学就業規則	
5-1-2	学園ホームページ（CS 理念・方針）	
5-1-3	学園広報誌「楽人」46 号（監査室 pp.7-8）	
5-1-4	個人情報保護方針（大学ホームページ）	
5-1-5	学校法人谷岡学園個人情報取扱規程	
5-1-6	大阪商業大学個人情報保護委員会規程	
5-1-7	大阪商業大学個人情報取扱規程	
5-1-8	大阪商業大学個人情報取扱規程細則	
5-1-9	大阪商業大学個人情報適正管理規程	
5-1-10	キャンパスガイド 2017（個人情報の取り扱い p.30）	
5-1-11	学校法人谷岡学園公益通報に関する規程	
5-1-12	谷岡学園ホームページ（公益通報・相談窓口）	
5-1-13	学校法人谷岡学園セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止に関する規程	
5-1-14	大阪商業大学人権問題委員会規程	
5-1-15	大阪商業大学衛生委員会規程	
5-1-16	危機管理マニュアル（大阪商業大学用）	
5-1-17	情報公表（大阪商業大学ホームページ）	
5-1-18	情報公開（谷岡学園ホームページ）	
5-1-19	学園広報誌「楽人」61 号	
5-1-20	大阪商業大学消防計画	

5-1-21	大阪商業大学ユニバーシティ・コモンズ消防計画	
5-1-22	大阪商業大学学術センター消防計画	
5-1-23	大阪商業大学学生会館消防計画	
5-2. 理事会の機能		
5-2-1	学校法人谷岡学園寄附行為	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
5-3-1	学校法人谷岡学園設置学校長会要領	
5-3-2	学校法人谷岡学園寄附行為	
5-3-3	学校法人谷岡学園監事監査規程	
5-3-4	平成 29 年度学校法人谷岡学園監事活動記録	
5-3-5	理事長への提案箱（学園ホームページ<教職員専用>）	
5-4. 財務基盤と収支		
5-4-1	平成 29 年度事業計画書	
5-4-2	平成 29 年度事業計画（様式第 3 号）	
5-4-3	学校法人谷岡学園予算編成規程	
5-4-4	学校法人谷岡学園資金運用規程	
5-4-5	資金収支内訳表・消費収支内訳表・貸借対照表（過去 5 年間）	
5-4-6	資金収支予算書（一次補正）・消費収支予算書（一次補正）	
5-4-7	計算書類・財産目録・監査報告書（平成 29 年度）	
5-5. 会計		
5-5-1	学校法人谷岡学園事務決裁規程	
5-5-2	学校法人谷岡学園経理規程	
5-5-3	学校法人谷岡学園物品会計規程	
5-5-4	学校法人谷岡学園予算執行規程	
5-5-5	学校法人谷岡学園監事監査規程	
5-5-6	学校法人谷岡学園内部監査規程	
5-5-7	平成 29 年度学校法人谷岡学園監事活動記録	
5-5-8	大阪商業大学研究活動管理・監査委員会規程	
5-5-9	大阪商業大学における公的研究費の運営・管理に関する規程	
5-5-10	大阪商業大学研究活動の不正行為に係る調査等に関する規程	
5-5-11	大阪商業大学科学研究費助成事業交付金取扱基準	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
6-1-1	平成 26 年度大阪商業大学評価報告書	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
6-2-1	平成 28 年度大阪商業大学自己点検評価報告書（データ編）	
6-2-2	平成 28 年度大阪商業大学自己点検評価報告書構成に関する資料	
6-3. 内部質保証の機能性		
6-3-1	大阪商業大学自己点検評価報告書第 12 号	
6-3-2	教員自己点検評価表（様式 1～4）	

基準 A. 社会貢献と連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 知的資産を活かした社会貢献		
A-1-1	フィールドワークゼミナール（紹介パンフレット）	

A-1-2	平成 29 年度フィールドワークゼミナール活動報告書（自己点検）	
A-1-3	平成 29 年度地域社会と中小企業案内	
A-1-4	平成 29 年度地域産業振興論案内	
A-1-5	大学院研究講座チラシ	
A-1-6	大学院公開講座チラシ	
A-1-7	平成 29 年度カルチャー講座&頭脳スポーツ・特別講座受講生募集案内（春期・秋期）	
A-1-8	平成 29 年度比較地域研究所第 6 回市民ビジネス講座チラシ	
A-1-9	平成 29 年度第 14 回 大阪商業大学比較地域研究所講演会チラシ	
A-1-10	平成 29 年度アミューズメント産業研究所第 16 回特別展示チラシ	
A-1-11	平成 29 年度大阪商業大学アミューズメント産業研究所第 9 回公開講座チラシ	
A-1-12	平成 29 年度商業史博物館主催事業（企画展、展覧会、シンポジウム、公開講座、古文書講座）案内	
A-1-13	平成 29 年度総合交流センター（地域振興）事業報告	
A-1-14	大商大アントレ・ラボ案内	
A-1-15	大商大リエゾン・オフィス案内	
A-1-16	東大阪市と大阪商業大学との連携・協力に関する包括協定書(写)	
A-1-17	河内の郷土文化サークルセンター（大学ホームページ）	
A-1-18	大阪商業大学企業交流会会則	
A-1-19	大阪商業大学企業交流会会員一覧	

<<平成 30 年度 自己点検評価委員会>>

委員長 谷 岡 一 郎 (学 長)

副委員長 片 山 隆 男 (副学長)

長谷川 孝 好 (事務局長)

委 員 南 方 建 明 (副学長)

西 嶋 淳 (経済学部長)

孫 飛 舟 (総合経営学部長)

裕 永 佳 甫 (公共学部長)

山 内 康 弘 (経済学科主任)

和 田 伸 介 (経営学科主任)

松 尾 俊 彦 (商学科主任)

松 村 政 樹 (公共学科主任)

伊 藤 房 雄 (事務局次長)

田 畑 麻 貴 子 (教務課長)

奥 山 清 高 (庶務課長)

大 阪 商 業 大 学

自己点検評価報告書(第 13 号)

平成 30 年 10 月 17 日 発行

編 集 大阪商業大学 自己点検評価委員会

発行者 大阪商業大学

〒577-8505 大阪府東大阪市御厨栄町 4-1-10

TEL 06-6781-0381(代表)